

平成30年 3月14日

平成30年 3月15日

標 茶 町 議 会
平成30年度標茶町各会計
予算審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

標茶町議会平成30年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録目次

第1号（3月14日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第29号 平成30年度標茶町一般会計予算	5
議案第30号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	5
議案第31号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計予算	5
議案第32号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計予算	5
議案第33号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	5
議案第34号 平成30年度標茶町簡易水道事業会計予算	5
議案第35号 平成30年度標茶町病院事業会計予算	5
議案第36号 平成30年度標茶町上水道事業会計予算	5
総括質疑	
深見 迪 君	45
平川 昌昭 君	52
渡邊 定之 君	60
散会の宣告	62

第2号（3月15日）

開議の宣告	67
付議事件	
総括質疑	
鈴木 裕美 君	67
松下 哲也 君	79
本多 耕平 君	84
熊谷 哲也 君	99
櫻井 一隆 君	102
後藤 勲 君	109
川村 多美男 君	119
閉会の宣告	124

平成30年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成30年3月14日（水曜日） 午前11時00分 開会

付議事件

- 議案第29号 平成30年度標茶町一般会計予算
- 議案第30号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第31号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第32号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第33号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成30年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第36号 平成30年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（12名）

委員長	菊地誠道君	副委員長	渡邊定之君
委員	櫻井一隆君	委員	後藤勲君
〃	熊谷善行君	〃	深見迪君
〃	黒沼俊幸君	〃	松下哲也君
〃	川村多美男君	〃	鈴木裕美君
〃	平川昌昭君	〃	本多耕平君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 舘田賢治君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君

総務課長	牛崎康人君
企画財政課長	高橋則義君
税務課長	武山正浩君
管理課長	相原一久君
住民課長	松本修君
保健福祉課長	伊藤順司君
農林課長	村山裕次君
農林課参事	柴洋志君
育成牧場長	類瀬光信君
水道課長	細川充洋君
建設課長	狩野克則君
事業推進室長	常陸勝敏君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	中村義人君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	相撲浩信君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(議長 舘田賢治君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(舘田賢治君) ただいまから平成30年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

(午前11時00分開会)

◎委員長の互選

○議長(舘田賢治君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

本多君。

○委員(本多耕平君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま本多委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、本多委員からの指名推選に決定いたしました。

本多君。

○委員(本多耕平君) 委員長には菊地委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願

います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま本多委員から、委員長に菊地委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には菊地委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

（委員長 菊地誠道君委員長席に着く）

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（菊地誠道君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

本多君。

○委員（本多耕平君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（菊地誠道君） ただいま本多委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、本多委員からの指名推選に決定いたしました。

本多君。

○委員（本多耕平君） 副委員長には渡邊委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（菊地誠道君） ただいま本多委員から、副委員長に渡邊委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長には渡邊委員が当選されました。
休憩いたします。

休憩 午前11時04分
再開 午前11時05分

- 委員長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第29号ないし議案第36号

- 委員長(菊地誠道君) 本委員会に付託を受けました議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号を一括議題といたします。

議題8案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第29号から議案第34号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第29号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第29号、一般会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(菊地誠道君) なければ、2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員(本多耕平君) 少し飛びますけれども、64ページの地域おこし協力隊240万円が組まれております。事業説明書の中では、移住促進事業820万円、地域おこし協力隊ということで事業の概要で出ておりますけれども、これについてのいま一度、私の聞き漏れがあったかもしれませんけれども、もう一度説明をお願いいたします。

- 委員長(菊地誠道君) 企画財政課長・高橋君。

- 企画財政課長(高橋則義君) お答えいたします。

予算説明資料11ページの2款の一番最後の移住促進事業820万円、事業の概要につきま

しては、地域おこし協力隊ほかとなっております。この事業につきましては、2本の事業をまとめてございます。1本目は、地域おこし協力隊の予算として409万2,000円、これは協力隊の報酬ですとか、旅費ですとか、補助金等の経費になっております。もう一点が馬による町の移住促進事業の経費で、440万8,000円ということになっております。これについては、昨年度から実施しておりますが、さまざまなモニターツアーの実施ですとか、また、引退馬の引き受け等の経費について計上させていただいております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 今の質問につけ加えてなのですけれども、このちょっと移住促進というのが、具体的にどういうことなのか聞きたかったのですが。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 平成29年度から、平成29年度は6月の補正予算で予算対応させていただいておりますが、地域おこし協力隊員を1名、今、採用して、去年は9月に首都圏の乗馬ファンの方々をお呼びして、2回に分けて、それぞれ3日間のモニターツアーを行っております。ほぼ、日程の中では、標茶町内の阿歴内の馬の施設ですとか、あと虹別のホテルの周辺ですとか、あと中標津のムツ牧場等も含めて、また、多和平も含めて3日間、乗馬三昧のスケジュールで、それぞれ参加された方には好評を得ておりますし、リピーターというお話も受けておりますし、情報については、毎月の広報の中で1ページの情報の中で提供させていただいております。

今年度につきましても、さらに強化した中で、乗馬のツアーの関係と、もう一点は、首都圏の乗馬クラブの中で引退した馬を標茶町のほうで預かってもらって、その経費についても町のほうで面倒を見ながら、昨日も寄附金の中で説明を申し上げておりますが、その事業に賛同していただける方々のふるさと納税も募りながら、引き続き事業を実施していきたいという計画となっております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） どういうふうに移住の促進にそれが結びつくのか、もうちょっと具体的に見通しについて教えてください。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 1点目に、地域おこし協力隊の任期というのが、最長で3年間となっております。3年間、ことし2年目ですのでまだ中間年ですが、3年間で一定程度、言葉としてどうかかわからないですけれども、ビジネスとして成り立つようであれば、今の協力隊員の方が、標茶の中で事業を行いながら、もっと大きなビジネスになるような

事業展開も考えているようでありますので、町としては、地域おこし協力隊員として使えるうちについては、お試しという言葉がどうなのかわかりませんが、3年間は事業としてなるように、今、助走期間ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 今の地域協力隊員の、これは昨年からの設置要綱等々もございませうから、これが一応説明も受けておりました。そこで、この方のいわゆる特別職の非常勤であるということも、昨年説明を受けておりました。ただ、身分的には、ほかの仕事も兼務できるというような、特別職の非常勤ですから、それはあり得る、そういう可能性もある、この3年間の間に。そういう位置づけは、ちょっと設置要綱等にはそれはうたっていませんから、その辺ははっきりしなければならないということと、これは北海道、いろんな形で採用を積極的にやっておりますから、当然そのことも、1日7.5時間ですか、1週40時間以内の作業という仕事ですから、当然、その余暇を何かの形で活用していただくという可能性も出てきた場合に、そういうようなことについてはいかが考えているのかなということ、この隊員の方に対する身分的なものですね、その辺はいかが考えていますか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 地域おこし協力隊員を募集する段階で、かなり馬に特化した事業という業務の内容で募集しておりますし、その活動状況については、毎月、日報等で報告を受けて、私も確認しておりますし、1名の方で今の業務量を行うということでは、ほかのものについては、その方のキャパといいますか、容量からいってもなかなか厳しいのかなと思いますし、地域おこし協力隊については、この後、新しい予算も出てきますが、それぞれの特化した業務が出てきた場合については、新たな協力隊員を町のほうの考えの中で募集するという考えでおりますので、現在、この馬の協力隊員の方については、現在の任務で精いっぱいやっていただけるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 今のお答えで、新たな隊員募集も視野に入っているということは、それは今年度ということで捉えてよろしいのですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 7款のほうで出てまいりますので、そちらでお尋ねいただければと思います。

（「では、7款で聞きます」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 63ページの負担金の関係ですが、日本ハムファイターズ応援大使事業負担金15万円。どこへの、これ負担金になるのでしょうか。あるいは、町としての事業といたしますか、その辺もし考えていれば伺っておきたい。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 今年度、北海道日本ハムファイターズの応援大使ということで、選手の方も決まっておりますし、1年間、標茶町とのかかわりの中で事業を実施することになっています。

事業内容について、まず概要についてお答えしたいと思いますけれども、応援ツアーというのを札幌ドームと、あと釧路市民球場の試合会場でも、今、企画しようと考えております。また、町のさまざまな産業まつりですとか野球教室のときに、いろんな講師だとか、着ぐるみのB・Bという方においていただくようなことも考えております。また、最大のメインについては、ことしの11月、シーズン終了後に選手の方2名においていただき、町のほうで交流を深めていただくようなことも考えております。

19の負担金につきましては、札幌ドームの試合会場で「なまらうまいっしょ！グランプリ」という、外側のほうでいろんな出店だとか焼き肉コーナーだとかを出すのですが、そのときの出店料というのがかかることになっているので、その経費となっております。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それでは、今の後半のなまら何とかというところに出店料が取られるということだというふうに認識するのですが、本町として出店をするということですか。いいですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えします。

議会が終わった後に、ちょっと全町的に取り組みたいということで考えておりまして、町を初め、農協さん、商工会さん、観光協会、それから体育協会、さまざまな団体と連携して、ちょっと全町的な取り組みを考えております。そして、「なまらうまいっしょ！グランプリ」につきましても、うちのほうで物産の関係でさまざまな、焼き肉だとか、そういうノウハウがありますので、そのような方向で、今、検討しております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 63ページ、11節の需用費の修繕料891万円の金額なのですがけれども、この内容をお知らせいただきたいのと、あと、64ページの19、標津線代替輸送連絡調整協議会負担金、ここの項目で情報として若干、バスの路線の減便等の話があるのですがけれども、その辺のことと、この金額との絡みはあるのかお聞きします。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 修繕料と負担金のかかわりについてはありません。修繕料については、町バスの修繕料だと思います。

（何事か言う声あり）

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

11節需用費の中の修繕料の内訳ですが、普通乗り合い乗用車、普通乗用車等の車検整備、そのほか3カ月点検料、タイヤ等の組みかえ、もろもろ含めた形の中で879万1,000円を計上しております。

（何事か言う声あり）

○委員長（菊地誠道君） よろしいですか。

（「1つで3回ね」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

修繕料の内訳ですが、路線バスで、バス7台の車両の車検整備に210万円、3カ月点検に50万円、その他タイヤの組みかえ、一般修理と合わせまして245万円、タイヤの購入等、夏タイヤ、冬タイヤ、それぞれ台数分の購入等含めた金額で879万1,000円となっております。

以上です。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 考え方のあれなのかもしれない、タイヤとかそういうのは消耗品の感じがするのですがけれども、その辺、ここに、では全部、車検からタイヤだとか全部入

るということの理解なのですね。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） 修繕料の内訳としましては、今、話しました点検整備、車検等、それとタイヤの購入等を含めた部分で予算計上しております。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 先ほどの質問の仕方、ちょっと紛らわしくなってしまう申しわけありません。改めて、2目の19、標津線代替輸送連絡調整協議会の負担金の部分で、バス路線の変更、減便等があることによって、この数字は変わるのですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 当初予算で載せておりますのは、運行費にかかわる負担金でありますので、減便された場合には運行費は当然減ってまいりますので、負担金に影響はあると思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 54ページの15節、工事請負費で、公衆無線LAN環境整備工事請負費、5カ所の避難所施設に設置するということでしたけれども、これは別に避難時点でなくても、常時、無線LAN対応で使えるということでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

緊急事態のみに開放するという考えではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） ということは、常時使えるということだね。

では次に、18節の備品購入費の1,395万9,000円、これについてちょっと内容を教えてください。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

パソコンの更新費用でございます。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 今、庁舎内というか、各所で使っているパソコンの古くなったのを更新ということですね。わかりました。

もう一点、56ページ、18節の備品購入費で、昨日の説明で、機器購入費でタブレットを

購入すると聞きました。これの内容と台数をお聞きしたいのですが。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

備品購入費でございますが、固定資産の現地調査に使用する一応補助システムということで、現況調査に出る場合に、現在、GISのデータ、航空写真と地番図の重ね合わせをしたものを紙ベースで持って出ているのですけれども、それを持って出て現地調査をしても、調査した内容が遺失してしまうとか、要するに課税の状況に反映できないものが出てきたりするというので、それを補うために、タブレットにその情報を入れて現地の調査に出たいということで、システム導入を考えております。一応、タブレットの台数は2台を考えております。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） 済みません。先ほど熊谷委員からのご質問で、質問の冒頭に5カ所の避難所というふうに聞こえたのですけれども、30年度においては4カ所で予定をしております。開発センター、塘路住民センター、茶安別、それから阿歴内の公民館でございますので、よろしくをお願いします。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 今のタブレットの件なのですが、2台にしてはちょっと金額が大きいのと思うのですが、これは、要は、タブレットに本庁にあるPCか何かの情報を移して、現地で全部書き込めるようなシステムを全部ソフトとして組むということなのか。その辺はいかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 当然タブレット2台で済むわけではございませんので、データ管理しなければならないので、PC、要するにデスクトップ型のパソコンの導入もしなければなりません。それと、そのシステムは、機械だけ買っただけでは動きませんので、当然ソフトが必要になりますので、システム一式含めての金額ということになります。ご質問はされてはおりませんが、この委託料の12番の12万円は、これの保守委託用の委託料ということで計上しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 2項3目15節、77ページの工事請負費で、エアコン設置ということで説明を受けましたが、ちょっと聞きとれなかったのですが、このエアコンの改めてどこの施設ということと、工事費ですから、設置費を込みでこの予算か、そうすると1台どのぐらいの機器費を見ているのか、ちょっとそこだけお聞きいたします。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

エアコン設置につきましては、昨年度、道の監査によりましてご指摘を受けまして、調理室の設定温度が、ある一定程度になるということは避けなければならないという指導を受けまして、その温度を下げるために、みどり保育園、すみれ保育園、ひまわり保育園、たんぼぼ保育園の調理室に、それぞれエアコンを設置するというものでございます。それぞれ居室のスペース、面積によって、取りつけるエアコンが変わってきますので、それで単価的には変わりますけれども、基本的に工事費を含めた金額を計上しているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 67ページの19節負担金で、民生委員協議会補助金が増額になっておりますが、今回、協議会としては研修等々があるのでしょうか。増額の内容。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

平成30年度におきまして、民生児童委員さんの視察研修を予定しておりまして、それに充てる経費を計上しているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 69ページの老人福祉費の中での備品購入、器具購入とは何なのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

69ページ、18節の備品購入費でございますが、緊急通報システムということで、自宅から黙って出る方が、その方をすぐ発見できる形で、30年度はペンダント式の緊急通報装置を購入するということでの経費でございます。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 74ページ、委託料。学童保育運営委託料が大きく増額されておりますけれども、運営のふえた理由ですね。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

ただいま、学童保育につきましては、標茶地区、虹別地区、塘路地区、磯分内地区、中茶安別地区と5地区において開催されていますけれども、今回増額する分につきましては、基本的には現状変わっておりませんが、国の補助単価が変わったことにより、今回増額になったという部分でございます。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 常設保育の76ページ、それと特別保育の関係なのですが、76ページの需用費の中に医薬材料費4万4,000円というふうになっておりますが、これは、医薬材料とはどういうものをいうのか、あるいは特別保育所にはその部分が載っておりませんが、関係ないのでしょうか。伺います。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時40分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

76ページ、11節の医薬材料費でございますけれども、たんぼぼ保育園並びにひまわり保育園における、医薬品の購入費でございます。僻地にないのは基本的に救急箱等の中身の補充ということで、それに対応するもので、全ての保育園ではあるというふうには考えていませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 68ページ、2目老人福祉費の中の13節除雪委託料80万円とあります。どこへ委託しているのか。

それと、その下の業務委託料240万円ありますけれども、これの内容について説明をお願いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

68ページ、13節委託料の除雪委託料でございますけれども、厚生勤労者企業組合様と茶

安別地域振興会のほうに委託をしておるところでございます。

下の業務委託料につきましては、社会福祉協議会とウェルフェアさんをお願いしている給食宅配の分でございます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 除雪の委託料でありますけれども、今2カ所、企業組合と茶安別の地域振興会ということでありまして、これは、1年間、例えば丸投げですか、それとも、除雪の戸数、件数によつての金額が違ってくるのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

厚生勤労者企業組合さんにつきましては、単価掛ける何人ということで計算しております。これにつきましては、毎年度、除雪をお願いしたいという申請があった世帯に対して数字を押さえているところで変わります。茶安別地域振興会様をお願いしている部分につきましては、一応、総体の戸数を把握した中で、単価掛けるその戸数ということでしてるところでございます。一応、30年度につきましては、茶安別地域振興会様につきましては、1万円掛ける10戸ということで10万円ということで予定しているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、特定の茶安別ということをお教えいただきました。茶安別にこだわるわけではないのですけれども、それは、10件掛ける単価日数と言いました。ということは、1年間ということではなくて、それは1年間に5回除雪に出ようが10回出ようが同じということに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） 出た回数ということで、予算計上しております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ということは、これは勤労組合であろうと茶安別だろうと条件は同じですね。ということで捉えてよろしいのですね。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） 大変失礼しました。厚生勤労者企業組合さんのほうは、単価掛ける人工数で計算しているところございまして、茶安別振興会さんのほうは、1万円掛ける世帯数ということですので、例えば、シーズン何人出たかという、何人工というよりは、その1世帯において年間1万円という計算になるかと思ひます。ですので、何回出ても、年間、その世帯については1万円ということになります。

(「まあ、いいか。いい」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員(熊谷善行君) 87ページの5目墓地火葬場管理費の15節工事請負費で、きのうの説明では500万円、園路の整備という話でしたけれども、あそこの中に公園みたいな形でやられるという発想でいいのですか。

○委員長(菊地誠道君) 住民課長・松本君。

○住民課長(松本 修君) こちらの工事請負費につきましては、標茶霊園の1区の工事のところの園路が非常に傷んでいるということで、平成28年度から実施しておりまして、28年、29年、ことし30年で全部の園路の路盤を補修するというので、今年度につきましては223メートルの残りの部分を補修する計画でございます。

○委員長(菊地誠道君) 熊谷君。

○委員(熊谷善行君) 園路というのは、駐車場とか、あの周辺ということで捉えていいですか。

○委員長(菊地誠道君) 住民課長・松本君。

○住民課長(松本 修君) お墓が立っている墓所の前の、ふだん人が歩く、通常では人が歩くところの園路でございます。

○委員長(菊地誠道君) 熊谷君。

○委員(熊谷善行君) 89ページ、13節委託料の施設維持管理等業務委託料6,226万円、これは、新しいクリーンセンターと最終処分場の関係かなと思うのですけれども、その辺の内訳を教えてください。

○委員長(菊地誠道君) 住民課長・松本君。

○住民課長(松本 修君) 施設維持管理委託料、この内容につきましては、現在の最終処分場に関する水質検査、それから焼却施設に係る検査等の金額、そして最終処分場につきましては、30年度から2カ所の維持管理ということになりますので、金額が上がっております。それと、リサイクル施設の機器、缶とかペットボトルを潰す機器の点検、それと新たな施設の全体的な業務委託ということで6,226万円となっておりますけれども、この金額の割り振りににつきましては、一応、予定価格をそれぞれここで発表してしまうと、予定価格といえますか、そういうことも推測されることになりかねませんので、ちょっと

発表は控えさせていただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 今の中で、缶を潰したりという話がありましたけれども、これ、下のほうの容器包装再商品化委託料のほうに入るのではないですか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 容器包装再商品化委託料、これにつきましては、その他プラスチックの処理委託料でございます。こちらのほうを標茶で集めまして、釧路の処理業者のほうに搬出しているわけですが、その処理委託料になってございます。

（「いいです」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 88ページの19節合併処理浄化槽設置整備事業補助金3,055万円、今年度どのぐらいの件数を予定しておりますか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 平成30年度につきましては、5人槽が9基、7人槽が10基、10人槽が2基で、合計で21基を予定しております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 89ページ、先ほど熊谷委員のほうから委託料について質問があったのですが、この別立てで調査設計委託料660万円、これは予算説明資料でも触れておりますけれども、マテリアルのリサイクル推進施設のいわゆる設計委託料。これからそれを発注予定だと思っておりますが、せんだって新聞報道で、この設計に当たって、いろいろロードヒーティングですとか給湯を活用した等々載っておりますが、これはちょっと設計する、発注に当たって、この焼却施設は4月1日からいよいよ始まると。処理能力が8トンですから、これ環境影響に対する何かアセスメントというのですか、要するに国のほうで補助を受けている関係で、そういった面の、設計サイドでそういうのを考えているのか、必要であるのか。これ、5トン以上の場合、多分、環境省の補助かなと思いますけれども、そういった面は、どの程度まで、この設計内容を考えているのかなと。ここで注目したいのは、ロードヒーティングを管理道路に活用したいのだと。画期的なことだとは思いますが、前段、そういった面の環境に対するアセスメント等々については、どのように捉えているのかなと。そこだけお聞きいたします。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 本年度、事業名としては、マテリアルリサイクル推進施設整備事業ということで、補助交付金の関係からこういう名前になっておりますけれども、この施設を建てる位置が、ちょうど現在の焼却施設が建っている位置を計画しております。この調査設計委託というのは、現在の焼却炉を解体するための環境調査、ダイオキシンがどのぐらいあるとか、そういう解体のための調査設計費となっております。

そして、委員が言われました熱の利用ですけれども、それに対するアセスといたしますか、それは、平成27年度からの調査設計の時点で調査して、国に申請を出すときに資料については添付しております、現在の施設については、もう既に3月に検定終わるわけですが、ロードヒーティング等で熱利用ということで計画されております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 解体費用についての設計サイドの費用であると同時に、今言われたロードヒーティングにも活用する内容であるというのは、ちょっとわからなかったのですよ。つまり、まだ4月1日から稼働した中で、給湯暖房、ロードヒーティングに、管理道路に活用しようではないかと、これは将来的な施策としてわかるのですが、今、解体するために、ここで660万円計上しているのだと。それは、即ロードヒーティングへの活用策ということにはならないのではないですか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） ちょっと私の説明が悪かったかもしれませんが、現在のこのマテリアル施設につきましては、現在ある施設の解体だけに関する調査費でございます。ロードヒーティングについては、既に現在の施設のこれから4月から稼働する施設から利用する熱については、もう施工済みといたしますか、もうロードヒーティングは設置されております。新たにロードヒーティングを違うところに設置するという計画はございません。

（「はい、わかりました」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ほかに。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 85ページの環境衛生の需用費です。印刷製本費、少ない、6万5,000円ですが、これの内容。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 3目環境衛生費の印刷製本費ですけれども、こちらについては、狂犬予防の注射のときに注射済み票を発行しているのですけれども、その注射済み票の印刷等の金額6万5,000円でございます。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 90ページです。ごみ処理施設整備対策費の負担金及び補助金の関係で、ごみ減量化資源対策30万円あるいは家庭ごみ減量化推進事業補助金ということで、本年度も新しいものにも補助するというので、何ボックスというの、ダスボックスでもなくて。そういうのもあるのですが、これの内容を教えてください。コンポストだとかいろいろありますよね。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 本年度の家庭ごみ減量化推進事業費の補助金の内容ですけれども、ディスポーザー5基、電気式生ごみ処理機1基、コンポスター8基。それに本年度から、ごみ箱といいますか、ごみを排出するときの容器、例えば亜鉛製のメッキのごみ箱、メッシュ型のタイプですとか、あとペール缶、大きな缶、それと120リットルぐらいのポリバケツとか、あと、黄色とか青とかでかけるネットとかもございませぬけれども、そちらについて、1世帯につき1回限りということで、補助を今年度から開始したいと考えております。補助の内容については、おおむね5年以上標茶町に在住されている方、新築されている方につきましては、もうずっと住まわれるということが明白ですので、1年目から補助ということで、上限が2万円ということで、購入の金額は2万6,600円を超える分については自己負担となります。そして、件数につきましては35件程度、2万円の35件、70万円がごみ箱関係の補助金の予算となっております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませぬか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 91ページ、2目、これの13節及び19節かな。

（「5款行ってないの」の声あり）

○委員（櫻井一隆君） ああ、そうか。行ってないか。

（「それ5款だ」の声あり）

○委員（櫻井一隆君） 5款だね。失礼しました。

○委員長（菊地誠道君） ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時07分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 午前中もちょっと言ってしまったのですが、91ページの2目、その13及び19について質問いたします。

この委託費についてですけれども、その内容と委託先、これはどういうことになっているのか。

それから、ついでに19節ですね、ここの労働団体の祭典の事業補助金というのはどういう名目になっているのか、これをあわせて2つお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 初めに、委託料の関係でございますが、季節労働者の生活安定のための冬期間の雇用の場の確保ということで、2つの企業組合のほうに委託を行っております。主な業務につきましては、トレセンの裏にあるスケートリンクの造成、その他公共施設の維持修繕等に活用されております。

次に、労働団体祭典実施事業補助金の内容についてであります。勤労者福祉活動を活発に行っている連合標茶地区連合の、メーデーや文化祭典などの各種事業を開催する際に、町としての補助を行っているものでございます。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 今ちょっと聞こえなかったのですが、公共施設の維持整備というのですか、これは委託費のところですね。そこをもうちょっと、どのような整備を考えているのかな。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 補足をさせていただきます。

例えば、教員住宅の解体業務ですとか、町の施設にある支障木の伐採業務、あとは農村公園、広場のトイレの補修ですとか、各町有施設の外周の柵の塗装事業とか、そういった細かい手作業で行える業務について、委託として行っております。

（「わかりました。いいです」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 19のところ、先ほど言った労働団体、この祭典というのは、どのようなことをやっているのでしょうか。余りメーデーなんかで、昔はよくプラカードを持

って歩いてみたいなのですからけれども、今はどんなふうになっているのですかね。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） メーデーについては、毎年行われていると思います。歩いているかどうかというのは、今はそういうものはやってはいないと思いますけれども、施設の中で行われているというふうにお聞きしております。

（「いいです」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 90ページの勤労者会館の委託料、保守点検となっておりますけれども、どこに委託をしてどのような点検をなさっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 保守点検委託料の内容でございますが、消防設備の保守点検となっておりますので、そういう専門の業者がありますので、そちらのほうに委託しております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 消防設備の点検だけですか。それに165万円という金額がかかっているのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 保守点検委託料以外に、91ページの管理委託料、これについては施設の管理について委託を行っております。

○委員長（菊地誠道君） ほかに。

本多君。

○委員（本多耕平君） 建物の管理、どのような建物の管理、どのように管理をしているのでしょうか。管理の内容。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 施設の解錠、施錠と、日常的な施設の管理一式ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 管理人という方がいて、その人に管理を委託しているというふうには理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 日常的に管理人という方は置いてございません。管理人

は置いておりません。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 日常的に管理人を置かないで、かなりの勤労者会館の使用があるとすれば、その管理をしているということなのですから、では、この管理費はどこに払っているのですか、どなたに払っているのですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 標茶地区連合という団体に払っております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） といいますことは、主たるものは、その地区連合がそこを使っていて、そこに管理をしてもらっているというふうに理解してよろしいのでしょうか、今のお答えですと。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 施設の利用については、連合も使われておりますが、その他の団体についても使われておりますし、富士町内会についても利用されているというふうに把握しております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） しつこいようでごめんなさいね。となりますと、ですから、その管理費は、どこにどういうふうに払っているのかということをお聞きしているのです。使用しているのはわかります。いろんな団体ですとか町内会ですとか、それはわかるのですが、その、ここにある管理委託料でありますから、当然、勤労者会館の管理だと思うのですが、それはどこにどういうふうに払っておられるのかということをお聞きしたいのです。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 委託先である連合標茶のほうに、月払いで払っております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今のお答えではっきりいたしましたけれども、いわゆるその労働団体のほうに月決めで払っているということになりますと、月々幾らで、その決済内容はどのようになっているのでしょうか。毎月定額なのか、それとも12カ月どのように払っておられるのか。さっき言われたように、労働団体だけではなくて町内会ですとかいろんなところが使っているとすれば、それを代表して、いわゆる管理しているのが地区労となりますと、1年間のあれを、159万円ですか、それをお願いしますということで地区労にや

っているのか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 勤労者会館の管理及び清掃に関する業務委託の積算根拠といたしまして、人件費その他諸経費ということで、月々12万2,650円掛ける12カ月に消費税で端数、予算書でありますから1,000円単位にすると、159万円という金額となっております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、課長が言われました、いわゆるその159万円の基礎たる根拠、それは人件費云々と言いましたけれども、その基礎となるというのは、何を基礎にして…、まあ、これできないかな、これ以上は。どのような基礎根拠でもって159万円というのは、はじき出しているのでしょうか。人件費もろもろありますけれども、その人件費の積算として、例えば、それはどういう基礎にして、人件費をはじき出しているのか。おれ耳聞こえないから、余りよその話聞こえてこないのかわ。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 計算式というご質問ですので、1日5,000円掛ける、およそ23日の管理運営を想定し、掛ける23で11万5,000円、プラス土日に開館する部分を時間外ということで、月5,750円プラスした中で、月額の金額を積算しております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 最後にお聞きいたします。

その積算となります、今言われましたように、1日5,000円ですとか、平均すれば23日というのは、これは管理を委託しているその労働団体のほうから、このようなことになるからこれだけの管理費をお願いしますということになったのでしょうか。それだけ最後にお聞きします。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 勤労者会館に限らず、施設の管理委託については、およそそのような積算方式となっていると思います。予算は予算として、委託する際には見積もり合わせなり入札を行いますので、その中で団体がどのような金額で入札してくるというのはまた別の話になりますが、町の予算の見積もりとしては、この159万円を予算として見積もっているということでご理解をいただきたいと思います。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 91ページの農業費の中で、別紙の157で新規就農支援事業の中で人夫賃436万2,000円とありますけれども、この内訳等々をお願いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

新規就農者の人夫賃ということでございますが、これに関しましては、研修生の、ご夫婦で研修しているわけですが、奥さんがとりあえず研修場所として育成牧場で臨時職員として働くことがございまして、その人夫賃を計上してございます。計算式としては、一応、賃金として240日の1日8,630円ということで、2人工を予定して積算しております。

（「了解」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 156ページの農業企画費、ここの工事請負費で、計上で735万8,000円、きのう説明を受けたときに、磯分内と塘路のトイレと言っていましたけれども、これは駅前のやつですか。今まで、たしか何回か議会でも、塘路の件に関しては、通年使えるようにしてほしいという話があったと思うのですが、急遽そう変わった理由も含めて教えてください。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

過去にも要望があったということなのですが、今回につきましては、地域からの要請がありまして、それに応える形で農村公園のトイレを改修することになりまして、中身といたしましては、磯分内の農村公園は、これは和式から洋式、過去にあった要請というのは何か女と男を別々にできないかというような要請だったと思うのですが、それは過去に答えたとおりですが、今回は和式から洋式へ変更してくれということなので、これについて工事をさせていただくことになります。

もう一点については、塘路駅前公園、これについても地域要望ということで、通年化で開けてくれという要望がありましたので、それに応えるような形で、今回、工事を考えております。中身につきましては、これも、女子用の工事を1基増設いたしまして、男子用のトイレも和式から洋式という1カ所、あと、通年というか冬もあけるということで、寒さになるべくさらされないようにということで、中の暖房器具の増設といいますか、そう

いうものも含まれております。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 今ちょっと基数を確認、塘路なのですけれども、全部で女子用が何基、男子用が何基というのを知りたいのです。あそこはよく見ると、夏なんか行ってみると、非常にたくさんの観光客がおられて、トイレ待ちしているのですよ。そういう状況があるから、数もある程度ないと対応できないのではないかと思うのですけれども、もう一度お願いします。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

女子用なのですが、ただいま2基あるのですが、それを3基に増設ということで。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今、熊谷委員のほうから質問された塘路の駅前のトイレの関係ですけれども、ここで言う計上の業務委託料は、それに該当するのでしょうか。冬期間も使用できるということであれば、どこに管理を委託するのか、その業務委託料に係る計上でしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

ただいま委託料の関係なのですが、これにつきましては、先ほど質問がありました、冬期間あけるということで、そこに係ります清掃費用ですとか、あと除雪等も必要になりますので、そういう費用も含めてこれだけの費用が必要だということで積算させていただいています。これにつきましては、地域会で受けていただけるというふうに聞いております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 159ページに、今回も林業専用道路の開設事業を載せております。内容は、調査路線、測量費と事業費2つに分けての項目かと思いますが、ここの茶安別地区の今回は6線ということで、北から南に図面上では1,136メートルの距離と。この茶安別地区の、昨年一昨年も続けて、主に林業道は茶安別地区に集中して施策として取り組んでいるのではないかなと私は思っているのですが、ことしもそういうような施策の中で林道を開設しようとする。この辺について、施策的にはどういう考えで計上しているのかということをお伺いしたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

ただいまご質問ありました林業専用道なのですが、昨年度も茶安別地区で実施しております。本年度につきましても、ただいまありました茶安別6線というのを一応工事計画しております。そのほかに、ことしにつきましては、茶安別10線というのを調査設計をかけておまして、これにつきましては来年度実施予定でございます。ここの計画なのですが、林分が結構、高林分でございまして、それにつきましては、この林道を開設次第、間伐に入っていこうという計画になっておりますので、ご理解願いたいと思います。

（「はい、いいです」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質問ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 159ページ、有害鳥獣駆除事業の部分の委託料の項目です。この委託料というのが数字的にすごいなというぐあいに感じたのですけれども、この内容について。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

有害駆除委託料の中身ということだと思いますが、中身につきましては、頭数掛ける単価で積算しております。まず、キツネについては1,000円単価の80頭予定で、カラスにつきましては200円単価の800羽、エゾシカについては8,000円の単価で2,500頭を予定しております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、7款商工費について質問を許します。

ご質問ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 先ほど7款のほうということのご指導がございましたので、この105ページの観光費の中で、改めて地域おこし協力隊員の報酬等々を計上しております。これは、今年度も改めて募集しよう。ただ、前回のこの載せたのと若干報酬額が違うのではないかなと思うのですが、その差と、先ほども質問しましたが、この募集の中で協力隊員の上限額というのは、いろんなことを含めて前年度と変わらないようになっているのか。今回、観光ということの立場で、それに携わっている人を募集しようということですが、大体どういう目的というかな、そういった点をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 2款の項目では、大変失礼いたしました。

7款の地域おこし協力隊の関係であります。30年度新たに隊員を募集するものであります。予算の説明資料にありますように、観光振興対策のために1名の募集という予定をしています。報酬については月額20万円ということで、当初からなかなか募集に応じられる方がいないのではないかとということ想定しまして、30年度は10カ月分の200万円の報酬ということで予定しております。その他、協力隊員の研修の旅費ですとか、さまざまな企画立案する際の需用費関係、それから役務費、あと協力隊員がさまざまな事業を実施する際に必要とする負担金等の予算化で、総額574万3,000円の予算を計上させていただいております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） この募集の方法は、前回と同じように都市部のほうで募集を起す。具体的にはどこの、例えば道を通して、そのところの、北海道あらゆるところから募集されていると思うのですが、標茶町の場合も、三大都市圏にという前回ご説明がございました。今回も、実際、具体的にはどのような募集内容でやろうとしているのですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 地域おこし協力隊につきましては、国の総務省のほうで制度としてつくりつけられておりますので、その中の決められた中での活用となります。募集につきましては、三大都市圏を初め都市圏以外にも条件不利地域ということで、標茶町のような過疎地域という市町村は除かれるのですが、おおむね中規模の都市であれば協力隊員を募集できるということでありますので、そういった募集の要項をつくりまして、議会が終わった後に、全国のほうになるべく広い情報提供をしながら、募集をかけていきたいというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 具体的に、ネットを通して開いていただこうとか、募集内容の、具体的にはその募集事項をどこに掲示して、どこにどういうルートでやっているのかと聞きたかったのです。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 全国発信ですので、町のホームページ、また、新聞等の活用をしながら、全国の皆さんに伝わるような形を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それで、先ほどもちょっとお聞きしたのですが、特別職である非常勤ということの条件つきですので、いろいろ制約というのは特段あるやなしやなのですが、ここでお聞きしたかったのは、そういう方々が、上限で3年間ということで、1年ごとに見直しをしながらやっっていこうというのが基本的な趣旨だと思うのですが、その方に対する、いわゆるほかの仕事をしてはどうかこうかということの縛りというのですか、特段そういうことについては、うたっているのか、うたっていないのか、それは禁止しているのかとか、そういったものの約束事というのですか、特段そういうことについては触れていないのですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 地域おこし協力隊員の身分につきましては、あくまでも標茶町特別職の職員で非常勤の者という定めがありますので、町の決まった中での採用となりますので、1日の勤務時間、また、週の勤務時間等も、町のそういった職員の方々と同等の扱いとなります。ただ、協力隊員ということで、行う業務等を明確に提示した中で活動していただきますので、この協力隊員の業務に特化した中での活動となるということで考えております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それでは、もう一点ほど。なかなか総括で言ったほうがいいかなと思いつながら、ここの会計予算の概要の中で、ことしは観光振興対策で地域おこし協力隊、茅沼温泉を中心とした観光振興対策というようなことの新規で、大いに観光振興ということで、今回、協力隊員を募集すると。実際的に、ここで茅沼温泉を中心とした観光振興対策で具体的に今どういうことを対策としてやろうか、これは観光振興の対策になるかと思うので、どうでしょうか、それ今お答えられるもので、その辺はいかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 大項目としては、標茶町の観光振興にかかわる業務ということで捉えていただきたいと思います。現時点で具体的に考えている業務といたしましては、観光案内及び情報等の発信業務、各種イベント支援、観光事業の企画開発、観光商品の開発、この中には町有施設であります憩の家の部分についてもかかわってくるのかなというふうに想定しております。それから、観光協会などとの団体等の連携した特産品のPRや販売業務、その他観光振興につながる業務ということで、幅広い活躍を期待しているところであります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 106ページ、13委託料の中で調査設計委託料864万円、それから15工事請負費、改修工事請負費、きのうの説明で、ちょっと地下タンクは覚えているのですが、もう一つは何だか覚えていないので教えてほしいので、これは540万円。すると、ちょうど1,404万円で、予算説明書の中に載っている観光施設改修事業、憩の家かや沼になっています。これとぴったり数字が合うものですから聞くのですが、調査設計委託料のこの864万円は、憩の家の中をどういうふうに調査して、どのようにするのかを教えてください。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 初めに、答えやすいほうから。

工事請負費ですが、受変電設備、高圧ケーブル等の耐用年数が経過しておりますので、これの改修が180万円、あと、現在、地下に入っている燃料タンクを屋外に出して設置し直す経費が360万円となっております。合計で工事請負費が540万円。

それから、調査設計委託料の関係であります。ちょっと建築の担当と確認したところ、調査期間が6カ月程度かかるということで、あの建物は築40年たっておりますので、調査した結果でどんなものが出てくるかもなかなか想定しづらいのですが、ただ、あの建物は27年度に耐震改修工事を議会の皆さんのご理解をいただいて行っておりますので、当面、施設としてはもつというふうに考えているということでございます。

それで、補修だけでは多分済まないのかなど。40年前の施設でありますので、和室の関係ですとか、2階の共同便所、それから大広間、そういったスペースも活用しながら、さまざまな現代風な、これは決定ではありませんが、例えば洋間に変えていって、個別にトイレなり洗面台なりつくるような形ができないか、また、バリアフリー対応についても検討できないかと、さまざまな考えはありますが、いずれにいたしましても、調査した結果で、絵ができた段階では、議会の皆さんにもお示しした中で、どういった方向で直していけばいいのかということをとともに検討しながら、30年度いっぱいかけて調査設計を行いたいという予算計上を行っております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 113ページですが、13委託料、マスタープラン等の委託料ということなのですが、大ざっぱでいいですから、この内容をちょっと教えていただきたいと。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 質問であります、113ページ、業務委託料の内容でございます。この中で、マスタープランの策定という形で、先日の資料の中で説明させていただきました。このマスタープランにつきましては、今から15年前、標茶町の都市計画の基本となる部分で策定されたプランがございます。既に15年経過した中、この間さまざまな災害、また、社会情勢等の変化が生じており、今この時期に見直しの必要を感じているところでございます。そのため、本計画の今の都市計画の内容に、現在の情勢が適したような形で、見直しのために、今年度と来年度2カ年を使いまして、業務委託をしましてこのプランの見直しを図る、そのための費用といたしまして、内容としましては、内訳では600万円、この中で計上しているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 都市計画マスタープランで600万円というのは、いわゆる調査設計みたいな形だと考えていいですか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） マスタープランの策定までには、さまざまな町民からの意見の聞き取り、また、全体の事業の見直し等がございます。そういった全ての事業計画、そういうものを立てまして、それぞれの計画の中で業務委託によって計画を立てていきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 補修工事のほうは野球場ということで、その下の改修工事の4,000万円というのは、ちょっと内容を説明してください。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） この改修工事4,000万円につきましては、野球場の工事に関係するもので、資料がついておると思います。予算説明資料ですね、かなり後ろのほうでございすけれども、この中で、昨年度、内野フェンスについては、事業を使いまして全て取りかえが済みました。今年度につきましては、外野フェンス、ファウルポール、スコアボード改修、これを交付金事業で申請をしております。

今現在、まだ交付金事業のほうの予算については確定がされていませんが、現段階では、この工事を主体ということで計上して申請を上げた数字でございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) まず、117ページの、昨年はなかった社会保険料、人夫賃等とは、この88万7,000円は、どこの配属になるのでしょうか。

○委員長(菊地誠道君) 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長(穂刈武人君) 共済費と、あと賃金の関係かと思えますけれども、事務局職員が、現在、育児休暇に入っております、それで、それに伴いまして臨時職員を任用しておりますので、その予算となっております。

○委員長(菊地誠道君) 鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) それから、120ページの小学校費、運営で校務補助員報酬ですね、増額になっておりますが、補助員が増員されたのか伺いたい。

○委員長(菊地誠道君) 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長(穂刈武人君) 校務補助員の報酬ですけれども、人数的には増員はなっていない。7名分ということで、年数によって報酬アップしますし、それと若干の時間外、それと小学校、中学校で異動をかけるのも予想しまして、若干、経験年数によって報酬に違いが出てきますので、それらの分も見越して昨年度よりはアップしているというような状況でございます。

○委員長(菊地誠道君) 鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 122ページ、19節の負担金補助の関係で、昨年、高度へき地学校児童修学旅行助成金というのがあったのです。今年度、小学校においては記載されておられません、予算化されておられません、対象者が今年度はいなくなったと理解してよろしいでしょうか。

○委員長(菊地誠道君) 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長(穂刈武人君) お答えしたいと思います。

この高度へき地学校児童修学旅行助成金につきましては、僻地3級地に通う児童の修学旅行費の援助ということで、虹別小学校と沼幌小学校が該当になるのですけれども、2校とも隔年で実施しております、30年度は修学旅行を実施しないということで、予算化していないということです。

○委員長(菊地誠道君) 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 126ページの幼稚園費の中の11節需用費の中に医薬材料費というふうになっておりますが、これの、先ほどの保育園のほうでも聞いたように、救急箱の設置というか追加なのでしょうか。伺っておきます。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

これにつきましては、幼稚園に設置しております救急箱の医薬品の補充の分ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 127ページの社会教育費の中で報酬ですね、生涯学習アドバイザー480万円、これは、今、生涯学習アドバイザーというのは何人いらっしゃるのでしょうか。増額されておりますので、これも増員と考えるのでしょうか。伺います。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

現在、社会教育係、それから保健体育係に1名ずつの生涯学習アドバイザーを設置するという規定で対応しておりますが、平成30年度から、それぞれ報酬額をアップして見込んだ金額2名分を見ております。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 133ページ、郷土館の関係ですが、人夫賃がふえておりますが、職員をふやすというふうに伺っておりまして、学芸員等の資格は別にしましても、職員となるのかなというふうに思ったのですが、この人夫賃の増額というのは、人をふやすための人夫賃というふうで、1人多く臨時職員を配置するという考え方でよろしいですか。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

平成30年度におきましては、ご承知のとおり、博物館、建物自体も大きくなり、管理上また業務上もふえるということから、臨時学芸員1名、それから第1種臨時職員1名、それから第2種の臨時職員2名の4名を予定しております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 134ページの業務委託料、これは建物に対してなのか、内容を伺いたい。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

これにつきましては、新たな博物館施設の入館券の作成委託、それから施設のホームページの作成委託、それから建物の各種保守点検の委託、合わせて見ております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 126ページで、今回、財産管理費で標茶中学校の防音工事の改築工事、図面上では4枚にわたって詳細の図面とかパースが出ておりますが、私がお聞きしたいのは、これ3年間の大型事業ということで、注目すべきは、この電気設備で太陽光の発電設置を見込んでいるということ、これは図面上では屋上に設置するということで大変注目して、この太陽光を今取り入れようと、こういうことかなと思いつながら、これ1億6,000万円以上の大工事ですから、今の時点でこの太陽光の発電設置、いわゆる工事費というのですか、そういうものはどの程度……。これの図面で見ますと、2基、屋上のほうに立てるようになってますね。これは、大変こういう活用策というのは、これから出てくるか否かは別にして、どの程度見込んでいる、太陽光について、太陽光発電設置事業、これは図面でも10キロワット出ておりますから、その活用策についてちょっと工事費も含めてお聞きいたします。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） まず、太陽光の設備の工事費の関係ですけれども、全体で現時点で2,080万円という工事費となっております。それと、活用の部分につきましては、これは施設の校舎のあるいは講堂の電気代という形でございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 多分、これのいわゆるメンテナンスということになれば、これ3年後のことですが、今からメンテナンス部門、これは別立てで多分かかってくるのではないかと思いますね。だから、今の工事の段階でそれを、メンテナンスがどこまでどうかかるかというのは、これは研究していったほうがいいのではないかと思います。現時点で考えていますか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） ただいまご指摘あった部分につきましては、建築サイドとも今後、研究、協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 133ページ、郷土館費でありますけれども、13節の委託料であり

ます。この中で、業務委託料が270万円ありますけれども、この内容を説明願います。

(「同じ質問だ」の声あり)

○委員(本多耕平君) 聞いていなかった。ごめんなさい。

○委員長(菊地誠道君) よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、12款公債費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、13款諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、14款職員費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、15款予備費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款町税から20款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 30ページの道補助金で、予算化されておりましたが、先ほどの29年度の補正予算で上がっておりました地域自殺対策強化事業補助金ですよね、それが今回上がっていませんけれども、この事業というのは継続事業にならないのか、あるいは、道補助ですから、今後、補助として歳入に上がってくるのか伺っておきたいと思います。衛生費道補助金。

○委員長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 35ページ、立木売却収入1万円となっております。この根拠をお願いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

これにつきましては、毎年度1万円ずつという計上なのですが、特に、予定はしているのですが、当初、もし事業等もない場合もございますので、それについて、とりあえず1万円ほど載せていただいて、もし今後、立木の売買があったときについては、補正予算で対応させていただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） そうですね、今、課長がお答えのように、これは毎年1万円の計上をしていますけれども、最終的には毎年85万円前後の売上代金が出ています。今のお答えですと、事業がない場合を考える、あるいは事業がある場合を考えるというお答えだったのですが、その事業とはどういうことですか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 公共間伐事業ということで。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） いいわ、総括で。いいです。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 31ページに農林水産費の道の補助金として、2節で林業費補助金の中で、今年度、農山漁村地域整備交付金96万9,000円というのを計上しています。これは歳出のほうでどこの部分に当たるか、ちょっと私も勉強不足、見ていたのですが、一見、バイオマスのほうではない、林業ですからそちらではない、林業費ということで、この辺わからないので、歳入の欄ということで教えていただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

農山漁村地域整備交付金でございますが、これにつきましては、本年度、林道の補修事業で見えております。林道も長きにわたって使っているものですから、それに対して長寿命化というのもうたわれております。その中で、林道の中で橋りょうがある部分が1路線ございまして、今回その橋りょうにつきまして点検をするという事業があります。それに対する交付金が、この96万9,000円になります。これにつきましては、委託業務で190万円を見ているのですが、それに対して51%の補助で、96万9,000円というふうになるという。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 林業費ということですから、林道の中にある橋りょう部門の補修ということで、補助金を活用するということと、この事業の計画性というのは、今年度のみでなる、こういう林道の中にある橋りょう、橋りょうというのですか、単純ばかりとか、そういうのがいろいろあると思うのですが、そういう事業に充てようと。これは計画的なものでやっていこうということですか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

ただいまちょっと言い方ちょっと不適切だったので、橋りょうの点検ですね。橋りょうが今の状態がどういう状態なのか、そういう点検をこし行うということで、橋りょうにつきましては、今、標茶町で維持管理している林道については、1橋しか今のところございませぬので、それについて点検をするということで、今回の事業を充てているということでございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 30ページの児童福祉費補助金、その中で、多子世帯保育料軽減支援事業費補助金ということで、これは新しく始まったということなのですけれども、148万9,000円、この事業の中身についてちょっと教えていただきたいのですけれども。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

多子世帯保育料軽減支援事業費補助金につきましては、平成29年度から実施されている事業でございます。北海道が行っておりまして、国の基準を超えて、多子世帯に対しては無料、第2子以降無料になるというような事業でございます。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 国の基準というとな名以上とかというあれはわかりますか、わからないですか。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。大変失礼しました。

国と道の違いでございますけれども、この事業につきましても、第2子以降の3歳未満の児童の保育料を無償化するというところでございまして、国では、年収に応じて小学生以上の児童をカウントする、あるいはしないというような規定を設けておりますけれども、道においては、所得に関係なく小学生以上もカウントして第2子かどうかということ来判断しているという状況でございます。また、国では、年収360万円以上ということで、ここは小学生以上をカウントしないで、第2子半額、第3子以降無償ということになっておりますけれども、北海道では、夫婦年収640万円未満を無償とするというように拡大して実施しているものでございまして、この部分にかかわる道の負担でございます。

以上でございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 20ページ、12款1項1目のバスターミナル使用料というのがあります。これはいつごろ発生したのか、それから、なぜこの使用料を取らなければいけないのかについてちょっと説明してください。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） バスターミナル使用料のご質問にお答えいたします。

標茶の駅前にあるバスターミナルということで、国鉄改革により標津線が代替輸送を開始した昭和61年からターミナルの設置をしておりますので、その利用者に対して使用料をいただいているものでありまして、具体的には、バス事業者の阿寒バスさんと、施設を利用しております物産公社の2カ所からの使用料となっております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この内訳はわかりますか、阿寒バスから幾ら、物産公社幾ら。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 阿寒バスが30万8,520円という積算根拠になっておりま

す。標茶物産公社が7万3,440円ということでございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） ちょっとわからないので教えてほしいのですが、地域おこし協力隊の経費等については出ているのですが、それが出ていないからわからないのですよね。地域おこし協力隊の国からの月何ぼとかという補助ありますよね。それはどこを見ればいいのか。ちょっと項目がわからないのですよ。どこに。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 地域おこし協力隊の財源、対応する歳入の項目のご質問だと思いますが、ページで言いますと19ページ、地方交付税の説明欄の特別地方交付税2億7,800万円に、それぞれ1名につき400万円ずつ措置される予定となっております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 1名につき400万円で、2名分で800万円ということですか。途中ですから、そうはならんですね。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お尋ねのとおり、1名1年間、満度に使った場合には、基本額として400万円ということです。1年間でなければ、それは決めるほうが北海道のほうでありますので、北海道さんのほうでどういう積算するかというのは、現時点ではちょっとわかりかねます。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、継続費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第3条、債務負担行為について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第4条、地方債について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第5条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、第6条、歳出予算の流用について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) 以上で、議案第29号、一般会計予算を終わります。

次に、議案第30号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から10款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款国民健康保険税から7款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) 8ページに保険者努力支援分214万8,000円とあります。ざっくりでいいですから、どんな努力成果を上げたらこれがもらえるのかということをちょっと説明してください。

○委員長(菊地誠道君) 住民課長・松本君。

○住民課長(松本 修君) こちらの予算書に載っています保険者努力支援制度は、今まで特別調整交付金経営姿勢努力分としまして、釧路管内で言いますと3市町村に毎年割り振りされるものなのですけれども、30年度につきましては、近年3カ年の平均ということで、国民健康保険の保険者として高い意識を有し、適正かつ健全な事業運営に積極的に取り組んでいるということで、具体的にはメタボリックシンドロームの対策ですとか、後発医療の取り組み、それから収納率向上等、いろいろなものを加味されまして、点数化されて、その中で上位の市町村に配分されるものなのですけれども、平成30年につきましては、広域化になって最初の年度ということで、近年3カ年の平均のもので214万8,000円ということで配分されております。

○委員長(菊地誠道君) 深見君。

○委員(深見 迪君) いわゆるインセンティブ的な、成功報酬的なものですね。これは、後期高齢者制度や介護にも、介護なんかは、例えば介護度を下げたらこれはもらえるとかという類いのもので、私は国民健康保険の会計、経営といいますか、余りいいものではないなというふうに見ているのですけれども、これは、214万8,000円は過去の3年間の

実績ですか、それでもうもらえると決まっているお金なのですか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 道からの特別調整交付金ということで、214万8,000円ということの内示を受けているという部分でございます。

（「いいです」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で議案第30号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算を終わります。

次に、議案第31号、下水道事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款分担金及び負担金から7款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、地方債について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 以上で議案第31号、下水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第32号、介護保険事業特別会計予算、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から7款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 19ページの扶助費の18万円、高齢者家族介護慰労金とは、これど

うということでしょうか。先ほどの説明で、私、1人というふうに、ちょっと聞き間違いかどうかわかりませんが、内容をちょっと教えてください。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

この高齢者家族介護慰労金につきましては、過去1年間、介護保険を使わないで、介護4以上の世帯で1年間介護保険を使わなかったということで、その世帯に対して慰労金として18万円を支給するというものですが、28年度までいたのですが、29年度中にその対象者がいなくなりましたので、とりあえず30年度につきましては、前年度までは2人を見ていたのですが、今回は1人ということで対応しております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款保険料から8款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款サービス事業費から3款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款サービス収入から4款繰越金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第4条、歳出予算の流用について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 以上で議案第32号、介護保険事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第33号、後期高齢者医療特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款後期高齢者医療保険料から5款広域連合支出金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) 以上で議案第33号、後期高齢者医療特別会計予算を終わります。

次に、議案第34号、簡易水道事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員(熊谷善行君) 13ページの18節備品購入費で、ハンディーターミナルの購入をすることで177万9,000円が計上されていますが、何台とか、そういう台数とかは決まっているのでしょうか。

○委員長(菊地誠道君) 水道課長・細川君。

○水道課長(細川充洋君) 13ページ、備品購入費、機器購入費のハンディーターミナルの台数、5台でございます。

○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 13ページに工事請負費で、このたび計装機器の設置工事、これを新規で3,000万円計上しておりますね。これは図面等もいただいておりますのでちょっとご質問いたしますが、この場所は、教育委員会の裏の町有施設のほうの中央管理棟、ここに今回、更新、監視装置を設置しようということなのかもしれませんが、既存の装置というのは今どこにあって、何年たっているというか、かなり古いから更新しようということなのですが、これはどういうシステムなのか、かなり新しい施設、新しいいろんなものを活用しているのだなと思いながら、この装置の内容についてもうちちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○委員長(菊地誠道君) 水道課長・細川君。

○水道課長(細川充洋君) 同じく13ページ、15工事請負費の計装機器設置工事請負費の内容という形でございます。

予算説明資料、後ろから2ページになろうかと思えます。簡易水道事業の中央管理棟計装機器設置工事という図面を添付させていただいております。内容につきましては、先ほ

ど委員おっしゃられるとおり、現在設置している場所につきましては、標茶町教育委員会の裏手にある中央管理棟の部分で既存の設備が、遠方監視装置が3台ございます。左側の部分で、西部地区、南部地区、東南部地区という形で、それぞれ地区ごとに3台の遠方監視装置がそれぞれの地区からデータを飛ばして、その動きを監視しているような状況でございます。西部地区の監視装置の部分につきましては2003年、14年経過、南部地区の部分については2002年、15年経過、東南部地区については23年経過という形になっております。今回、この3つある施設をおのおの更新した場合、約9,000万円ぐらいかかる予定になっております。今回、右側の更新という形で、3施設の遠方監視装置を1つの監視装置に統合することにより、更新サイクルがかなり延びるという形で、今回新たに3,000万円という形で計上させていただいたところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 新しくこの装置をつけることによって、現在の中央管理棟に職員は特段常勤する必要はなくて、データの把握ですとか、そういったものがこの本庁の中でそれを把握できるような体制というのは、これは従来と変わらないということなのですか。要するに、この西部地区、南部地区、東南部地区を一緒に系統統合して監視装置をつくると。その装置そのものは、その管理棟の中にあるのではなくて、本庁の中でデータを把握する仕組みでやろうということですか。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君） 従前と同様、管理棟に行って内容を把握するという形ですけれども、毎日、点検委託業者の部分がそのデータをきちんと把握をして、支障がありました場合は、即座に私どものほうに連絡をしていただくという形になります。

今、委員おっしゃられたように、本来的には本庁でそのデータが見られれば一番いい条件なのですけれども、タブレット装置も含めて試算をするとかなりのお金になるという形なので、今は当面、従来どおり委託管理業者もしくは直轄の職員が出向いてデータを確認するという形で継続していく形になります。

以上です。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） もう一点だけ。この簡易水道、要は農業用水道が、昨年からこういう特別予算ということで簡易水道に移行してきたわけですが、この水質そのものは、例えば湧水ですとか深井戸だとかいろんなタイプがございしますが、これは塩素消毒等々をやっておりますから、飲料水としては何ら遜色ないと、普通の我々がいただいている水道とは何ら遜色はないのだと。しかし、そういった消毒もしているということは事実で

ございますし、これについては水質的には、現在、全然変わってきていない、そういうことでよろしいですか。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君） 水質の部分については、法律に基づいて水質の法定検査を毎月実施しております。ただし、先ほど、今回新たに虹別地区の部分の関係で水質の確保、流量確保という部分と、水質を良好に安定的に保つという形で、新たに負担金という形で1,700万円、19の負担金補助金交付金という形で、道営農地整備事業負担金1,700万円、これを利用して、今後、虹別地区の部分についての供給されている部分については、水質の安定、供給の安定を目指すという形で、今回新たにその部分の見積もりを計上しているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款分担金及び負担金から6款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 歳出もお尋ねしましたので、歳入のほうについても1件だけ。

7ページの2款1項1目簡易水道使用料、これは全体予算のほぼ50%以上、55%を占めている使用料でございます。そこで、この簡易水道使用料、説明の中に一括して載せておりますが、これは一般用、営業用と家庭用ですか、いろいろ簡易水道の項目がございますが、この割合というのはいろいろあると思うのですが、できればこの説明の欄に一般用、営業用等々を載せていただければ質問がしやすいのですが、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君） 今お尋ねの部分で、7ページの簡易水道使用料の内訳説明書の記載を工夫したほうがよろしいのではないかとというご提案で、次回以降、記載をしたいと思えます。

今回、積算の部分で、使用している部分につきましては、月当たり合計で1,009戸、うち農家戸数が347戸の契約になっております。残りは662戸、合わせて前年より5戸減っているという形でございます。そのうち、この九千九百何がしの部分で、農家用の部分の供給の部分については8,126万2,000円、残り一般の部分については1,855万円という形で積算をしているところであります。次回より説明の部分で委員ご指摘のあったことを考慮して予算を作成したいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、地方債について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 以上で議案第34号、簡易水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第35号、病院事業会計予算、第1条、総則から第8条、重要な資産の取得及び処分まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 薬剤補助員の関係で、委託料として四百何万という、たしか説明では退職に伴って薬剤補助員の委託というふうにご説明、24ページの一番下、新規職員ということで406万7,000円ということですが、これ、私が思うには人夫賃にならないのかと。委託料で補助員を上げていますけれども、その関係、人夫に、どうなのかと、これは薬剤師補助ですから、有資格者ではないような気がするのです。それで、そここのところの疑問をお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

このたび、職員でございました補助職員が29年度をもって定年退職を迎えることで、その後の職員補充の関係で内部で検討させていただいた結果、人夫賃というご指摘も内部ではあったのですが、うちのほうとしては、臨時職員という形でなれば、1年間の中で半月とかという期間を、勤務をできないというか、雇いどめをさせていただく形に今現在なっているものですから、そうすると、その不在期間、支障が出るということで、薬剤師に対する補助業務を担う方が、その期間不在となるということでは支障が出る、そういったことを考えて、今回、委託業務という形で担ってもらおうという形で、今回このような形での予算要求をさせていただいたところでございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 以上で議案第35号、病院事業会計予算を終わります。

次に、議案第36号、上水道事業会計予算、第1条、総則から第7条、他会計からの負担金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) 以上で議案第36号、上水道事業会計予算を終わります。

以上で議題8案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時53分

○委員長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、議題8案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君)(発言席) 早速、質問いたします。

初めに、先ほど質問したバスターミナルのことなのですが、阿寒バスが30万8,000円と物産公社が7万3,000円というのを伺いました。それで、私、阿寒バスはいいのではないかと思うのです。ただ、昭和61年から、あそこのバスターミナル、物産公社の関係で言えば、利用料をもらう、使用料をもらう意味がないのではないかと。当時は、多分、売店なんか結構売り上げもあったかに思う。今は全然だめですね。だめというか、セブンイレブンもできたし、聞いてきたけれども、ほとんど売り上げもないと、利益もなしというところから、むしろ観光客が結構あそこに来て観光案内してもらっているのですよ、あそこにいる人に。そうすると、標茶のためにいろいろ、余計なことではないのですけれども、しなくてもいい仕事をやっているのですね、目に見えない状態で。そうすると、私は、この物産公社の利用料7万3,440円は、もう相当年月もたっていることだし、利用料、あそこで利益を上げているわけでないし、ましては町のためにいろいろ頑張っておられますよね、あそこにいる人たちが、スタッフが。ということで、これは必要ないのではないかと、この部分は。というふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長(菊地誠道君) 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君) バスターミナルの設置と管理については、町の条例の中で定めてございます。使用料の根拠といたしましては、それぞれの施設の専有面積により、単価を掛けた中で、物産公社については7万3,440円という設定にしております。

それから、施設の管理については、別に町のほうから委託料として支出しておりますので、使用料は条例の中で定めていただいているものでありますので、現時点では条例に基づく適正な使用料かなというふうに判断しております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） だから、条例が時代に合っていないのではないかと私を言っているのですよ。ある意味、標茶の顔でもあるし、そこで、業務でもないけれども、来た観光客にはいろんな標茶の案内もしてやっていると、日常的に。なのに、使用料だけを取るというのは問題ではないかと。そこで大きく商売でもして、もうかっているなら別ですよ。だけれども、ほとんどもうあそこの売店でもうかっているとかということはないことは、もう知っているわけでしょう。だから、そういう意味では条例のほうに問題があって、時代に合わせて、阿寒バスは別として、使用料を物産公社、ここから取るというのは、そろそろやめにしたらいいのではないかとということなのですよ。考え方を聞いているのです、条例はそうかもしれないけれども。

○委員長（菊地誠道君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

実際にあそこの売店でどれだけの売り上げがあるかというのは、私どもは承知はしておりませんが、少なくとも商行為を行っているということではあります。その中で、それについての料金の設定がされているということでありまして、これについての苦情と申しますか、そういう形でご相談を受けたということも、今のところはございません。そして、先ほどありました観光案内を含めて、そこの管理の中で言いますと、先ほど企画財政課長が申し上げたとおり、それは管理料として委託料金を支払っているということですので、今の状況では現行制度を変えるということは、今、考えてはいないところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） だから、考えてほしいということを私は言っているのですよ。苦情は聞いていないというけれども、私、今言いましたから。だって、いつも理事者の方々は、町議は町民の代表だと言っているわけでしょう。私はちゃんとそれを調べて、だから売店で幾ら売り上げが上がっているかわからないのであれば、行って調べてください。そして、あそこから利用料、使用料を取ることが、本当に今、時代に合ったことなのかどうなのかということを検討してもいいのではないかと、そういう時代になってきているのではないかと、私を申し上げているのですよ。どうですか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

実態としては確認をさせていただきたいと思いますが、出だしがやはり商売として始めたということでは、そこで商売が成立するかしないかというのは、やっぱり事業主さんのご判断だというふうには思います。ただ、先ほど言いましたインフォメーション含めて必要な機能はあるのではないかなというふうにありますので、それにつきましては、そこで商行為を行うか行わないか、それからまた、そのような機能を果たしていくかいかないかも含めて、それについては、状況については確認をさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 出だしと今とは大分状況が変わってきているということは、調べていないからわからないと思うけれども、想像はできますよね。それで、今、これは長くやるつもりないので、早速調べて、もし条例が時代に合わないのであれば、それを変えて、阿寒バスは商売やっているから別としても、こっちのほうは、物産公社のほうは考えてもraitたいというふうに、検討していただきたいというふうに思います。それでいいですよ、さっきそう言いましたから。

2つ目です。

2つ目は、私、前に、選挙の投票率が非常に悪くなってきているということで、るる言ったのですけれども、それは選管の問題であって、町の問題でないというお答えをいただきました。それで、地区によっては30%台まで落ち込んでいるところがあるわけでしょう。高齢化がやっぱりその大きな原因にもなっているのだと思うのですよ。今回、町長選挙ということで費目が載っていますし、選挙管理委員会の、あるいは選挙にかかわる費用の中で選挙管理委員の報酬とか見ますと、これは微々たるものですよ。

で、総務省が、昨年、そのことに危機感を抱いて、全国でいろんな調査をしながら、事例集も発表したのですよ。その事例集を私も、かなり膨大な事例集なのですけれども、幾つか抜き書きしてきたのですが、言ってみれば投票環境向上に向けた取り組み事例集ということで、総務省がそれを発表したと。移動が困難な有権者のための投票所等への移動支援や移動期日前投票所の設置などの取り組みが行われるなど、地域の実情等を踏まえて工夫した取り組みが行われているようだということを、調査の結果、総務省が言っているのです。

どんな事例が、幾つか抜き書きしてきたのですが、1つは、例えば、自宅と期日前投票所間をタクシーで送迎すると。これ、やっている自治体の事例集ですよ。それから、事前に作成する移動支援希望者リストをもとに運行表を作成しコストの効率化を図るとか、投

票日当日に無料送迎バスを午前・午後の2便運行するとか、効率化の観点から一部路線を事前予約制にするなど実施方法の見直しを図るとか、幾つかのルートを設定し巡回型の無料送迎バスにより期日前投票所までの送迎をするとか、新旧の投票所間が約5キロメートル離れた地域の選挙人を対象に公用車により送迎云々と。すごくこれ、コミュニティバスの無料乗車券の配布や、社会福祉協議会と連携した送迎などなど、もう何ページにもわたって事例集が発行されているのです。

今言った内容で言うと、僕は選挙管理委員会のメンバーとかがふだんどういってお仕事をされているのかというのは実態としてよくわからないのですけれども、これはとても選挙管理委員会ができる仕事ではないかと。やっぱり自治体が動かなければ、本当に移動困難になっている人たちの投票を支援するという事は、町が動かなければできる仕事でないというのを物すごく感じたのですが、その点でどうでしょう。

○委員長（菊地誠道君） 選挙管理委員会事務局長・牛崎君。

○選挙管理委員会事務局長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、委員からご教示のありました事例につきましては、私はまだ読んでおりません。それで、まずは先進選挙管理委員会、そちらがどのような取り組みをしているか、主体が選挙管理委員会なのか、あるいは自治体なのか、そこらからまずは研究させてもらいたいと思います。

それで、委員のご指摘は、物理的に問題があつて課題があつて投票所に行けない方というふうに的を絞ったご指摘だというふうに理解したのですけれども、やはり投票率の低下というのは、プラスアルファで、やはり選挙、政治に関する関心の低さというものが大きなものなのではないのかなというふうには、私は、この間、感じてきております。それらを総体的に見ながら、今、投票率の向上、若年層からの意識の向上を含めて取り組んでいるところでありますので、研究、検討をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 別に選挙管理委員会を参考人として招致して質問しているわけではないので、私は町にこの質問をぶつけているわけであつて、町も、選挙管理委員会という組織はあるけれども、いざこれを実施に移すということになったら、この調査はやっぱり自治体の調査ではないのです。名目は、選挙管理委員会に対する調査なのです。だから、言われるとおりのだけけれども、だけれども、本町としても、町自体としても、投票率を上げるということに対するやっぱり危機意識というか、使命感というか、そういう課題をしっかりと持つことは、まちづくりにとってもとても大事でしょう。今度、町長選挙をやるときに、投票率が30%、40%なんていうことでは、まちづくりの根幹が崩れるわけですか

ら、そういう意味では、私は、町も課題の一つとしてやっぱりそれは捉えていっていただきたいと。選挙管理委員会という組織だけの問題でなくて、これは僕が間違っているのかもしれないけれども、選挙管理委員会の組織だけの問題でなくて、やっぱり町としても標茶町の投票率を上げるための一定の努力や課題意識を持つということが、私は必要ではないかと思うのですが、先ほどいろいろ選挙管理委員会の立場で検討するみたいなことを言いましたけれども、私は町としてもそういう課題意識を持つべきでないかと思うのですが、最後にどうですか。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時15分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

深見君。

○委員（深見 迪君） 今までの課長の、課長というか選挙管理委員会としてという答弁だったですけれども、僕らは、どっちがどっちということは、余り考えていないのですよ。移動が困難な高齢者が非常に多くなって、顕著にそういう地域で投票率が下がってきているという実態があって、だから、そのことを心配して、それを押し上げるために、さっき事例を言ったように、そういう事例を含めて、先ほど検討、研究していきたいと言いましたけれども、それをぜひやっていただきたいと。その中に、町も選挙管理委員会から要請が来るのを待つだけではなくて、そういうことをやっぱりきちっと把握して、一緒になって研究、研修して行ってほしいと。それは、町長が休憩中に、それはみんなの問題でしょうと。僕はみんなの問題だと思うから、僕は僕なりに考えて、そういう方策もとることが必要でないかと。各地の事例集、総務省が発表した事例集を見たら、やっぱり頑張っているいろいろやっているのですよ。だから、そのことも参考にして、ぜひ研究、検討していただきたいと。町としてもそれをやっていただきたいというふうに思います。それが最後の質問で、何か答えがあればいただきたい。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 委員ご指摘の事項につきましては、非常に私は個人的には、やはり選挙というのは民主主義の基本だと思っております。ただ、選挙に行かないというのも、これもやっぱり権利だと思うのです。だから、そこら辺が、どういうことでどうなっているのかというのは、私どもは情報は持っておりませんが、やはりどうやって選挙に

参加する人たちをふやしていくのか等々については、いろんな事例等もあるように伺っておりますので、選管とも十分に協議をして、町として何ができるか等々については研究してまいりたいと、そのように考えておりますので、理解をいただきたいと。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） わかりました。ぜひ、積極的にお願いいたします。

次の問題も、町は関係ないと言われるかもしれませんが、最後の問題ですが、放課後デイサービスの問題なのです。これは、そっちのほうですね。

放課後デイサービスの問題で、最近、放課後デイサービスの内容がこれでいいのかということが各地で起きて、国が対策に乗り出しているというニュースは見たかなというふうにするのですけれども、例えば、放課後デイサービスというのは、簡単に説明してしまうと、障害を持っている子供たちが、いわゆるそういう子供たちのための学童保育所みたいなものですよね。学校が終わってそこに行って、そこで過ごすやつなのですが、最近、その中身が非常に、ここの学童保育まで話を伸ばしてもいいかなと思うのですけれども、来たら、第二の生活の場所と言われているようなところなのですけれども、ずっとアニメを見せて、おやつを食べさせて、時間を費やしているところが多いと。これは国としては危機だというふうに捉えて、それで放課後デイサービスの実態についてやっぱりかなり問題化して、昨年には、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉課、つまり国から「放課後等デイサービス事業所の質の向上のための取組について」というのを出したのですよ。

民間が多いですから、放課後デイサービス、うちの場合は民間ですから、自治体によっては、自治体の児童クラブとか学童保育の中に、この保育所みたいに、障害を持っているお子さんたちを引き受けて、そして学童保育としての運営をやっているところもありますけれども、標茶町の場合は民間ですよ。だけれども、民間ではあるけれども、これは教育委員会にもいろいろとかかわりがあると思うのですけれども、そのありようについて関心を持っていただきたいということなのですよ。

国でガイドラインも出しています。それを掌握しているか、把握しているかというのがありますし、個々の自治体で独自に放課後等デイサービスの質の担保のためのガイドラインをつくっているところもあるのですよ。

だから、そういう意味で、民間がやっているから関知しないのだということではなくて、標茶町の子供たちが放課後、とりわけ放課後デイサービスですから、障害を持った子供たちが、その放課後デイサービスの事業所に通っている子供たちが、どんな育てられ方をしているのか、どんな生活をしているか、あるいはもっと言えば、どんな教育を受けているのかということについて、町もやっぱり実態を把握しながら、その子供たちがすくすくと育

つように、健全に育成していくために、民間と力を合わせていていただきたいなど。

その点について、今までそういうことがあったのかどうなのか、1つは保健福祉課に聞きたいし、それから教育委員会としても、放課後の子供たちの過ごし方、特別支援学級はあるけれども、その子供たちが放課後どんなところに通って、どんな発達のための教育あるいは育てられ方をしているのか、どんな生活をしているのかというのを把握しておられるのかどうなのか、特に現場の先生方が。というようなことを含めて、ちょっと双方に聞いてみたいと思うのですが、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

ただいま委員のご指摘のありました放課後児童デイにつきましては、町内2カ所というふうに認識しておりますけれども、町のほうで、ご指摘のガイドライン等については把握しておりませんが、町としては、その施設に対して、確認等含めて積極的にかかわっていかねばならないということは思っておりますけれども、ただ、現状、そこまで委員が思うような形にはなっていないというふうには思っているところでございます。

（「教育委員会のほうはどうですか」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

障害を持つお子さんの放課後の実態ということなのですが、それぞれの、標茶小学校を中心に、今ある市街地の児童デイサービスとの連携という部分では、お話は聞いているのですが、実際にどういった形でかかわりを持っているかというところまでは、具体的には、把握は現在のところしておりません。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 国で、放課後の子供たちの生活がどうあるべきかという、危機意識を持ってガイドラインもつくって、それに基づいて、結構、独自にガイドラインをつくらしている自治体もあるのですよ。

やっぱり標茶の子供たちが、例えば障害を持っている子供たちが放課後どういう過ごし方をしているのかということに、ぜひ関心を持っていただきたいと。そして、もっと言えば、その子供たちがどんな放課後の過ごし方をするのか、していくべきかという、できればガイドラインも参考にしながら、そういう課題意識を持っていただきたいと。

それから、現場にあっては、特別支援学級で相当力を入れていると思うのですよ。その子供たちが、学校終わって、放課後デイサービスに通って、どんな生活をしているのかということに、これは無関心でいられないわけですよ、教育委員会としては。今のところは、

まだちょっと入り口まで行っていないということなので、ぜひ関心を持って、課題意識を持って取り組んでいただきたいと思います。まずは現場の先生方が、忙しいだろうけれども、そこに行って、あと、こういう過ごし方をしているのだなということ、やっぱり視察研修するなど、機会を設けてもらいたいというふうに思うのですが、最後にどうでしょう。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおりです。担当含めて、施設の職員含めて、研修等をどのように取り組んでいくのかということを検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

今後におきまして、学校あるいは保護者と連携しながら、保護者のニーズを含めて研究、検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

（「終わります」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君）（発言席） 3点ほど、早目に明快な答えをいただきまして、終わらせたいと思います。

最初に、9日に早目に私どもも終わり、また10日、11日と、大変、自然災害等々に遭いまして、標茶町の釧路川、さらにまた、市街地の氾濫状況とか、戦後2番目の釧路川の洪水になったとか、いろいろ報道等もされまして、住民や行政の皆さんにとっても、大変自然に対する思いというのは、改めて昨年の7月から8月にかけてを、また2度目かと思いつつも、またいつ来るかわからないこの自然災害というものは、いろいろと反省する点も多々あったかなと思うのです。

新聞等でも出ておりましたけれども、私も1回質問いたしましたけれども、子供さんが、何よりも釧路圏に通う子、また、向こうから来る子に対する足の便等々につきましては、行政も精いっぱい活用について、ぜひ支援策というのを積極的に周知していただくようお願いをしたいと思います。

そして、さらに、問題は釧網線のこれはもう全線運休長期化ということで、だあっと出ましたから、一昨年を思い出しますと、1カ月ほど運休した中で、大変な私ども不便さといひましようか、改めてJRの存続というのは、今盛んにやっておりますけれども、こういう自然によって全面運休される、さらにまた長期化ということになれば、これは子供さんの影響ならずとも、釧路圏へ行く場合、また、来られる場合につきましても、いろんな

私どもの地域の影響度というものは、はかり知れないものがあると思っ

て、いるところでもございます。

加えて、道路事情に行きますと、せっかく12月によくルラン線が開通されて391につながって、そういう便ができたかなと思うのですが、この釧網線の長期的な運休によりまして、非常に私どものちょっと交通量がどんどんふえてきているなど。夜でも、そのルラン線というのはちょうど391の迂回路になってきておる状況ですから、事故でもなければなど思いながら、当然のごとく車の量等々も多くなってきましようし、また、加えて大型等々、いろんな交通量の量がふえるということが懸念されるのですが、ちょうどあそこの、ルラン線から国道391に出会い頭、あそこは、実は1カ月ほどたって、住民から、ちょうど視界がちょっと見えにくいとか、向こうから来たときに左折、こっちから来たときにちょうど右折と、そのところがちょっと夕方等々になりますとわかりにくい、ちょっと事故でも起きるのではないかなという懸念はあるのですが、その辺の対応というのは、標茶町391と、そこにかかわらず274とか国道4路線、そして道道と町道との交差点、満遍なくありますから、そここのところは、地域要望等々で、今までもいろいろと道路管理者等と折衝しながらそれなりに解決、そしてまた、要望に応じていたと思うのですが、その辺ちょっと391とルラン線のその交差点等々にする標識の設置について、ちょっと協議されていたかどうか、協議しようとしているのか、どうでしょう、現状では、どのような体制になっておりますか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

国道391号、新五十石橋が昨年の10月に開通いたしまして、その後、国道を立体交差する形でルラン通りの取り付けかえ工事を実施し、昨年の12月に開通いたしました。

ご指摘のとおり、その後、町道開通後、多くの方から、ちょうど冬期ということもありまして、釧路側から来たときの入り口がわかりにくく通り過ぎてしまった、また、前の車に急にブレーキをかけられて危険な思いをしたと、そういった指摘が多数寄せられております。

そして、対応につきましては、このルラン通りの工事につきましては、補償工事として開発建設部が工事一式をとり行って、現在、のり面と排水路以外の道路施設、それを町が引き渡しを受けて供用を開始している状況でございます。

それによりまして、対応については開発建設部と協議し、入り口の部分については対策を今までも講じてきております。今までも、釧路側から交差点ありの予告看板を2基、また、町道の中に入りましてカルバートの前後に、凍結・滑る・注意看板等の設置を2基行

いました。町としましては、入り口に交差点の位置がわかりやすいように交通安全旗を十数本立てまして、釧路側から来たときも位置がわかるようにという形で、徐々に改善はされてきていると思います。

さらに、夜間の部分につきましても、今、反射式の看板に、そういった夜間通れないという要望もありましたので、伝えまして、交換するように要請をかけております。今、製作に取りかかっているということで、確認を受けているところでございます。

このように、町に寄せられました意見等も参考にしながら、今後も開発さんと協議しながら、より安全な対策となるように協議を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ぜひ早目に取り組み、設置することを望むところでございますが、念のため、国道、道道というのは、先ほども言いましたけれども、大概、標茶町内というのは、国道が4路線で道道も11路線、そこに町道がかなり入り組んで接しておりますから、こういった道路管理者との、これ除雪体制なんかもよく前に昔あったのですが、連携してやろうとかあったのですが、そういった標識ですとかそういったものは、本町に限らず、どうなのですか、道路管理者との1年に1回協議をするという場というのは恒久的にあるのか、その都度発生したらこちらから行って何回もお伺いしなければならないとかと、そういうケースもあったのですが、これはどうなのですか。これだけあると、やっぱり1年に1回、原課で事務方で行って協議をしながら課題解決に向けてやるとかというのは、今そういう仕組みではないのですか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

道路管理者同士の協議、会議といいますか、それにつきましては、毎年、除雪の始まる前に、そういった危険箇所の部分とは開催趣旨は異なりますけれども、安全の部分を含めまして対策会議を持っております。それにつきましては、弟子屈開発、釧路総合振興局釧路建設管理部、道道の管理している管理者、国道を管理している管理者、あと町道、管内弟子屈町、標茶町含めまして、一堂に会する会議がありまして、そのときに危険な箇所の部分があれば話題等を提供して、改善を打ち合わせるという仕組みがございます。

また、緊急な課題、緊急な危険箇所の報告等がありましたら、それはもうその都度、緊急性がありますので、道路管理者のほうに出向いて協議を行い、対策をお願いすると、そういったことで対応しているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 交通安全対策というのは、ある意味では、お年寄りに対する弱者救済ということもありましょうし、また、いろいろな面で事故をなくするためには、標識も一つの手段として、この際、ルラン線のこういう時期的なものもありましょうけれども、ぜひ実現を早目にするようお願いをしておきたいと思えます。

それでは、2件目につきましては、内容審議で何回もしつこく地域おこし協力隊員につきましてお聞きいたしまして、今回は、29年に続き2人目の募集に入るということで、積極的に本町も地域協力隊員募集についてやっていこうという思い、総務省でも、北海道が一番申し込みが多いということで、今の総務大臣はどんどん北海道ならずともこういうのを都市部から地域へということで要望しているのも後押しして、財源も出しているということが、本町に限らず、積極的に取り組むつもりでいるのだなと思って見ておるところでございます。

そこで、先ほど2回ぐらい、私も、この身分の場合、特別職の非常勤ということになれば、そこはもう設置状況もございますから、仕事の範囲というのは、先ほど、今回は観光を主体にして観光案内とか、そういうところを一つの基本的なこと、基本的にやっていただくというのですが、3年間の有限的に1年ごとにやると。

ただ、特別職の非常勤というのは、実は、他の仕事もできないことはないのですよ。やっているのですよ。特別職非常勤というのは、議員さんもそうですけれども、これは、議員を除くという設置状況がございますから、それは決してだめだということではないのですね。ただ、あるかないかではなくて、そういうことをきちっと話し合いの中で、含まれて、万が一そういう場合は、有償・無償ボランティア的なことも、やるやらないは別にして、きちっとお互いに交わす、雇用的なことを交わすということは大事でないかな、私はこう思ってお聞きしたのですが、その辺がちょっと明快なご返答をいただけませんでした。

それは、今後、これを2人目だからやめるのではなくて、もしかしたら3人目も4人目も募集に入るやもしれない。それは、どんどん求人情報というのは、北海道は特に多いと聞いておりますので、そのとおりに人材が募集に応じてくれるとは限らないですけども、そういった面の活動しやすい環境をつくるというのも一つのやり方でないか、その一環として身分的なものをきちっとする、その辺のことも2回ぐらい質問いたしました。その辺はできないのだ、できるのではなくて、そういうこともやれるのですよということを、これはうたっているわけですね。

その辺についてきちっと、妨げることはない、ということ伺っているのです、その辺はどうですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 地域おこし協力隊の身分につきましては、標茶町の特別職の非常勤の職員とするということで、その範疇の中で活動できるということは、委員お尋ねのとおりだと思います。

実際に隊員を募集する段階で、具体的に活動していただく業務の内容を詳細に定めた中で募集を行いたいというふうに考えておりますし、日々の活動時間、また、月額での時間帯も決まっておりますので、今回、観光振興ということで十分その部分で最大限の能力を発揮していただきたいということで、これに特化した業務を行っていただきたいというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 今回の協力隊員の募集の中は主に観光、先ほどもあそこの憩の家を中心にした観光的な用務についていただくと、観光案内もその一つであると。だから、観光案内ということの一つのテーマとしながらやるということは、それは、今の立場でいけば企画財政課の中で、その方に観光案内を兼ねてやっていただくという。その席、ポスト、机とかデスクワークはどういう立場で、今は広報しべちゃで活動日誌を書かれている方もいらっしゃると思いますが、そういう場合は、どのようなポジションに置かれていくわけですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 非常勤とはいえ町の職員でございますので、現行の企画財政課の観光振興係のところには席は設けていきたいと思っております。そちらのほうに出向く場合については、外勤というような扱いになっていくと思っております。当然、町の担当職員とのかかわりも業務の中では出てきますので、協力隊オンリーではないということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） そこで、企画財政課でつくった標茶町観光振興計画というのが、これもう23年7月につくっているのですね。それがずっと今日、これはそのまま、私もよくたまには見るのですが、これで何年までというか、これ、ずっと見ていますと、抽象的なことが結構多いのですよね、抽象。

それで、今回、観光振興について、その方がもし応募なされて、観光案内も兼ねてそういうところにやっていただくというと同時に、観光振興の見直しもぜひやらないと、今、時代に合わないようになってきているのではないのかなと。その辺は、今の立場で、課長、よくご存じでないかと思って、リピーターの方だけ、何人アンケートをとってどういう回答をいただいた、ただそれだけで、それについてどうしようどうしようが全然載

っていないわけですね。ただ、標茶の観光は特に大型どうのこうのでなくて、標茶らしき観光のあり方というのは、ここでは抽象論だけになって言葉だけ羅列されまして、一体どういうところを目指すのかなという点が、なかなか具体性がないのですね。

こういう点の見直しというのをぜひやっていただきたいと思いますし、同時に、観光振興というと、例えば、憩の家かや沼を中心とした観光振興といううたい文句はありますが、実は、環境省の釧路自然環境事務所、そこの連携をなくして振興はなかなか、あそこの施設を見ても、なかなか環境省の、四十何%も釧路湿原あるわけですから、その中で、環境省と、釧路湿原含めて、あそこの事務所との折衝協議というのは、大体年間どのぐらい突き合わせてやっているのですか、向こうから来るとか、こちらから行くとかという。標茶の立場として、観光振興のあり方、そういう点はいかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 初めに、観光振興計画の件であります。今現在、委員おっしゃられたとおり、23年の計画としてあります。近い時期に総合計画の見直しもございますし、観光振興につきましては審議会という組織もございますので、その中でいろいろ標茶の観光振興について、標茶らしい観光ということではいろいろご議論、ご意見もいただいておりますので、新たな総合計画をつくる際には、必要な計画の見直しについては行っていきたいと思ひます。

また、国立公園の関係につきましては、釧路湿原については、4町村の連絡協議会等の組織もございますので、その中で、国も含めた中での意見交換の場はございます。その中で必要なものについては、要望なりこちらからのお願いなりはお話ししてまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ぜひ、前向きに積極的にという言葉に尽きると思ひますが。

特に私、釧路湿原の蝶の森を含めて、あそこの木橋でずっと歩くところ、数年間ほったらかしで、あれではまさに観光客が来ても残念だなと。あれは観光省の仕事なのですが、町のほうでももう少し言って、折衝して、ぜひやってくれと。これが見えないから、何年もほったらかして、もう危険ですということになってしまうわけです。その辺が、うちの町の観光ということ言えば、ちょっとおくらせてきている。ましてや、南の玄関口、塘路を中心にして憩の家、そしてサルボ展望台、多和平と、点と線を結ぶ、この貴重な、標茶という、本当に標茶らしい観光振興というのは、改めて考えていただきたい。

地域協力隊員の人がある、これをきっかけにして、こう言うのはなんです、小さくてもびかりと光る観光にしていきたいと思ひて、ぜひお願いしたいと思ひます。

何か答弁ございますか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長・森山豊君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

さまざまご提言いただきましてありがとうございます。

今お話ありましたように、地域おこし協力隊については、本当に、新たな発見とか開発とか、そして企画、商品化していくようなものに、大きな期待を寄せるところであります。そういう部分では、そういう目線で新たな展開を期待するところでありまして、私どもとしても積極的に取り組んでまいりたいというふうに思うところでもあります。

先ほどありましたように、観光振興計画の先ほど言っていた推進、そして観光振興審議会もありますので、その中での議論、それから環境省については、守るという任務と、それから見せるという任務もあります。そういう部分では、それらの両面で協議をしながら進めていきたいというふうに思っているところでもあります。

木道については、たしか北海道の設置だったという記憶がありますけれども、それにつきましても、環境省、それから北海道とも協議しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） では最後に、ちょっと病院関係。

私は、今回の予算どうのこうのということもあったのですが、ずっと厚生文教の中で付託を受けながら、サテライトシステムはどうなのだと来たのですが、その辺はなかなか上部団体のほうが難しい等々があるということで、なかなか空きベッドのサテライト施設としての検討をするということについては、第7期の介護保険事業計画ということもあるものですから、前に進んでいかないなど、そういう思いはしております。

いずれにしても、中核病院としての考え方というのは、住民ひとしく変わらないと思いますが、この標茶町立病院、ことしは特に長期の貸し付けが1億円ほど返還になったということもありましょうし、そのやるべきときにやっておこうという町長の思いがあったかなと思います。

ただ、この町立病院の改革プラン、これもかなり、29年度から32年までの4年間ということですが、これを機に、いろんなことを少し見直しをかけて、現実に近い面で、4年というスパンがどうかは、これ理事者の考え方でしょうけれども、そういった面の改革プランをもう一度研究し、また、検討し提示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

町立病院をこれから先どうやって維持していくのか等々については、今日的にできることできないこと等々もあるのですけれども、一番大きいのは、地域医療をどうやって組み立てていくかであります。広域的に今、地域医療をみんなでやっぱり見直そうということで、いろんな計画がつくられています。

ただ、一番の問題は、総論賛成、各論反対ということになっていまして、どの病院にどの先生を配置するのか、ここが先に進まないのですよ。標茶の町立病院が目指す医療、それは確保した先生によってサービスの程度が決まってしまうというのが実態なのです。私どもとしたら、やはり釧路をセンターとして、地域が全体となって、より効率的な医療サービスを受けられるようなシステムにしていきたいということがあります。ただ、いかんせん、地方の病院において、どんなに計画をつくっても、現実問題として有資格者をどうやって確保していくのか、ここが解決されない限り全体の構想が実現できないのが実態なのです。

私どもは、標茶町立病院でできること、今のところ、当面のところは、24時間365日、何とか病院をあけておくということ、そのことに今は最優先課題として努力をしております。それ以外に、例えば町民の皆さんがどういったサービスをとすることは、確かにそれは重要なことでもありますけれども、現実問題として、私どもは、こういう先生が欲しい、こういう技術者が欲しいと言っても、これは非常に至難のわざということは、この間もずっと私ども経験をしてきておまして、ここが解決されない限り、国として、例えば釧路・根室圏の広域の医療をどういう形にしたいのか、そのときに例えば釧路のセンター病院がどういった機能を果たす、そのためにどういった先生、看護師、プロの有資格者が必要なのか、そうした場合に標茶の町立病院が何を目指していくのか、そのときにその先生たち、資格者をどう確保していくのか、この絵ができない限り、今のようにならざる病院が皆さんの努力でやってくださいと言っても、私どもがどんなにプランをつくっても、これ実現というのは非常に困難だということも、ぜひご理解をいただきたいと思います。

ただ、私は、やっぱり24時間365日開いている町立病院をどうやって守っていくかということで、現場を含めて、それを最優先に今取り組んでいます。できれば、町民の皆さん方が望むようなサービスを何とかという、そういった思いでありますけれども、とりあえず今はそういう状況であるということも、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 開設者としての町長の思い、それは今でなくて数十年前から引き継いで、その厳しい状況である先生の確保、看護師の確保等々を、本当に想像を絶する、

誘致的なものもありましょうから、その苦しさ思いというのは、住民の方々もひとしく理解していると思います。

ただ、病院の改革プランというのは、住民に見せるために、必要性というのは、どこまでわかっていただけか、一つのものとして、ぜひまた3年に1回、4年に1回はつくって、そしてそれを説明していくということは、これはやっぱり事務方の努力として、私ども協力しながらやっていく、この姿勢というのは当然あるべきだと思いますが、その辺をぜひ実行していただくことを願ひまして、私の質問を終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 私は、標津線代替輸送の件について質問いたします。

情報として、この標津線、標茶を經由して標津まで向かうバス路線に、減便の情報があるとお聞きいたしました。その辺の情報を、どのような情報になっているのかお伝え願ひたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 標津線のバス路線の時刻の見直しのお尋ねにお答えいたしたいと思います。

現行、標茶駅前を12時50分に出発し、泉川13時20分に到着する便が、4月以降、減便になる予定となっています。また、西春別駅前が15時45分、標茶駅前に到着が16時30分、この2便について減便の予定と伺っております。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） このことによって、標茶の住民といいますか、このバスを利用して標茶に乗りおりする住民、並びに乗車する人たちにとっての影響はございますか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） バス事業者さんから連絡協議会、標茶町と根室管内の4市町の連絡協議会がございしますが、その全部の市町のほうに連絡いただきまして、バス事業者のほうでも利用実態を捉まえた上で、影響がないというお話をいただいております。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） このバス路線を利用して、標茶高校等に通われている生徒さん等がおられると思うのですけれども、今後とも、そういう方にも影響はないというぐあいに理解してよろしいですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 29年度現在で、1名の方が定期、2名の方が不定期で乗

られています、2名の方は3年生ですので卒業されます。30年につきましては、1名の方が定期を使って利用されているというふうにお聞きしておりますが、時間帯的に日中と夕方の時間ですので、通学の影響はないというふうに判断しております。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういうことで、現在利用されている方に影響はないということだというぐあいに理解いたします。今後とも、こういう減便等の話が出てくる可能性があると思いますけれども、十分に利用する方々の状況等を把握して対応していただきたいというぐあいに思います。標茶高校に通われる生徒さんもいるということですので、その辺の配慮をお願いして、この質問を終わりたいというぐあいに思います。

続きまして、先ほどから話題になっています、地域おこし隊の活動に対する質問であります。

議論の中でも、虹別地区にこの協力隊の人たちの、虹別の現地での研修といたしますか、散策をされたという話がちらっと出たと思うのですけれども、これは非常に地域の中には伝わらないのですけれども、こういう行動というのは、全く地域おこし協力隊の人たちの判断で行われることなのですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 伝わらないというふうにお話しされていたのであればちょっと不本意なのですが、昨年、協力隊が活動する前に、地域会のほうと顔合わせはさせていただいております。虹別のホテルのほうも活用した中で事業展開しておりますので、決して虹別地域を軽視していることではございませんので、ご了承いただきたいと思いません。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 大変失礼いたしました。

確かに、そういう情報で、訪れられた、そこでの仕事をされている、商売をされている方も、突然そういう人たちが来られたので非常にびっくりしたということで、事前にそういうことが私たちにもわかっていれば、もう少しいろんな対応ができたのかなという感想を漏らされていたので、その思いをちょっと今、質問の中に入れてしまいました。

それで、虹別の中には以前より、皆さんもご存じだと思うのですけれども、野生動物を飼いながら生計を立てたりしながらやっている方がおられるのですけれども、その方も、馬を使ってお客さんを呼ぶといいますか、ぜひ乗馬経験をさせてくださいということやられていると思うのですけれども、その方たちとの連携というか、連絡のとり合いとかはされているのですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 基本的には、町と地域おこし協力隊と道東ホースタウン推進協議会という組織がありまして、馬の事業者さんを中心に、この事業展開を行っております。今、委員おっしゃられた方がどなたなのかちょっと把握しておりませんが、情報収集に努めて、事業展開の上で一緒にできるようなことが可能であれば、検討をさせていただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） ぜひ、そういうぐあいにこの事業が進んでいけばいいなと思います。そういう中で、その従前より馬で活動されている方の話なんかも、これで地域の農家の皆さんとうまく話し合いができて馬道が確保できれば、もっともっと事業が発展できるなという感想を漏らされていましたが、そういうことも含めて、地域おこし協力隊の皆さんと、対象となられた地域の活動と一緒に発展するようになればいいなというぐあいに思います。そういう意味では、差し支えなければといいますか、そういう情報が地域の中にもっときめ細かに情報が提供されれば、もっともっと地域と密着した活動ができるのではないかというぐあいに思いますので、よろしくお願いいたします。

情報提供可能ですかと。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 地域おこしの目的は地域の振興でございますので、必要な情報については、地域のほうと情報を共有させていただきながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 以上、終わります。

（何事か言う声あり）

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時05分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎散会の宣告

○委員長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、明日3月15日は午前10時に議場に参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

(午後 4時05分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 菊 地 誠 道

平成30年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成30年3月15日（木曜日） 午前 9時58分 開議

付議事件

- 議案第29号 平成30年度標茶町一般会計予算
- 議案第30号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第31号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第32号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第33号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成30年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第36号 平成30年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（12名）

委員長	菊地誠道君	副委員長	渡邊定之君
委員	櫻井一隆君	委員	後藤勲君
〃	熊谷善行君	〃	深見迪君
〃	黒沼俊幸君	〃	松下哲也君
〃	川村多美男君	〃	鈴木裕美君
〃	平川昌昭君	〃	本多耕平君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 舘田賢治君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君

総務課長	牛崎康人君
企画財政課長	高橋則義君
税務課長	武山正浩君
管理課長	相原一久君
住民課長	松本修君
保健福祉課長	伊藤順司君
農林課長	村山裕次君
農林課参事	柴洋志君
育成牧場長	類瀬光信君
水道課長	細川充洋君
建設課長	狩野克則君
事業推進室長	常陸勝敏君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	中村義人君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	相撲浩信君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(委員長 菊地誠道委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長（菊地誠道君） 昨日に引き続き平成30年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席なしであります。

(午前 9時58分開議)

◎議案第29号ないし議案第36号

○委員長（菊地誠道君） 本委員会に付託を受けました議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号を一括議題といたします。

議題8案一括して総括質疑を許します。

質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君）（発言席） おはようございます。

最初に、ごみ減量の関係でもってご質問申し上げたいというふうに思いますが、ごみ減量化の推進事業への補助金ということで予算化されておりますけれども、ディスプレイ、あるいは電動の生ごみ処理機等々なのですが、端的に申し上げましてPR不足ではないかということで、予算がついて、広報にもこういうことで助成をいたしますということは年に1度しか載らないのではないかなと、自分自身もそれしか記憶にないのですが、例えばディスプレイ、一昨年から補助が出されました。知らない、知らないという、特にご家庭の女性は、こういうものの助成があるのですかという声を一昨年、非常に多くの声を寄せられました、私自身はですよ。ですから、せっかくのいい補助金ですので……

○委員長（菊地誠道君） いいですよ、続けてください。

○委員（鈴木裕美君） はい。本当にごみ減量化に向けるのであれば積極的なPRが必要かというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） ごみ減量化のPR不足ということですが、担当課としましてはPRしているつもりではございますが、ちょっとご指摘をいただきまして、もう一度見直しをかけさせていただいて、もう少し活発に利用されるように検討させていただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それと、私どもは、ごみ分別スタートしてから、地元の人間といえますか、全然違和感を持たないで分別のごみを利用させてもらっているのですけれども、標茶以外、転入者といえますかね、あるいは単身者の転入者が来てみて、袋が大き過ぎるという声を、この間、感じませんかと聞かれてしましまして、自分自身感じませんでしたからと言ったら、ああ、そうですかと、ここの町は袋が大き過ぎますもんねと。以前、生ごみについて、40から20でしたか、小さくしましたよね。それでも単身者にとっては大きいのだというふうに言われていたのですが、特に日中働いている方々、1週間生ごみを保存するということの悪臭等々も、特に夏期間の悪臭等々も心配されておりましたけれども、その辺でさらに小さい袋をとすることは検討できませんでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 単身者等の世帯からのごみ袋が大きいということでご意見等をいただきまして、生ごみについては、一番小さいのが12リットルがございます。それとあと、2年ほど前ですか、そういうことで燃やせるごみ、燃やせないごみについても袋は12リットルの品種をふやしたところがございますけれども、他町村の感じでは、さらにまだ小さい袋とかも用意している町村があるかと思っておりますので、その辺はちょっと周辺の町村とかも調べまして、その町村でどのぐらい利用があるかとか、そういうことも調べまして検討させていただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ検討していただきたいなと思えます。特に転勤者にとっては、住宅に生ごみのディスポーザーをつけるとか、そういうこともなかなかできませんので、他町村の情報を得ながらもご検討いただきたいというふうに思えます。

それから、以前に、きょう持ってこなかったのですが、釧路市の分別の仕方ということで、冊子をこの場でもお見せしまして、本町においてもごみ減量化に向けて冊子を配布すべきではないかというご質問をした経過がありますが、当時は30年の供用開始に向けて実施をしたい、検討させてくださいということだったので、その後どのようなようになっていきますか、伺いたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） ごみ分別マニュアルですけれども、本町でも十数年前に一度配布したことがございますけれども、それも内容につきましては時代に合わない内容とかがありまして、以前、委員からご意見もいただいたこともありまして、関係の市町村が実際どのようなものを出しているかというようなものも調べたりしまして、この4月の広報の配布に合わせまして全戸配布ということで、ページ数にしましては40ページ弱ですけれ

ども、収集日程、ごみの分別処理、そして印紙、証紙の取扱店、それから生ごみ減量化助成制度、ごみの量をどのぐらい排出しているか、そして後半には、あいうえお順に品目に分けたわかりやすい分別一覧等も掲載しまして、広報4月号に合わせまして配布を考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 次の問題ですが、今回の災害で私も避難者として福祉センターに避難をいたしました。総務委員会で所管事務調査に取り上げるのかなというふうに思いますので、深くはご質問申し上げませんが、何点か避難してみてもの感想といいますか、課題が正直言って見えたかなというふうに思いますが、1つは、福祉センターの場合あるいはトレセンでも、部屋の数といいますか、避難所のお部屋の数が何個かありますから、特に授乳室とか、あるいは病気でぐあいが悪くなった方の避難室とかということの設ける必要があるかと率直に感じました。例えば福祉センターですと、調理室の隣の生活改善室、あそこも畳ですし、そこで若いお母さんが赤ちゃんを連れてこられたときのおむつ交換や授乳をされるという、そのように予備室的なものというのをやっぱり表示しておくといえますか、そういう必要があるのではないかなというふうに感じましたので、その辺ぜひ本当にいつ災害が起きるかわかりませんので、まずは避難所の対応の仕方ということで、そういうことができないのかを伺いたいというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） 答えいたします。

ご指摘ありがとうございます。今回、2度目の経験でありまして、まだまだ積まなければいけない経験値がたくさんあるというふうに感じているところであります。

一昨年の避難所開設の後に、今回はトレーニングセンターのほうで、2階の会議室を使って、事情のある方については個室に入ってもらったという経過があるというふうに聞いているところであります。それぞれの避難所で、前回と今回、チーフ役の職員、固定しておりまして、そういった情報を集積しながら、限られた条件ではありますけれども、その中でより快適な時間を過ごしていただけるような配慮はしていかなければいけないというふうに考えているところであります。

今ご指摘のありました乳幼児を抱えている親御さんの対策についても、今後、詰めていきたいというふうに考えておりますので、また何かありましたらお知らせを願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それと、避難勧告と指示の違い、指示が本当に避難をしなければ

ならないと、いわば強制的に逃げなさいということなのですが、勧告が上だという、要するに勧告が強制的に逃げなければならないというふうに思われている住民の方々、今回の避難対象外の区域の方々も、そのように思われていた方もおりますので、先般、防災ハンドブックということで各家庭に配られましたよね、これ。ですから、そこにも正直言って勧告と指示の違いが載っかっていなかったのではないかなという気がしたのです。その辺を、これから本当にいつ起こるかわからない状況の中では、広報等で勧告と指示の違いというの、ぜひ周知をしていただきたいなというふうに思います。

それから、情報の提供なのですが、避難者にとって、たまたま福祉センターの場合はテレビ1台でした。ですけれども、テレビは標茶だけを流しているわけではありませんから、他町村も流しておりましたから、標茶の今の状況がどうなっているということが、非常に避難者にとっては不安な状態でいた方もいらっしゃったのですね。それで、対策本部が大変な思いをしているということは重々承知をしておりますけれども、2時間ごとにとか、やっぱり今の本町の状況はこうなのだということをできれば情報提供していただければ、避難者にとっても不安の解消の一つにはなるのではないかなというふうに思うのですが、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、避難勧告、避難指示の関係でありますけれども、ご案内のとおり、意味合いとしては避難指示のほうがより強いものなのですけれども、いずれにしても最終的な強制力がないというところで、今回、避難指示は発令したのですが、家に残る方がいらっしゃったという部分で、今後、課題になったというところであります。それぞれの段階に応じて、避難準備から始まりまして避難勧告、避難指示というふうに段階が上がるのですが、それぞれの意味合いを再度ちょっと周知をしながら、こちらの危機感を町民の皆さんにも共有してもらって、みずからの身を守るということにつなげてもらえたらいいなというふうに感じているところであります。

それから、2点目の避難所での情報提供のあり方なのですが、これについてもまだまだ不足をしているというふうに担当として反省をしているところであります。

今回、各避難所に、釧路川の水位の情報などについて張り紙という形式でお伝えはしたのですけれども、時間的には、たしか9時か10時ぐらいだったと思うのですけれども、結構遅い時間になってしまいました。どんな方法がいいのかという部分でなかなか、言いわけじみた話にはなるのですが、対策本部的にあちこちに人を押さえていて、タイムリーに避難所に今回は人を送れなかったということがありますが、ご案内かもしれないのです

けれども、今、水害を中心としたタイムラインというものを作成中であります。これは、例えば台風が接近してきたという情報が入ったら、その先を見越して行動を開始するという、そういう避難行動計画をまとめている最中なのですけれども、それを発展させていく中で、避難措置をとった後の避難所の運営のあり方の中で、避難者への情報提供というものははっきりしてくるのかなというふうに思っているところであります。そういう意味では、平成29年度、それから平成30年度、国の交付金活用しながら、Wi-Fi環境を整備してということで、その部分については特に、ちょっとご高齢の方についてはどうかと思うのですけれども、避難所でスマートフォンを経由した情報収集が容易になるのかなというところで、それについては、この先お役に立てるのではないかなというふうに考えているところであります。

いずれにしても、情報提供の内容、それからタイミング等については、まだまだ研究課題が多いというふうに思っておりますので、逐次改善していくところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） この防災ハンドブックが各家庭に配布されまして、日ごろの備えということで非常に役立ちました。ですから、福祉センターに避難された方々にはきちっと、これらの所持品といいますか、避難する際の持ち物等々もきちっと用意されて避難されている方もいらっしゃいましたので、非常にハンドブックは助かったなというふうに思うのですが、議会中も下水道処理能力が満杯になりそうなので、節水にご協力をということで広報、周知いたしました。平和もそうでしたし、旭の一部も聞きましたらそうだし、もちろん桜も富士もなのですが、トイレがとにかくあふれそうだということで、皆さん避難されて帰ってきたときにはおうちがどうなっているのだろうという、正直言って不安を持たれておりました。

私も避難所で伺ったことは、その方が教えてくださったのは、トイレの便器の中、穴にビニール袋にお水を入れて、そしてふたをするというか、おもしろがわりにしてその穴に詰め込むということをお願いして、早速そのことをしたということがあるのですね。ですから、ぜひそういうことも、ささいなことであってもやっぱり、それが本当に可能なかどうか正しい処置なのかどうか正直言ってわかりませんが、そういうことも、特にトイレがあふれた場合の対応の仕方ということもぜひ検討していただいて、下水処理場を壊さないようにということも大切なのですが、各家庭の中でトイレに当たった対応の仕方というのもぜひ研究をしていただいて、そのことを周知していただければありがたいなというふうに思いますが、いかがでしょうかね。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君） 鈴木委員のご質問にお答えをいたします。

今おっしゃられたように、数件、役場のほうにも、トイレが流れない、流れづらいという部分と、既に業者さんに依頼をかけた住民の方もいらっしゃるという部分については報告は受けております。

ご案内のとおり、当然、処理場もキャパがありますので、今回、通常の3倍以上の水が、融雪水、マンホールが約1,000個以上ありますので、その鍵穴から入ってくる水もかなりの量という形で、処理場に入る水を制限しながら処理をしてきたところなのですが、下水道の部分については自然流下という形で、桜町にある処理場のほうに向かって自然に下り勾配で行っているわけなので、当然、先ほど来言われました桜町のほうが一番早く使いづらくなってきて、だんだんそれが上流部に上がってくるという、こういう下水道の流れのシステムでございます。

こういうような部分が、残念ながら、一昨年も台風3回の部分についても何とか、その部分についても経験をしながら、いち早く節水という形でご協力をいただくという形で広報等をさせていただきましたけれども、先ほど言われました、そのときの部分の使えないときの措置の仕方という部分をちょっとこちらのほうとしても研究をして、今後、広報だとかという部分でPRをしていかなければいけないという形で検討していますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） 今、水道課長のほうから下水道の関係のお話をいただいたのですが、総合的な窓口として、みずからの身を守った後の自分の家、それをどういうふうに保全していくかという部分については、先進事例等を参考にしながら、これもまた研究をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解願います。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ研究をしていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、福祉避難所、ふれあい交流センターに避難されているご高齢の方々あるいは体の不自由な方々がいらっしゃるわけですが、福祉避難所と町内会との連携、私は以前の一昨年の台風の時にもご質問を申し上げた記憶があるのですが、開運や桜には自主防災組織がありまして、それぞれの町内会で見回りをして安否の確認をする、あるいは避難の誘導をする等々の活動をいたしました。個人情報の関係もありますけれども、例えば桜の場合、うちの町内会ですが、桜は桜で、ひとり暮らしの方あるいは体の不自由な方々の名簿は把握しております。ただ、福祉避難所から先に、いち早く避

難するようにという対応がされておりました、ただ、町内会のほうには連絡がないのです。ですから、最終的に町内会が見回りに行って、連絡のとれない方、前回もありましたけれども、今回もまたそういう方が出ていたのですね。

ですから、そういう方々の避難、ふれあいに、福祉避難所に避難させる方々の名簿というのを町内会に対して、個人情報だと言われればそれまでですけども、ご本人やご家族の了解を得ながらも、そういうものを町内会に提供できないものだろうか。そうでないと、実際に桜の役員さんたちに一生懸命回っていただいて、最後に役員さんたちが避難をするという実態なのです。そういう役員さんたちの安否の問題も心配されますので、ぜひ町内会と福祉避難所との連携というのを密にさせていただければありがたいですし、前段申し上げたとおりの、そういう対象者の名簿を町内会のほうにも提供していただければありがたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

今ご指摘の件につきましては、一昨年の経験から、今、逐次進めているところであります。町内部でまず打ち合わせをしまして、要支援者名簿については作成をしております。対象75名で、今、スタートをしております。

せんだって民生委員さんの会議がありまして、そこでも説明をして、この先の協力を求めたところでありますし、予定としては、これからの町内会長会議の場で情報提供をしながら、また協力の要請をしようとしていたところであります。

流れとしては、75名については、個人情報の取り扱いについて同意をいただいた上で名簿としてまとめ、まとめたものについては町内会含めた関係機関に配付をして、何かあったときにはいち早く避難誘導するという、そういう体制をつくっていきたいというふうに考えていたところであります。そういうことで、名簿の提供については今進めていると。

済みません。それから、民生委員さんあるいは町内会長さんたちにお問い合わせしたのは、こちらのほうの持っている情報で、今、75名が掲載されているのですが、それ以外に漏らしている方がいらっしゃいませんかという問いかけをして情報提供をもらおうと。いただいたお名前については、こちらのほうで個人情報の取り扱いを確認しながら、関係機関との共有化を図って行って、ご指摘にあったような連絡がとれなかったとか、そういうことが起きないようにやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 本当に災害はいつ起きるかどうかわかりませんので、ぜひご検討

いただきたいなというふうに思います。

次、フッ化物洗口について、町長の施政方針には昨年もことしも載っておりますが、まず保育園のほう、フッ化物洗口、実際にもうスタートしておりますけれども、フッ化物洗口の液といいますか、洗口薬は何を使われておりますか、保育園。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

本町ではミラノールを使用しております。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それでは、幼稚園あるいは学校で実施されていない学校もありますが、幼稚園と学校では何を使われておりますか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

幼稚園のほうはミラノール、実施している学校はフッ化ナトリウム試薬を使用しております。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それでは、学校でフッ化ナトリウムを使っているという、ミラノールではなくてフッ化ナトリウムにしたというのはなぜですか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

これは北海道が発行しているガイドブックにも書かれてありますし、釧路保健所の歯科医のほうにも相談しておりますが、使用する薬剤は市販の薬剤、それとフッ化ナトリウム試薬ということで、どちらかを使用するというふうになってございます。

学校の場合、なぜフッ化ナトリウム試薬を使っているかということなのですが、市販の薬剤に比べて安価ということと、それと添加物が入っていないのでアレルギー反応の心配がないということで、そちらのほうを選択しているということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それでは、フッ化ナトリウムの使用されているメーカー、どこのメーカーのを使われておりますか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

この薬剤の液の希釈につきましては、学校薬剤師に依頼をして希釈をしていただいております。

そのメーカーについては、希釈をさせていただいている学校薬剤師さんのほうにお願いをしておりますので、はっきりと1年間通してこのメーカーを使っているというのは、私どものほうでは把握しておりませんが、1つ、和光薬品を使っているというところは以前に聞いたことがあります。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 課長から今お答えになられたように、フッ化ナトリウムはミラノールから比べると安価であるということをおも承知しておりました。

以前にもかなりの議論をいたしました。フッ化ナトリウムについては試薬です。医薬品ではなくて試薬、ミラノールについては医薬品ですというふうに定められておまして、ネットで取り寄せたものなのですが、医薬品と試薬の違いで、試薬については「化学的方法による物質の検出もしくは定量、物質の合成の実験または物理的特性の測定のために使用される化学物質である」というふうにうたわれておまして、そのことによって「用途として虫歯の予防などの医薬品的な用途に使用されることが目的とされているものではないことがわかります」と。定義とかがありますから、そこは一応申し述べることは削除しておりますけれども、「ないことがわかります」というふうにも書かれているのです。ですから、安価と添加物がないということだけで、歯科医師会にお願いしているということなのでしょうけれども、私は試薬を使うということがまずどうなのかなというふうに感じます。そして、今、課長が述べたように、その試薬が和光純薬工業株式会社のコメントということで載っておりますし、会社としては使われていても何があっても保証はしないということを会社のコメントとして書かれております。

ですから、本当に虫歯を予防するためにというだけに用いるということが、以前述べましたので深くは追及する考えはないのですが、今すぐ反応は出てこない、異常反応といえますか、出てこないにしても、いずれ出てくるおそれがあるというふうにも私は心配をしております。そういう意味では試薬は……、ちょっと待ってください。

それと、これは、ある歯科医が発表しているものですが、教育上の問題、医薬品とそうでないものを区別することの重要性ということをお述べております。「教育機関において試薬を医薬品の代用として使用する場合、教育上の観点からも問題があるように思われます。医薬品と医薬品ではないものを区別せずに、あたかも医薬品的な効果効能を医薬品でないものに求め得るという誤解を学童生徒に与えかねず、教育機関でこのような薬剤の使用はすべきではありません」というふうにごコメントが述べられております。「学童生徒には許可・承認された医薬品とそうでないものを区別し、安易にそのような商品を取扱うようなことがないよう教育することが重要」というふうにごうたわれておりますけれども、そう

いう観点からフッ化ナトリウムの使用というのはいかがなものかなというふうに思うのですけれども、もう一度伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

この事業実施に当たっては、北海道の事業ということで行っているわけですが、今、委員がご紹介いただいた部分については、私、十分把握はしておりませんが、先ほどもお答えしました「フッ化物洗口の実施ガイドブック」、これは北海道、道教委、北海道歯科医師会が合同で発行しているものでありまして、その中で薬剤、何を使用するかということが明記されておりますが、先ほどお答えしたとおり、市販の薬剤あるいはフッ化ナトリウム試薬ということで明記されてございますので、私どもは、その方針といいますか、ガイドラインに沿って今言われている試薬を選択している。これは保護者の説明会でも釧路保健所の歯科医のほうで保護者のほうには説明しておりますが、希釈に当たっては歯科医の指示によりそれらを進めているということで、何も問題はないということでご説明はさせていただきますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） このメーカーさんが安全データシートを出しております。これもネットで調べたのですが、私は、やっぱりこういうものをしっかりと提供すべきだと。保護者の選択だと言っていますから自己責任になるわけですから、しっかりとこういう、ましてや業者さんが出している安全データシートというのも保護者に提供する必要があるのではないかなというふうに思うのですが。

それと、保護者への説明です。例えば保育園、幼稚園、新しい幼児が入園してきますよね。そのときに、洗口の対象者には逐次説明を保護者にはしておりますか。小学校もそうです。転校生が入ってくる、そういう場合とかも、他町村でやっていないけれども、標茶が実施しているわけですから、転入生等々にとって、ずっとやってきていることだからということでそのまま流れていっているのではないかという私は懸念をします。ですから、そういう転入者、入園生にとって、どのような説明をしておりますか、そして保護者の選択をさせておりますか、伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

保育園児に対するフッ化物洗口の説明というご質問でございますけれども、先に保育園関係でお答えしたいと思います。

僻地保育所、常設保育所とも、基本的には入園式のときに説明しているということでご

ございますが、新たに入った子につきましては、4月が練習期間、それから本格的なスタートは5月以降ということで実施しているところでございますけれども、途中入園された方につきましては、その都度、個別に対応しているという状況でございます。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

保護者の説明に当たりましては、まずは27年度に全町的に説明を行いました。それで、学校の場合、新入学児童あるいは転入者ということかなというふうには思いますが、保育園、幼稚園で洗口して、今、答弁があったように説明はされております。その方が、まず新入学児童の部分で言えば、保育園、幼稚園で実施してきた約9割のお子さんが入学してくるということで、保護者については一定程度、その部分については理解はされているということで、改めて新入学児童に対しての説明は、この2年間には行っておりませんが、毎年、年1回、実施希望調査をとっておりますので、その際に保護者のほうへ希望調査書、調査票を同時に送付すると、一緒にフッ化物洗口の内容なり効果なり等々を文書で周知しているところがございます。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） そのような周知をされているとふうに言われましたけれども、先ほど、前段伺った保育園、幼稚園はミラノールを使用していますよね。学校はフッ化ナトリウムの違いです。医薬品と試薬の違いもありますよね。そういう面では、やっぱり保護者にとっては違いも知らない、そういう不安な材料が発生しているのではないかとこのように思うのですね。

それで、学校においては、まず教職員に説明をして、そして教職員の理解を得た段階で次の保護者にとりあえずという形をとっていますよね。そうですね。違いましたか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

今ご指摘あったとおり、まずは教職員の説明会を開催しまして、実際に先生方に洗口をやっていただくということですので、まずは先生方に十分理解をいただくということが大事だということで、先生方の理解をいただいて、その上で保護者説明会をし、保護者の方に希望をとって実施をしていく、そういうような形で進めているところであります。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 町長の施政方針でもそういうことが、虫歯予防ということですが、現実には、ある学校では、フッ化物洗口をやっていない学校では虫歯が、では虫歯の数がどうなのだとしたら、ふえていない、減って、やっていない学校ですよ、洗口を

していない学校では虫歯の数が逆に減っている学校もあるわけですよ。そういう学校もあるのに、なぜそこを虫歯予防だとして、道のあれですからということでうちの教育委員会がどんどん進めていくのかということとは私はやっぱり、これはもう水かけ論になるのです。だから、それ以上は申し上げませんが、実施に当たっては、やっぱりしっかり安全性が担保された上で実施していただきたいなと思いますし、フッ化ナトリウムであれば、今、和光純薬工業株式会社のものを使用しているのだとすれば、安全データシートがちゃんとあるわけですから、その辺も示していただいて、保護者への選択をさせるというふうに、教育長、考えはいかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたしたいと思いますが。

鈴木委員のご指摘の部分で、フッ化物洗口、ご承知のように健康の源は歯からということがありますから、フッ化物洗口が入る前に、私、過去に教育委員会のために、標茶町の児童生徒は虫歯の被患率というか、物すごい高かったのです、正直言って。子供たちにどうやって歯を、8020運動をされていますけれども、委員ご承知のように80歳まで自分の歯を20本持っているという、それが健康の源だということで進めているわけなのですが、いかにそのフッ化物が有効だということで、北海道はこれを推奨しているわけでありまして、その中でどういう形であるかというのは、安全担保の中でガイドラインを進めているわけですから、そのことを踏まえて本町も進めて、説明しながら各学校で実施をしていただく、保護者の理解をいただくということで行っているところでもあります。

安全対策については、ガイドラインに基づいて進めていますので、私どもはこれが、ナトリウムとミラノール、どちらかということでされていますので、その選択については町の薬剤師会と相談をしながら進めてきているところでもありますので、さらにいろんな部分で相談をしながら、北海道も含めて対策といいますか、対応について丁寧に進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ、説明責任を果たしていただきたいと。

そういう意味では、今この試薬を使われている業者さんが和光純薬工業だとするならば、こういう安全データシートを出しておりますから、そのことを保護者はやっぱり知っていないのですよ。教職員で知っている方はいるかもしれませんが、このデータを私は示していただいて、そして選択をさせるということがやっぱり考え方のベターではないかというふうに思いますが、もう一度伺います。安全データシートを示すことはいかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） 安全データシート、正直言って私も見ておりません。その部分で、どういったものかというものを見て、それぞれ必要に応じて、開示はされていますので、特にどちらかにするという話ではないので、必要に応じて表示していきたいというふうに思います。

○委員（鈴木裕美君） 終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君）（発言席） 私からは、1点質問させていただきます。

いわゆる人口の減少対策という観点から、お試し暮らし制度が始まって数年たちますけれども、まず最近2年間くらいのお試し暮らしの実績等というのがわかればちょっと教えていただきたいのですけれども、どのようになっているか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えしたいと思います。

お試し暮らし住宅については、町内で現在3棟用意してございます。29年の1月から2月の末現在で、17組28名の方が利用されております。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 平均何日間くらいの滞在といたしますか、利用日数、1組当たりがどのくらいになっておりますか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 以前にもお答えして、平均の数字は出していませんが、一番短い方で6日間、長い方ですと約1カ月間という、そういう期間となっております。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 短い方で約1週間、長い方では1カ月と。

その後、そういう利用された方で、標茶町に移住された方というのはおりますでしょうか。早く言えば、このお試し暮らしに伴う実績といたしますか、移住に結びついた方というのは、何人かおりますでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お試し暮らしではございませんが、29年で2名の方が移住されております。

また、お試し暮らしで体験された後に移住相談されている方が2件、帰った後に移住相

談されている方が2件おられます。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） ということは、お試し暮らしでやって移住されたという方はまだ実績としてはないというふうに理解してよろしいですか。

決してこのお試し暮らしが私は無意味だとか、そういうのではない、やっぱり標茶の町をきちっと理解していただくということでは、これは非常に大切な事業であるし、私も評価したいなと思っております。

ただ、いかんせん今お聞きしたように、なかなか実績があらわれてきていないというところがちょっと気にかかるところなのですけれども、いわゆる移住に対しての町側としての何か支援策だとか、そういうものというのは、今現在、町では何か行っておりますか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 支援策といいますか、移住の対策として行われることについて若干説明させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたが、お試し暮らし住宅の用意、それから日常的には窓口のほうでも移住の相談を受け付けてございますし、首都圏のほう、東京会場と名古屋、大阪会場に、それぞれ道内の移住促進協議会と協働した中で、それぞれ2会場で別々に相談会を開催いたしているところであります。昨年で、それぞれの会場で、合計で81人の方が相談されております。その後、本町のほうに来町されて相談されている方も2組おられますので、一定の効果は上がっているのかと思います。

それから、支援策ということではありませんが、標茶町に来ると、町民となった場合にさまざまな支援策があるということで、子育て支援ですとか教育支援、また、住宅の用意、あとは起業する場合ですとか、農業で就農する場合のさまざまな施策を用意してございますので、そういった情報についても説明会場の中では提供させていただいて、標茶町のPRということでは一定程度の説明は行わせていただいているように認識しております。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） さまざまな場面で説明会を開催し、また、実際に移ってこられたときにはいろんな支援策はあるということなのですけれども、ちょっと私、気になるのが、最近、町民の中から、これはどうしても、このお試し暮らしを利用されても、なかなか標茶に住んでくれないということに対してのいら立ちなのかどうなのかはちょっとわかりませんが、1カ月間くらい利用された方なんかに対して何か別荘がわりに使われていると、使っているというような、そういう声がちょっと聞こえてくるのは残念な気がしますし、また、そういうふうに見られても仕方がないのかなというようなことを思ったりも

するのですけれども、決して私もそういうふうには思いたくない、ただ、周りからはそういうふうな目で見られてくる。でも、そういうことというのは、やっぱりきちっと解消していかなければならない。ではどうしなければならぬかというようなことを考えていくと、標茶に移住したら、やはり一番のあれなのは住宅なのかなと、それに対する支援策というものも考えてきてもいい時期に来ているのかという気はするのですけれども、いかなものでしょう。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 移住される方にはそれぞれの生活もありますし、それぞれの状況、さまざまなものがありますので、何を求めて来られるかというのは、今の段階では相談した中で丁寧に対応させていただいていると思いますし、先ほどの繰り返しになりますが、標茶町民となった場合には、こういう町の特徴というか、さまざまな制度がありますという、そういう説明の中で、いろんな自治体の考え方はあるとは思いますが、標茶町は標茶らしい移住の支援策ということで行っているというふうに認識しております。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 私も非常に質問していても自分でも難しいなとは思っているのですけれども、移住してくるということに関しては、それからの生き方を、どういう生き方をしていくのかということで、大都会から田舎に移り住みたい、その田舎でもまた本当に自然豊かなところに1軒ぼつんと建ててそういうところに住みたいとか、そういうのを求めてきて、そして標茶に移住したいという、いろんなあれがありますから一口ではいけない、それに対してひとしくまた住宅を建てるのに対して助成だとかということも、これもまた難しいものがある、ましてや個人財産に対しての助成ということになったら、これは非常に難しいものもあるのかなという気はします。でも、やはりそれが、このお試し暮らしが実績になかなか結びつかないというのが、非常に残念な気であるという感じでおります。

何か他町村と比較するのは私も嫌いなのですけれども、でも実際に管内的にも住宅団地をつくって、そこに土地を購入して、1年以内に例えば住宅を建てれば何かしらの減免措置がありますよとか、その町の木材を使って建てれば何かかんかの減免措置がありますよとかという、そういう軽減策というのはとっている町村も確かにあるのですけれども、そのようなことは、何か標茶独自のそういう軽減策ということを考えるようなあれはないですか。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私のほうから。

基本的な考え方というのは、先ほどから課長からお話をしていますように、移住、来ていただければ非常に私どもありがたいと思っています。

ただ、これは、この町に住もうと決めるというのは、それぞれの人がいろんな理由があると思うのですよ。だから、私どもは、うちの町はこういう町ですよと、こういう自然豊かなものですし、うちの施策としてはこういうものがありますよということをしてできるだけ丁寧にご説明するようにしております、お試し暮らしをされた方が移住にまだ結びついていないということは、それは事実としてあるかもしれませんが、それ以外にうちの町に移住をされてこられた方はいらっしゃいまして、その人たちのお話を聞きますと、やはりこの町のよさというものを理解した上で来られているということだと思っております。

確かに、地方創生、まだ国がこの看板を掲げているのかどうか私ははっきりわかりませんが、地方創生を掲げたときに、地方がやはり努力をして、いわゆるサービス合戦というような形になった時期があります。でも、何年かたって、そのことが果たして人口増に結びついたかという、そうではなくて、いわゆるこれ全国市町村、道内もそうですけれども、人口がふえているのは都会の町の近くのベッドタウンだけなのです。それ以外はふえていないのですよ、これ、はっきり言って。だから、優遇策云々かんかんというのは、それは確かにこの町に住もうと決めたときの一つのプラスアルファの材料としてはあるかもしれませんが、それよりもっと大事なのは、この町に住んで自分がどういう人生を送るのかということをしちんと持たれた方でないと、これはやっぱり無理だと思うのです。

だから、私は、やっぱりこれから先にどういう形にしていくのか、今、委員が提案ありました例えば地元の材を使えばどうこうという、ただ、これ現実問題として地元の材という形の中で支援策がとれるかどうかというのは、ちょっと私、市場等の状況もわかりませんが、今までも住宅の支援に関しては例えば道産材とか、そういった形の施策はあるかと思えますけれども、地元の材を使った場合にどうこうというのは、これはちょっと現実問題としてはどうかというのがあるかと思えますけれども、そういった意味で何らかのインセンティブというのがとれないかということは、これからも手法として研究させていただきたいと思えますけれども、私は、もっともっと大事なのはやはり、例えば夏に来られた方には冬もいいですよとか、冬に来られた方は夏はもっといいですよとか、そういったことを情報発信をしていってというのが非常に大事なのではないかなと思います。

それと、私、お試し暮らしをされた方と何人か朝の散歩のときに会って、いろいろお話をさせてもらったことがあります。その中で何点かあったのは、朝の散歩コースがこれほどいい環境の中であるところはめったにないという話と、それとペットと一緒に暮らせる

というのは非常に、ほかの町にないのでみたいな話をされていた方がいらっしゃいます。だから、そういうプラスの評価をさせていただいた方たちの声を聞いて、これから先にどういうことができるのか。本当に夏の間ですと、河川敷含めてこんないい、標茶高校も含めてですけれども、散歩コースがあるところってめったにないですよとか、そういうお話も私、実際にお試し暮らしされている方とお話を交わしたことがありますし、だから、そういう意味で、基本的には先ほどから課長が申し上げているように、うちの町の持っているよさをもっともっと丁寧に説明していくこと、そのことのほうが私は現実的に効果的ではないのかなというぐあい考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思いません。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） そういう考えであるということも、私も十分理解いたしました。

ただ、ただといいますより、やっぱりどうしてもこれに関連してもう一点質問したいということは、今回の定例会で、一般質問で渡邊議員からも質問あったのですけれども、いわゆる農家が経営を閉じて次の世代に譲る、いわゆる新規就農、経営継承、こういうような形で経営を譲る、リタイアをして。そういう人たちは、どうしても新規就農だ、経営継承だ、これをやっぱり標茶としては、地域のコミュニティーを守ったり、いろんな生産を維持していくためには、きちっと進めていかなければならない、スムーズに進めていかなければならない、そういうことではどうしなければいいのかということ、やはり今まで経営されていた方、やめた方がその場所から出ていくということが新規就農、経営継承を進める中では、早く言えば必須条件の形になってきているということでは、ではその経営をやめた方、一般質問で渡邊議員の答弁の中では、やっぱり経営をやめた方にもきちっと寄り添った、そういう対応をしていかなければならないという答弁をされましたけれども、そういう人たちも、ではこのまま引き続き標茶に住み続けたい、経営を閉じたわけですから、いっそのこと都会に移り住む、それも一つのあれですけれども、このまままた標茶に住み続けたいという気持ちにさせるような、そのような対応というか、やはり私もそういうことも考えていかなければならないのではないのかなという気がしているのですけれども、そういうことについてはどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたしたいと思います。

今、松下委員がご指摘されました、新規就農に当たってはまず住宅の確保が重要ではないかということで、昨年、虹別地区で、何度も申し上げますが、2戸の新規就農者がいて、これについては経営継承という形、施設並びに住宅の資産等もそのまま引き受けた形で就

農したという。過去の新規就農については、離農跡地ということで、多額の施設の改修費用がかかっていたということも事実ですし、今回の経営継承については、たまたまといいますか、住宅を標茶町に建てて出てくる方、また、お子さんのために建てた住宅があいたということで、そこに入られたと。大変貴重なというか、こういう事例というのは、なかなかないなというふうに考えております。

今後は、先ほども言いました住宅問題が、施設は譲り渡してもいいのですが、住宅については大体の方がやっぱり住みなれた地域に住みたいという考えだと思いますので、今後は、そういう地域に住みたいという方が住宅等含めて譲り渡してもいいという考えになるような方策を、他町村の事例も参考にしながら、農協と協議して研究してまいりたいなというふうに考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） ぜひ検討していただきたいと思います。

新規就農、経営継承で、その方たちも、やはり標茶の町に住んで、そこで新しく農業をやりたい、府県から来る方もおります。そういう人たちの気持ちというものを私はやっぱり大事にしなければならない、標茶の町に住んで、そういう経営をやりたいと。でも、やはり長年、40年、50年、60年とその土地に住み続けた農家の方が経営を閉じて、そういう人たちに譲る、また新たにどこか別な場所に住宅を建てて移り住む、これもそこに至るまで、決断するまでも大変なあれがあると思うのですけれども、でもやはりまた標茶のどこかの、例えば市街地だとか、そういうところにまた住宅を建てて標茶に住み続けたいと、そういう気持ちになるような、そういうような一つの施策というか、対応ということをやったり私はまた新たに考える必要があるのではないのかなということも申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうから5点お伺いをいたしたいと思います。

まず1点は、野生大麻草の撲滅に関する問題であります。

昨年の12月に、私のほうから大麻草の除去について、手法をとにかく考えていただきたいという要請をいたしました。課長の答弁で、それについての地域会あるいは関係団体と連携をとりながら検討を進めていくというお話をいただいておりますので、その後どのような手法で撲滅に向けての取り組みをするのか、お聞かせを願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。

委員から質問を受けた以降、地域会との協議というのはまだ進めておりませんが、前回もお答えしたとおり、地域会、それから保健所と連携しながら撲滅に努めていきたいと考えております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） こういうことは、やはり課長ご答弁なさっていたように、できることであれば迅速な対応をしていただきたいと。といいますことは、地域会においても、あるいは町役場、いわゆる関係団体が年1度の恒例化した、いわゆる事後というようなことになっておりますけれども、一日も早い大麻の除去ということは、手法を考えていただかなければならない、これは12月も私申しております。

ぜひ、いま一度申し上げておきます。間もなくまた除去する時期になってまいりました。これは1地域だけではなくて、聞くところによりますと、各町内にかなり大麻が自生しているとお聞きしておりますので、その除去手法をいち早く研究なさって、ぜひともこの問題についてはお約束どおり取り組んでいただきたいというふうに思います。答弁は結構です。

続いて、2点目であります。

これもまた私、12月の定例会で、有害駆除による熊の有効活用を考えていただきたいということでお話をいたしました。それについての協議といたしますか、なされたかどうか、お伺いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

熊の有効活用ということで前回ご質問されましたが、現在のところ、具体的な協議はしておりませんが、とりあえず自治体による熊の駆除と有害駆除の熊については、一応今後どういうふうに考えていくかということと協議してまいりたいなというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私、苦言を申すわけではないのですが、事によっては、先ほどの大麻の問題もそうです。迅速にこういうことは結論を出していただかないと私はいけないと思うのです。確かに、行政として、各課いろんなお仕事を持って忙しいことはわかりますけれども、やはり緊急性のあるものについては、ぜひともいち早い取り組みをしていただきたい。特に熊については、今、課長おっしゃったように、いわゆる実行隊あるいはまた有害で捕獲するものと一般狩猟とは違うわけですから、一般狩猟についてはおのおの

ハンターが自由できるわけですがけれども、しかしながら実行隊あるいはまた有害駆除等で捕獲したものについては、12月も言いました、ご案内のようにやはり焼却処分ということで。

それでもって、先日、猟友会と農林課の方にもご同行を願って焼却処理場を見てまいりました。そこでの焼却となりますと、現場を見ますと、現実的にかなり厳しいというふうには猟友会のほうでは判断をいたしました。担当されている、いわゆる住民課ですとか、あるいは農林課のほうではどのように熊の焼却をお考えかなのかわかりませんが、しかしながら、その1点と、もう一点はやはり熊の有効活用を考えてくださいということは私は12月に申したわけですが。間もなく春の熊駆除が参ります。猟友会としても、熊駆除のために、いわゆる初心者講習もあります、あるいは昨年のように塘路の問題もありました。一日も早い、処分方法をどのようにすれば、有効活用も含めてできるのかということも再度お願いをしておきたいと思っております。よろしいですね。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私のほうから、ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、情報提供ということでご理解いただきたいと思っておりますけれども、先般、本多委員からお話がありまして、私どももどうすればいいかということで、道総研の中に、ちょっと正式名称を忘れましたけれども、ヒグマの専門家の方がいらっしゃる組織、これは前回の塘路のときの事故の後に講師をお願いした間野さんという方がいらっしゃいますが、その方が現在勤められているところに行きまして、実はこういうお話があるのですけれどもということでお話を伺ってきました。

実際には、例えば熊の場合に、熊の胆（くまのい）ですね、それから手の平、あと何でしたか、何か非常に貴重品として売買されているということはある。ところが、現実問題としては、それはもうほとんどハンターさんの個人の範疇に属することで、例えば行政であるとか、例えば国でとか、そういうことにはなかなかないのが実態だと。ただし、やはり業界としては熊の胆が、やっぱり胆のうですか、それがやっぱり非常に不足しているということで、それを、間野先生も同じ考えでしたけれども、せっかく駆除したものを有効活用できないかということで、公的なのとか、ルートを何とか整備しなければいけないというお話を伺いまして、それで年に1回、ヒグマの研修会というのを道で、道内のどこかでやられています。昨年はたしか登別でやられたと思っておりますけれども、それで、その場には、いわゆるハンターさん含めてヒグマに関心のある方たちがいろいろ集まって情報交換をされるという場もあるので、標茶町さんで開催してはどうかというお話を受けまして、一応その準備を進めております。

私ども、何ととってもやっぱり専門家も非常に少ないですし、いろんな情報交換もしなければいけないということで、標茶としてはやっぱりヒグマの問題というのは、非常に大きい問題だというぐあいに私ども考えておりました、そういった中から答えが見出せないかということで一応計画をしておりますので、それとやっぱり春熊についてどうするのかということの問題については、道南地域の春熊の実施の状況等々も踏まえて、本町としてどうしていくのか等々については、いろんな情報をいただきながら、これは熊に関して言うと本当にいろんな方たちの考え方がありまして、私どももどう対応していいのかというのは、厳密にこうこうこうだというぐあいに一刀両断に切れないということがあるものですから、そこら辺については若干のお時間をいただきたい。

確かに、本多委員からすれば、迅速に対応していないとお叱りを受けるかもしれませんが、そういったことで私どもとしては、情報収集も含めて検討に入っておるということもご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、町長からのご答弁で、十分理解はいたしませんけれども、しかしながら今の町長の先ほどの公的なルート云々ですとか、あるいは以前の例をとって、個人的なハンターのということで、いろいろ話がおありでしたけれども、これはぜひ猟友会とも十分、12月もお話いたしました、行政だけでそれをどうするかということだけでなく、猟友会としても猟友会なりの判断はあるようです、ここに支部長がいらっしゃいますけれども。それは後ほど十分、12月にお話ししたように本町としてどうするか、今、町長おっしゃったような上部との公的な関係もありましょう、あるいはまた地元ということもありましょう、その中では、猟友会の中とも十分協議をしながら、いち早いこれの解決策を見つけていただきたいということを再度申し上げておきます。ご返答は結構です。

続いて、次の質問をさせていただきたいと思います。

トレセンプラザゆうという、私も実はよくこの建物の名前がわからなくて、先日局長にお聞きしたら、トレセンプラザゆうだという、実はトレーニングセンターの芝生のある、いわゆるいろんな競技できる場所のことなのですけれども。実は、そのの利用者の方々、これは私も何度か行っていきますけれども、老若男女あるいはまたいろいろなスポーツの同好会なり部の方々があそこで楽しんで、夏冬を通してやっているようです。

そこで、実は先日、老人クラブの方々が、あそこで冬にゲートボールをするのに寒くて仕方がないと、職員の方が来て火を、暖房のスイッチを入れてくれるのが8時45分と、私たちが来て9時から始めるととても寒くてできないと、したがって現場を見てほしいということで、私も改めて行ってまいりました。2月で、ちょうど私の行ったときにはそんな

に寒くはありませんでした。その暖房施設が、実は、その方々が言うのには、とにかく寒いのは、この暖房の施設が問題だと。

というのは、ご案内のように、あそこの中段の辺に何かストーブというか、暖房の施設があるのですね。私は、それを見て、よく私は技術的にわかりませんから、ただ寒いことは寒かったです。と同時に、その1地区の方々だけでなく、そこでゲートボールをやっているのは虹別から、阿歴内から、町内の方々が集まっていました。その方々がやっぱり皆さん寒いと、これはぜひ、これを変えるといたらかなりの額がかかるだろうから、皆さん方理解していました。全部これを変えれと言わないけれども、あの座れるところにストーブか何かつけてもらえないだろうかという実はご相談を受けました。私が答えたのは、早くにこのお話を聞いていれば、新年度予算にお願い、教育委員会にお願いすることだったのだけれども、これはもう遅いので、いずれにしてもあと教育委員会にお願いをして善処するようなことを考えていただくようなことをお伝えしておきますということで、私は実はその場を帰ってきました。

ぜひ、そんな中、一度、教育委員会の方はみんな知っていると思います。あの寒いというのはご存じでしょうか。そして、もしご存じであれば、やっぱり使用者の方々、特にご老人の方々、ゲートボールですから、そんなに走るわけでもないです。ということで、1日やっぱり楽しむとすれば、ある意味では暖かい場所が1カ所や2カ所あってもいいのではないかなという気が私もしましたので、あの暖房の改善方法をぜひ検討していただきたいということで質問いたしますが。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

本多委員の今のお話の中で、現状を把握しているかという部分では、私もプラザゆうが、正式名称は「標茶町全天候型多目的町民ふれあいプラザゆう」という名称であります。

これにつきましては、私も8年ほど現場にいてお仕事させていただきましたが、ごらんとおり、トレーニングセンターの構造とあちらの構造とは若干違いまして、まず天井というか、屋根と壁の間のつくりとといいますか、非常に暖かい空気が上に上がる状況が早いといいますか、そういったことと、あとは、今、遠赤外線暖房を8基つけているのですけれども、それは効果的には非常に暖かいものだとは思いますが、どうしてもそういった構造でなかなか下に直接暖かさが急激におりてこないという、そういったところがあるのかなと思いますが、いずれにしても運動施設でありますので、急激な暖かさが競技者に触れるということは逆な効果もまた反面あるのかなと思いますが、今おっしゃいました高齢者のゲートボールの運動につきましては、本当に激しく動くものではないし、黙っ

て立って待機する状況も非常に多いという、そういった競技であることも確かであります。

ご指摘の部分については、一番効果的だと思われるのが、以前には畳の敷いているところに反射板のストーブを何台か置いて対応していたことがあるのですが、それだとなかなか近くに寄らないと暖がとれないということがありましたので、今回、試しにジェットヒーターを設置して、温風が吹き出して、暖かさがある程度の距離飛びますので、そういったことでちょっと対応させていただいております。本当に厳寒期になりますと、外の温度と大して変わらない、8時45分の時間帯だとそういった状況になりますので、それ以前にお年寄りの方は玄関に並んで待っているという状況もありますので、できるだけ職員が出てきた段階ですぐジェットヒーター、今使えるのが2基ありますので、その2基で対応していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、伊藤課長のほうから、その現況は十分理解しているということをお聞きいたしました。

したがって、私は夏の福祉運動会ぐらいしか行ったことないものですからよくわからないので、厳寒期になる前にでもよろしいです、ゲートボールの協会の会長さんとでもよろしいと私は思うのです。ぜひ理解をしていただくためにも、その辺の方々の意見を聞いて、できる限り皆さん方が楽しく、暖かく、人生ゆっくりできるような場所を設置できるようなことでご検討を願いたいとお約束しておきます。よろしくをお願いいたします。

もう一点、これもまた高齢者の話になってまいりますけれども、今、高齢者が家に閉じこもることなく元気で社会に出て、あるいはまた社会復帰、復帰までは言いませんけれども、余生を楽しむとか、そんな健康を保ついろんなことを皆さん考えておられます。

そんな中で、実は、ときわパークゴルフ場の有料化の問題であります。

これは、以前、私も社会教育委員をやっていたころに、スポーツ施設の有料化ということでもいろいろ議論したことを覚えていますけれども、いわゆるこの有料化になって、お聞きいたしましたら、平成18年で約10年を経ているということでもあります。その中で、先般の都市計画の委員会の中でも私申したのですけれども、ときわパークゴルフ場、あそこの施設を老人の方々には、無料化できないのかという実は話をいたしました。詳細に中を見てもみますと、28年度の決算になっていましたけれども、町内の利用収入で47万6,700円、町外利用収入が38万9,400円であります。それで、その中でも70歳以上の町内の利用者の方々が払っているお金は20万1,390円なのですね。

それで、私はここで、全てとは申しません。前段申し上げましたように、高齢者というのは、70にするのか、65なのか、その定義づけがよく私はわかりませんが、私は今

ここで70歳というふうに一応お話しいたしますけれども、70歳を超えた高齢者の方々の、いわゆるスポーツ施設、ときわパークゴルフ場も含めて無償にして利用してもらうのがいいのではないかと。私、常々言うのは、私は社会教育に費用対効果を考えるべきでないというふうにも言うのですけれども、ただ、その中で無秩序な出費をしるとは言っているのではないのです。ここでやはり高齢者の今後の余生を楽しむといいますか、そういう娯楽、スポーツを楽しむ人たちのせめてもの、今までの感謝も込めて、これの有料化については、高齢者の方々の有料化は無とすべきというふうを考えるが、いかがでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

ときわパークゴルフ場を初めとする体育施設の有料化は、委員ご承知のとおり、18年6月1日からスタートして、平成30年度で12年目を迎えることとなりますが、これまで使用料の見直しについて、例えば途中で高校生以下の無料化とか、あとは阿歴内交流館、茶安別交流館の個人のシーズン券、6カ月券の設定とか、そういったことの見直しはこれまでもしているところです。

委員ご指摘の高齢者70歳以上の方の無料化について検討すべきというご質問ですが、これにつきましては体育施設、有料施設総体の部分でございますので、ここだけということにはならないかなというふうには思いますが、実は今年度、平成29年度に標茶町社会教育第8次中期計画の策定を、社会教育委員の皆さんに教育委員会から諮問をいたしまして、1年間かけてその策定作業に入りました。その中で、社会教育全般の事業、それから施設運営についていろいろご議論をいただきまして、その中で特に、委員ご指摘のとおり、社会体育施設の有料化について、年数もたっている、状況も変わっている、そういったことも含めて、一度社会教育委員の中で調査研究をしてはどうかという、そういった提案を受けております。それを受けまして、平成30年度の社会教育委員の会議の中で、定例の年3回の通常の会議に加えて、調査研究テーマとして、その有料化についてのテーマを持って議論をすることとなっておりますので、今ご指摘のことも含めまして、十分議論をしながら検討してまいりたいというふう考えておりますので、ご理解願います。

○委員長（菊地誠道君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 今、社会教育課長からも話ありましたけれども、公共施設の有料化については、従前、スタートするときに議会の皆さんとも十分議論しながら選定をしたという経過がございます。これにつきましては、予算の概要説明の中でも申し上げましたけれども、一般財源の投入比率という部分がさまざまな部分で非常に高くなってきているというのがあります。そういう部分では、町の維持可能な財政環境を整えていくという

大きな観点もありますので、それらも含めて十分検討しなければならない部分ではないかというふうに思っています。一方の高齢者の社会参加という部分というのも非常に重要な部分だと思いますけれども、もう一方の今までの経過も含めて総体的な検討というのは必要ではないかというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私が言うのは、何が何でもということではないのです。確かに、これはもう条例化されていることですから、安易にああこのと言えない、これはやはり議会の議決も必要なわけですから、大事なことであります。ましてや本町のいわゆる公施設の管理計画もありましょう。今、副町長がおっしゃったように総体の予算等々も、これも十分私も理解いたします。

そんな中でとにかく、最後に今、副町長がおっしゃった、お年寄りの方々と言ったら語弊があるかな、高齢者といいますか、いわゆる社会参加をしながらとにかくこの標茶で頑張っていたのだということと同時に、今までの標茶への感謝、皆さんへの感謝の気持ちに報いる等々のことも随分理解していただいて、今、伊藤課長のほうからお話のあった、社会教育委員会の中で1年間かけて、定例会をふやして、その問題についての検討をしてまいるという実はお話をいただきました。ぜひ、これは、そんな意味も多分、教育委員の方々も、社会教育委員の方々もそれを頭に置いての検討会になってこようかと思えます。ぜひ、私どものことも理解していただきながら、これに向けた取り組みをいち早く進めていただきたいと、このように思えます。これは答弁結構です。

最後になりますけれども、これもまた私も最初議員になったときに、町有林の資産運用ということで町長に一般質問をいたしました。そのときはそのときとしてご答弁いただきましたけれども、時代も変化してまいりましたし、改めて町有林のあり方について、いま一度ご質問をしたいと思えます。

実は、質問の前に、私、昨日、30年度の一般予算の中で、立木の売り払い計画が1万円となっているが、これはどういうことだということでお話をいたしました。課長のほうから、私の聞き間違いでなければ、間伐事業があるかないかわからないので、とりあえず1万円を計上してあるという、私はちょっとメモしてあるのですよ。ということは、一般会計予算の中に、言葉を変えて言えば、いわゆる計画のない架空予算を計上しているのかというふうに私は思ったのですよ。それできのうは余り質問せずに改めてというお話をしたのですが、その点についてもう一度確認をいたします。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

昨日、今、委員ご指摘の1万円の予算づけのということで、私、事業あるないというような言い方したのですが、私の言い方もちょっとまずかったかなと思うのですが、これは、間伐事業というのはまず毎年予定しているわけですが、素材につきましては、間伐材を切って出てきた、その材積に基づいて価格を設定すると。その価格を設定した後に入札が行われ、売り払い価格が決まるということになっておりまして、当初の予算的には材積等もわからない範囲なので、とりあえず1万円の予算づけをさせていただいていると。

事業あるなしというのは、ちょっと私の本当に言い方がまずかったと思うのですが、事業的には予定はしているのですが、出た材積等がまだはっきりしないということで予算計上、具体的な数字の計上ができないということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） わかりました。

それで、いろいろと本町の林業施策について伺いたいわけですが、お恥ずかしい話ですが、基本的に私もよく理解しておりませんので、改めてここでお聞きをしたいと思います。基礎になる数字は、実は29年度のまだ認定ができませんので、28年度の数字を基礎にしながらお聞きをしたいと思います。

私も、実は平方メートルと言われるとちょっとよくわかりませんので、ヘクタールということで、先日、資料をいただいたものもヘクタールになっておりますので、ヘクタールということで、1,000平米は1反歩、1万平米が1町歩ですから、それを頭に置いて、皆さんもちょっと考えていただきたいわけですが、分収林を除いて28年度末で3万4,559ヘクタールの町有林があるわけですが、これは自然林と人工林を分けてありますか。どのようになっていますか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

先日、議会のほうに提出させていただいた資料につきましては、あくまでも植栽ということですので、人工林というふうにお考えいただいて結構だと思います。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 一般的に、自然林は何ヘクタールあるでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 私どもで押さえている範囲でございますが、いわゆる天然林という部分につきましては、657.29ヘクタールでございます。この数字については、町有林の天然林の面積でございます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 同じく立木の推定蓄積量の話でございますけれども、27年が68万415立米、28年が700万5,268立方メートルになっておりますけれども、その単年度の蓄積量が2万4,853立米で、これは今、天然林と人工林を分けてありますから、この蓄積量は人工林の蓄積量ということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 今、私の手元にある資料に基づいてちょっと述べさせていただけますが、人工林と天然林に分けておまして、天然林については、面積で5.67ヘクタールともう一カ所が11.34ヘクタール、人工林につきましては13.92ヘクタールの42.9ヘクタールになっております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 立木の材積の話を。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 失礼いたしました。材積につきましては、人工林で2カ所ございまして、1カ所が2,222.343立方メートル、もう一カ所につきましては1,226.797立方メートル、広葉樹につきましては、1カ所が236.338立方メートル、もう一カ所が460.583立方メートルです。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私も頭が今ちょっと混乱してきたので聞きますけれども、これの27年から28年までの単年度の蓄積量、いわゆるふえた分ですね、これが2万4,853立米ですけれども、このふえた分は自然林の分、天然林の分も含めて、あるいは人工林も含めてのことですかということを聞いているのです。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

今の町有林の状況なのですが、植栽はしておりませんので、天然林については成長の部分になるかと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 単純に教えてください。今、私が言った2万4,853立米というのは人工林の分だけですか。イエス、ノーでいいです。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時45分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

先ほどの件なのですが、天然林分と、人工林もふえておりますが、天然林については植栽、あと伐採等ございませんので、純粋な成長分ということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） それで、実は私も今回、茶安別の町有林あるいはまた久著呂の町有林、鹿の駆除の関係もありまして、隅から隅まで実は町有地を見ることができました。

それで、その中で一番まず感じたことが、実に倒木が多発しておりました。いわゆる風雪害でありますね。これの計算はなさっていますか、調査はなさっていますか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 風倒木の調査ということなのですが、具体的に風倒木がこの林班で何本という、そういう調査は行っておりません。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） となると、この推定蓄積量、変わってきませんか。

実は、私、その係の者と回ったときに、どのようにしてこの蓄積量といいますか、それを計算しているのだろうかと言ったら、そこへ案内してくれました。テープを張って、この区画でもってどうなのかと、これ定期的、1年に1遍やって、それをいわゆる掛け算だということであります。その中には、くしくも倒木はありませんでした。しかしながら、特に久著呂も多かったです。茶安別も多かったです。かなりの太い倒木があるわけですから、これはかなり蓄積量に私は関係していると思うのですが、何でそういう倒木調査をなさらなかったのですか。

（何事か言う声あり）

（「改めてちょっと。いいわ」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 町の、町長がなされているこの施策の中でも、森林の整備ですとか維持にはかなり力を入れていくという、実は方針を出されています。そんな中で、やはりこの風倒木の被害を全く調査していなかった、していないというふうに首をかしげられると、一体町有林というのはどういう意味を持っているのかということのを改めて、行政側が今まで、町長が町有林の意味、意義というものは、かなり強く言っておられました、私の以前の質問にも答えておられましたけれども。そういう意味では、保全管理という意

味では、やはりどこまで計画性を持っておられるのか。

さらに、今の問題も含めて、実は資料請求の中で出させていただきました。昭和25年から平成29年まで、68年間でしたね、これは本町にとってすばらしい植栽事業を行っていることは事実であります。それと同時に、4,754ヘクタールを植栽しているのですね。これは全てではなく、多分あの間伐した後ですとか、補植ですとかいろいろ、そんな意味でもって4,754ヘクタールになったと思うのですが、さっきの立木調査もなぜしなかったのかということも含めて、時間がないからあれですけれども、間伐の樹齢、何年でやっていますか。

もう一点、皆伐の樹齢は何年の計画でやっていますか。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 後段の部分については担当課長からお答えしますけれども、何で風倒木の調査をしなかったのかということは、正直言いまして、私、今質問されるまで全然想定をしておりませんでした。というのは、これ多分、国有林であっても、道有林であっても、いろんな自然災害のときに風倒木がどのくらいあって、その材積をきちんとするという、これは業界の一つの考え方というのがあって、うちの町だけがやっていないということであれば、それはそうかなと思うのですけれども、多分そういう考え方はなかったのではないのかなと思うのです。

実際に、では国有林や何かで厳密に風倒木が今回の台風でどのくらい出て、どの程度というのは、そういうことを皆さんが全部調査をされてやってきたか。それよりやっぱり人工林の場合は、特に定期的の間伐をしていくと、そして、ある程度の伐期が来れば皆伐をしていくと、その中で多少のマイナスというのは、ある程度想定されているのではないかと。私ちょっと担当を外れてもう時間がたっていますので明確なことは申し上げられませんが、そういった意味で本町として、例えばこういった災害があったときに風倒木の調査をという、私の時点ではそういった経験はありませんし、これはもう現在の担当課においても同じだと。

ただ、間伐、皆伐等々については、特にこれはうちの場合、やっぱりカラマツが非常に多いわけですし、カラマツの場合は、私が担当しているときは30年伐期というお話をされてきました。コッタロの分収林も伐期が来たのでというお話しされていましたが、これは当然、材価との問題であるとか、それから加工等も含めて技術的な問題ですね、それとやっぱり市場性等々踏まえて、長伐期化が進んで大径木化をしてきていると。その結果として、今はいろんな加工として利用用途が出てきているけれども、逆に言うと大きくなり過ぎて、かたくなり過ぎていて、いや、今の技術からいうともっと早く皆伐すべきだ

というご意見もあろうかと思えます。そこら辺は、時代といいますか、私どもも世の中のいろいろな情報をいただきながら判断をしてきているということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思えますし、現在、町有林の間伐、皆伐の考え方については、課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

先ほどの間伐の時期ということなのですが、カラマツについては、これは標茶町における森林整備計画における標準的なものでありますので、これに全部当てはまるということではないのですが、標準的な施業においては、カラマツについては初回が19齢級、トドマツについては22齢級、皆伐については50から60齢級を目安にしているということでご理解願います。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 前段の町長のお答えで、私が何で風倒木の調査をしないのかという質問に、はっきり言えば何でだというように私は聞こえたのですよ。

現場を見たときに、これは調査をしなければならぬくらいの風倒木があったのですよ。当然、やはり現場にいる方々は、施業者の方々、あれだけ林道が整備されて入るわけですから、これはどうしたらいいかと、私は考えなければならないと思うのですよ。よその市町村の例を言うわけではないのですけれども、多分皆さんご案内かどうかわかりませんが、釧路市が先般、去年の春に熊が出た、あの近所、釧路が植栽しているところですよ。あそこを全部皆伐してしまっていたのですよ。私びっくりして、森林組合に聞きました。あんなに早く皆伐するものかと言ったら、風倒木が多かったのでこのままでは、今でも赤字だけれども、今後においてもやっぱりプラスの方向にはならないので、釧路市は全て皆伐をしてしまったのだという話を聞いてびっくりいたしました。

今お聞きいたしましたら、本町の皆伐の樹齢年数は50年から60年とおっしゃいました。実は、先般、森林組合のほうに、今の市場性ですとか価格の問題もいろいろあるでしょう、何年が今の段階では皆伐樹齢ですかとお聞きいたしましたら、10年引く40年から50年というお話を聞きしました。となりますと、この植栽計画からいいますと、あるいはまた現地をつぶさに私見ておりますけれども、40年、50年前後というのが実に多いですね、茶安別の場合。久著呂もやはりそれに近かったと思えます。

その中で、先ほどの財政計画の中で間伐で1万円しか見ていないというのは、私は本当に総体的に本町の町有林の、私が前に言ったように市場性、経済性も含めて、いわゆる資産的な考え方をしてはどうかというふうに一度町長にお話ししたのですけれども、今この

立派な本町の財産として町有林は今生きているわけですよ。

課長、十分見えていますね、町有林、茶安別地区も、久著呂地区についても。これは真剣な、やはり長期計画ではなくて、きちっとした短期計画を持って、いわゆる本町の町有林の維持、持続的にどうすればいいのかということを考えていただかなければ、私は単なる宝で終わってしまっているような気がするのですよ。ましてや、先般、平川議員が質問しておりましたけれども、町有林の整備であります。確かに、間伐ですとか、そういう保林の場合には道路が必要でしょう。茶安別は十分とっていますが、久著呂については、まだまことにふびんな状態でありました。

まとめて言いますと、ぐだぐだ言いましたけれども、本町にとって1次産業振興は不可欠でありますけれども、林業施策についてやっぱり持続的で、おくれのとらない、おろそかにしないような、ここに私、実は標茶町の28年から32年の過疎地域自立促進の計画表を持ってきていますけれども、時間がないですから読みませんけれども、この中ででもやはり道の事業に沿って、林業というものに対する施策というものをきちっとうたっているわけですよ。安易な治水ですとか環境ですとかということだけではなくて、再度申し上げますけれども、資産としてのやっぱり経済性をきっちり高めるような林業の施策をいま一度打ち出していただきたい、これは短期間でなっていたいただかないと、あの木みんな倒れてしまいますよ。ほとんどがもう立派な、直径で言えば40センチ、50センチになっているわけですから、ぜひその点をお願いして、私の質問に答弁をいただいて終わりたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私のほうから、基本的な考え方ということで申し上げたいと思います。

いわゆる森林を経済性の中でというお話でしたけれども、材価が上がって市場性が出てきたのは、実をいうとそんなに昔ではないわけです。それ以前の問題として、森林の果たす多面的機能、いわゆる地球環境に対する温暖化防止対策としてというほうが、国はこの何年間かはそちらの方向に向いて森林整備というものを進めてきた。

本町の考え方も、木は植えて切らなければいけない、ただ切った以上は販売しなければいけないという中で、材価がやはり市場性が低いという中で、それを先ほども申し上げましたけれども、長伐期大径化ということで進めてきたのが事実であります。町の森林整備計画についても、それも国の基本的な考え方、道の考え方のもとに、森林組合さんを初め、専門家の皆さん方のご意見を承って整備をしているわけであります。

ただ、委員もご指摘のように、木はやっぱり植えて50年、北海道の場合はそうかもしれませんが、内地ではこれ100年、200年単位で物を考えなければいけないというのも

事実なわけであります。だから、確かに今はバイオマスということも含めて材価が、非常にその市場性が高まっているのは事実だと思います。ただ、それを市況がそんなに変わったから、では短期間で対応できるかという、そういうことではなくて、やはり森というのは長い視点の中で考えていかなければいけない。それは切ったら植えるということ、これは経済性がどうあれ、私ども標茶町としては、そのことについては一生懸命やってきたつもりであります。

だから、先ほど委員がご指摘になったように、風倒木を調査していないか、これ、これからの話としては、確かにそれは経済性も高まっているし、いわゆる森林の重要性等々を考えたときにはやっぱりそういった調査というのは必要だと思いますけれども、今までどうだったかということ先ほどお尋ねでしたので、今まではそういった考え方はなかったと私はお答えをしたわけです。

ただ、これからの時代がどのように変わっていくのか、それは私どもも中長期的な視点の中でどう変わっていくかわかりませんが、今一番問題なのは、地球の温暖化をどうやって防ぐかということだと思っております。これはやっぱり世界的にみんなで取り組んでいくという中で森林の重要性というのは再度見直されていると。その中で、森林環境税という考え方も出てきているわけでありまして、だからそういった意味で本町の町有林、これ民有林も含めてですけれども、林業施策がどうあるか等々については、林業に、施策に携わるいろんな業者の方々、それからまた国、道の考え方も十分に踏まえながら、本町にとってどういった方向がいいのか等々については幅広く検討させていただきたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 先ほど、1点訂正させていただきますが、間伐なのですが、私、「齢級」と申し上げたのですが、「年生」ということで読みかえて、あと先ほど久著呂もということが出てきたのですが、標茶町森林整備計画においては、今後、町有林につきまして、久著呂も含めまして林道整備というのは計画的に進めてまいりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員（本多耕平君） 終わります。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時13分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君）（発言席） 私のほうからは、午前中の鈴木委員の質問にもありましたが、災害時の避難に関する件で、別な視点で質問したいと思います。

先週の大雨と融雪で住民避難指示が発令されました。今回の住民避難指示においても、ペットが理由で避難できなかったという話を聞いています。2011年の東日本大震災のときもペットは避難できず、かわいそうな状況の映像が放映されていたことは皆さんも記憶に新しいところだと思います。それから、道東沖地震の報道がされまして、30年以内に80%の確率でマグニチュード8クラスの地震が起きると聞いています。今回の川の増水についても、堤防の決壊とかがなかったために長期にわたる避難はなかったわけですが、先ほど申しました地震等が起きた場合には、相当、中長期的な避難が要求されます。

それで、新聞報道で確認したのですが、環境省は2013年に策定した指針で、災害時にペットと一緒に避難する同行避難の周知を図るよう自治体に要請したとあります。

北海道では、2016年に定めたマニュアルで、避難所の屋内外にかかわらず、人との距離を十分にとった上でペット用スペースを設けるよう市町村に求めています。

北海道は、災害時のペットへの対応状況に関する19項目のアンケートを、全市町村を対象に行ったとあります。災害時のペット避難所準備等を計画している、または検討しているという自治体は、2割弱の33自治体だけでした。内容については、11の自治体が屋外の仮施設で検討する、5自治体が避難所内で受け入れる、17の自治体が受け入れ場所を検討中という回答でした。中でも、仮施設とか避難所内で受け入れると答えた中には、4つの自治体は災害時にペットと一緒に避難するよう住民に既に周知を行っていると、18の自治体はペット受け入れのルールを設けていると、2つの自治体はケージや餌なども備蓄をしていると答えています。皆さんもご存じだと思いますけれども、ペットは若い世代から高齢者世代の幅広い家庭で家族と同様の扱いをされている方が多いと思います。

今後、本町においても、各避難所の状況を確認して、ペットの同行避難の重要性を認識して、広く町民に周知をしていただきたいと思いますと考えますが、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

ペット対応の避難所の対応の件でありますけれども、一昨年の避難勧告のときの後にアンケート調査を実施してございます。その中で、件数にして10件、11件ではあったのですが、ペットが心配で避難所に行けなかったとか、あるいはペットがいて避難所に入

れなくて、駐車場で一夜を過ごした、あるいはそこから、避難所の中で食料、水の提供があったのだけれども、駐車場までその周知が徹底できなくて、そういうものが当たらなかったというような、そういう反省すべきアンケート結果が出ておりました、以降、どうすべきかということを内部的には検討していたところであります。

また、災害に備えるということで、職員研修、一部町内会の方にも入ってもらったのですが、「D oはぐ」という研修を行っております。避難所の運営のためのロールプレイングゲームなのですけれども、その中でやっぱり設問で「ペットを連れて避難所に来た方がいます。どういう対応をしますか」という、そんなこともありまして、具体的に考えなければいけないねというような話は内部的にはしていたのですけれども、今回の融雪・降雨の災害においては、具体的なプランができる前に来てしまったというようなことであります。関係部署との協議が済んでいるわけではなくて、あくまでも担当レベルの構想的な部分では、トレーニングセンターに隣接する、先ほど話題になりましたふれあいプラザゆゆうのほうで、例えばブルーシートを敷いて、そこにペットを収容しながら、ペット専用の避難所という形で運営できないかというような、そんな話はしていたところであります。今回もそういうことで、開設しようかというのは、災害対策本部の中で、一部でそういう話はしたのですが、事前の周知もなくやってしまうと、かえって混乱を招くのではないかというようなことがありまして、実現には至っておりません。

委員ご指摘の国のガイドラインについては、ガイドラインは発出されているのですけれども、ペットと一緒に避難することもできますよ、ただ、避難所ではペットと一緒にいられないこともありますよ。要はペットがいるから避難をしないではなくて、まず避難をするためにペットを連れていってくださいというような書き方なのかなという理解でいるところであります。それらをもとにして、国、道が市町村に対して情報提供をしているわけなのですけれども、先ほど来申し上げているとおり、本町においては今の段階ではまだないのですけれども、この2回の経験を踏まえて、特に避難指示ということも今回聞きまして、強制力ありませんけれども、町としては避難をしなければ命にかかわりますという、そういうアナウンスでありますから、必ずといいますか、避難をしていただくように、そのためにペット同伴ができるような避難所の開設について、今後も具体的な検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） それで、さっきも言いましたように、災害はいつ来るかわからないわけです。できるだけ早急にやっていただきたいと思いますけれども、まずペットと一緒に同行避難できるのですよということを周知するのが先だと思うのですよ。

これはちょっと1つ例があるのですが、帯広市は15年にマニュアル作成しているのですよ。ペットの受け入れ方針を盛り込んであって、16年の台風のときに、避難所にペットと一緒に避難した人もいたりして、受け入れできないということで市職員が認識不足で避難者を帰したという事例があるのです。こういうことを考えると、まず同行避難できますよということを周知させるのが必要ではないかと思います。

それともう一つ、札幌では、ペットの救護や世話に当たるボランティア制度を創設しています。これらは避難所運営マニュアルとかつかった後の経過でいいと思うのですけれども、そういうものも必要なことになってくると思うのですね。

ただ、いずれにしても、そういう避難のときにペットと一緒に同行で避難してくださいよという周知をまず先にやっていただきたいと思います。もう一度お願いします。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員のご指摘は、まず同行避難ができるのだということを周知せよというお話ですが、先ほどお答えしましたように、環境整備せずに周知だけ先行すると受け入れ側の現場が恐らく混乱するのだろうなというふうに考えております。これまでのところ、トレーニングセンター、それから社会福祉協議会、福祉センターですか、それからふれあい交流センター、そして標茶中学校の屋体を使わせてもらっているのですけれども、駐車場のキャパのことも実は懸念をしております。解決しなければいけない課題の一つだというふうに考えております。先ほど申し上げたように、一昨年も中に入らないで、駐車場でペットとともに過ごした方がいらっしやると。どうするかということを決めずに同行避難してくださいという周知をかけてしまうと、どうもそういう形で車の中で過ごす方がふえてしまう、あるいは車をとめる場所がなくて、どこに行ったらいいのだという話になってしまうのではないかなということを担当的には心配するところであります。

委員のご指摘、十分理解はしているつもりなのですが、周知を先行させるのではなくて、できるだけ早い段階でペット同伴の避難所が開設できるかどうか、そういうことを検討した上で並行して進めるべきなのではないのかなというふうに考えているところがありますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） わかりました。並行して進めてもらうのは今現状ではベストかなと思いますし、ただ、できるだけ早急にそれを進めていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君）（発言席） 私は、町有財産の管理のあり方、これについて、1カ所についてお話し申し上げたいと思います。

場所は、阿歴内地区なのですよ。ここの、阿歴内地区のプールございますね、これは阿歴内交流館プールというそうですよ。そのことと、もう一つは同じ阿歴内、隣接しています阿歴内ホースパーク、これについてのお話でございます。

まず、学校が閉校になり、プールが現在もあるわけですが、この活用はどのようになっているのか、年に何回ぐらい利用されているのか、また、今後この施設についてどのように対応していこうとしているのか、それをちょっとお伺いしたいなと思います。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

阿歴内地域交流館、社会体育施設ということで、こちらのほうで管理しておりますが、現状の管理運営につきましては、夏の間、学校が廃校になった後、期間を短縮しまして、7月から8月の夏休み、学校の夏休みが終わる期間までの間をプールとしてオープンをしております。それから、冬期間はプールの水槽を板で覆って平らな状態にして、室内でゲートボール、それからちょっとした軽スポーツができるような状態にして、11月から3月、4月いっぱいですか、を地域のほうで利用していただいている現状であります。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） もう一つ聞いているのですよ。今後はどのような形で運営していくかということも聞いているので、お答えください。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

実は、阿歴内小中学校閉校が決まったというときに、その翌年のプールの利用の状況について、当然、学校授業で使われていた部分が多かったので、利用人数等が減るということはもう明らかな状態だったので、今後のプールの開設について、平成28年のときに地域のPTA、それから地域振興会のほうにお邪魔しまして、一概にこちらのほうから一方的に閉鎖とか閉館とかという話題は出せないの、今後どういった形でこの交流館を運営していくかということの考え方を双方で意見交換しまして、予想する利用状況と施設運営にかかる費用も含めてこちらのほうで説明をさせていただいて、その上で、もし、そのときはプールだけなのですけれども、もしプールのほうを閉鎖するということになれば、地域あるいはPTAのお子さんがある保護者のほうからどういった考えがあるのかという、そういった意見交換をしたことがあります。そのときに一定の方向性といいますか、ある程

度、状況が状況なので仕方ないなという、そういった意見があったことはありました。ただ、中には、まだ子供たちが使いたいのだという、そういった保護者の方の意見もありましたので、早々にはそういった判断はできないということで、時間をいただいて方向性を決めていきたいと思いますということで、そのときは落ちつきましたが、たまたま阿歴内小中学校の校舎の跡利用の関係でお話あったときに、プールの施設も活用の考え方があるやに聞いておりましたので、そういったことも含めて、あとは実際に閉校後の地域の利用状況がどうなのかということも含めて、まずは平成28年、9年は開館をして状況を見ましようということで現在に至っております。

今後につきましては、実績としては、プールの阿歴内交流館の29年度の実績が約200名余りの状況にあります。これも平成28年のときに、地域、それからPTAとの話し合いをしている経過もありますので、また時期を見てこちらのほうからちょっとアクションを起こしながら進めていかなければならないかなというふうには考えております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） プールのほうはわかりました。

それで、冬期間のゲートボール及び軽スポーツの利用人数というのは、どのぐらいになってございますか。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

29年度、3月はまだ実績が出ておりませんが、11月から2月末までが227名となっております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） このプール、今聞けば、延べ人数で結構な人数、あの地域にしては結構な利用があるというふうに思うのですが、これ子供たちの水泳というのも大事な、体を鍛える意味においては大事なことですし、また、ゲートボールとか、そういう軽スポーツ、これは地元のお年寄りたち、この方々の体力向上というかな、ぴんぴんころりではないけれども、体力をつくって医療費節減に寄与しているのではないかと、このように思うわけですから、もうちょっと、いろんな経費かかることはわかりますが、地元配慮しながら柔軟に対応していただきたいと思いますと思うわけです。

続けて、もう一つの質問でございますが、同じ施設内にあります、これ、阿歴内ホースパークというのですかね、ここの管理についてですが、このホースパークの所有というのは標茶町で間違いないですか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

ホースパークといいますか、これにつきましては、阿歴内の農村公園という位置づけになっております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 阿歴内の農村公園ということは、これは委託管理して管理してもらっているということですね。

それで、あそこに馬3頭いるのですが、あの馬の所有者は誰ですか、町ですか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 過去にこの件で答弁させていただいたということもあります。農林課のほうでお答えさせていただきます。

馬の3頭の所有者は、町の持ち物でございます。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） その馬、3頭だと思うのですが、間違いないですかね。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

3頭で間違いございません。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 馬3頭の所有があるのですが、その馬は、きょうはちょっとわからないのですけれども、きのう現在、その土地にはいないのですよ。どこに行っているのですか。わかっておりますかね。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

夏場の馬の管理は地域振興会のほうでやっているというふうに伺っておりますが、冬の管理については、阿歴内にございますセントラル牧場のほうで管理をしているというふうに伺っております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） この馬については、夏場は阿歴内の振興会の管理のもと、冬というのは民間というかな、そっちの管理にしていると、こういうことですね。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

先ほどの言い方がちょっと紛らわしかったのですが、通年は振興会のほうで管理することになっているのですが、冬については施設がありますセントラルのほうに依頼して預け

ているということをご理解願います。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 預けているということは、きちっとした契約に基づいて預けているということですか。

そして、その預けたことに対する餌とか、管理費とか、そういうものはどういうふうになっていますか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

基本、先ほど言いましたが、管理については地域振興会がするものというふうに考えておりますので、そういう経費の部分についても振興会が持っているというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） この町民の大事な財産である馬3頭とありますが、たかが3頭ではなく、これも税金が入っている大切な財産なのです。その管理がはっきりとしていないのか、ちゃんとした契約に基づいて、例えば何かけがしたとか、あるいは死んだとか、そういうことの責任所在というのは、どのような形でうたわれていますか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

具体的に町と阿歴内振興会とその馬の貸し出しについて交わしている文書というのは、今ちょっと見当たらないのですが、仮に、今、無償貸し付けというような状態ですので、何か事故があった場合については町のほうである程度持たざるを得ないのではないかとこのように考えております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 家畜共済というのをご存じですよね。それにはこの町の馬は入れないのですか、それとも入っていないのですか。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時43分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

先ほどの貸し付けに関する契約書という関係なのですが、このホースパーク、当時できたとき、乗馬をしたいという目的だったのですが、乗馬用の馬がないということで、町におります馬を貸し付けていただいたということで、その当時、契約書関係については結んでいないということになっております。

あと、共済については入っておりませんということでご理解願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 今、共済に入っていないということですが、この馬は当時80万円で購入されているのかな、そのぐらいだったですか。当時の農林課長がおられるので、町長、わかると思うのですけれども。

それはいいとして、共済制度がありますので、やっぱりこういうもう結構な年になっているはずですから、共済制度を活用してきちっとこの町有財産の最悪の場合を想定して保全しておく、もう結構な年になっているから、そう掛金も高くないと思うのですよ。そこらはちょっと考えてみてください。どうですか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

ただいま共済にということなのですが、私たち地方自治体は共済組合に加入することができないという考えでございましたので、入っていないということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 自治体は入れないのかどうか、もう一度ちょっと精査してみてください。それで入れないというのなら仕方がないことですよ。これで死んでしまったねということで諦めるしかないのかなと思うのですが、きちっと共済と、そこで入れるかどうか協議してみてください。お願い申し上げます。

次に行きます。

これは、きのうもちょっと予算の中でお話し申し上げました労働団体の祭典の事業補助というのですか、これについてのお話でございますが。きのう聞いた範疇においては、メーデーやなんかのそういう祭典に使っていると。もっとよく見ると、これが昨年も同額なのです。29年度、30年度もそのとおり、この同額になっている、予算計上しているわけですから、その根拠たるものは何なのだろうと。算出根拠、これをちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時52分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えいたします。

補助事業の明細でございますが、メーデー費29万8,000円、労働文化祭典費31万7,000円、スポーツレク費13万5,000円、計75万円、うち補助金については60万円となっております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） このメーデーやなんか、いろんな祭典あるいはスポーツレクとか、そういうことでわかったのですが、何でそれが29年、30年、その前ちょっとわからないのですけれども、同額になっているのか、同じことをずっと継続してやっているということですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 祭典の補助事業でございますので、毎年毎年、事業計画をいただいて、事業実施した中で実績に基づいた補助申請となっております。事業予算規模としては、結果的には補助金は同額の60万円ということになってございます。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 私が非常に危惧しているのは、果たしてこれが本当にそのとおりに使われているのかなど。

というのは、憩の家ともリンクするところがあるわけですね。労働者の祭典ということでいろんな事業をやっている中で、いろんな不明瞭な接待交際費の中にそういうものも出てくると、こういうことがあるものですから、きちっとこれはもう一度見直すべきはないのかなど、このように思うのですが、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

この事業につきましては、労働者の異業種交流、また、労働者福祉の向上ということでさまざまな事業を行っているところであります。メーデーにつきましては、勤労者の祭典ということで、仲間や家族とともにきずなを深めていくと、それから文化祭典、スポーツレクレーションにつきましても、それぞれの異業種の交流を行っていくということであり

ます。

先ほどありました3点につきましては、今、定額という形で補助をしておりますけれども、その中では目的については十分果たしていただいているというふうに思っておりますし、これにつきましては団体が固定されているわけではなく、広く、新聞等のチラシも含めて参加を呼びかけて、多くの労働者の皆さんが集まって、そのきずなを深めているということですので、その点に関しては大変意義深いものではないかなというふうに思っています。

ただ、それが適正に使われるかどうかというのは補助する側の確認でありますので、ただし現在のところは、そのように趣旨を生かした形で事業展開されているというふうな認識を持っているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 不特定多数の団体というものが加入していると、固定されたものではないということは今説明されましたのでよくわかりましたが、これは恒常的に同じような支出が繰り返されているということはちょっと問題かなと、このように私は思うので、今後の対応ということをちょっと見させていただきたいと思えます。

もう一つ、先ほどもちょっと触れましたが、憩の家における接待交際費の不透明さ、これがまだ私の中では悶々としたまま出ておりますので、それを株式会社観光開発公社の社長でもあり、標茶町の大株主としての出資している町の首長としての町長の立場もございまして、どうぞこのちょっとわからん接待交際費、これがあるので、もう一度、町長におかれましては、株式会社観光公社社長池田裕二様にこういう議会で話があったということをお伝えさせていただいて、そこらはきちっと明確に答えをいただくようにしていただきたいなど、もうちょっと接待交際費が不明瞭な点、これを明確にさせていただきたいとお伝えください。よろしいでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

ただいま委員のほうからそのようなご質問があったという部分につきましては、会社のほうに伝えたいと存じます。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） それが非常に大事なところですから、きちっと伝え、そしてその回答をきちっといただいております。また後ほど、この継続で質問をいたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

これで、私の質問は全部終わりました。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君）（発言席） この3月9日の融雪災については、皆さんからいろいろ話が出ていますけれども、町の職員としてもいろいろ大変だったなというふうに考えております。

ただ、それともう一つは、避難所の問題も鈴木委員からも出ていましたけれども、いろんな問題がたくさん出てきていると思うのです。これで、28年とことしと2回目、こういう災害があったわけですが、それで28年と今回とはちょっと違うのは、28年の段階では8月21日ですか、にこれは台風が2つも3つも来たということで、標茶においても561ミリという記録的な雨が降ったことによって、桜だとか、旭、平和、富士、麻生の一部に避難勧告が出たと。それで、開発局の調べにおいては、1,152世帯の2,376名が避難勧告を受けて、避難所には744人が避難したと。そして、23戸が床下浸水というような記録が残っております。

標茶町においては、21メートル80というのが避難勧告が出る一つの目安になっています。それと、氾濫区域を超えるというのは、これは22メートル50になると氾濫区域になるということなので、今回はこれをはるかに超えて22メートル79ということで、この氾濫区域から74センチオーバーしているというような状況になっていました。それと、今回と28年との違いというのは、今回、雨はそんなに降っていないのです。弟子屈においては119ミリということなので、標茶は87.5ミリということで、私が常に言っているのは、これ1日200ミリを超えるとこのような状況が必ず起きるといつも私は思っていますけれども。それで、今回これだけ少なかったということは、1日に降った雪が大体雨量にして100ミリくらいの状況にあったのだろうなというふうに考えているので、このような被害が出たという、私はそういうふうに考えています。

それで、2回もこのような状況が起きたということを考えていくと、町としては、今もろもろの問題を抱えて、町長はこれを土台にしながら、この標茶町の財産、生命をこれからどのように考えていくのかちょっと聞かせていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 経過等については、委員ご指摘のとおりであります。

町長としてどう考えるか、これはもう住民の生命と財産を守る、これが最優先であろうということで判断をして、避難勧告、避難指示ということを発令したわけでありまして。今後におきましても、その考え、それをやっぱり一番大事に対応してまいりたいと考えてお

ります。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今、町長が言ったように、それは生命と財産を守る、口では簡単に言えますよ。だけれども、具体的に今後どういうふうにしていくの、ああいうような氾濫が起きたときにはどのような状況になるかということは目の当たりにしたわけですから、町としてどう考えていくのかということを知りたいのです。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） どうお答えをすればいいのかわかりませんが、私としては、先ほど申し上げたことを最優先に考え、ただ、何度も私、機会あるごとに申し上げておりますけれども、私どもは自然をコントロールできないわけです。その自然に対して、今回も初めて避難指示という発令をさせていただきましたけれども、それも開発の河川事務所のシミュレーションの中で、標茶町の堤防の高さが23.5メートル、それを超えませんけれども、たしか数字的に23.27だったと思います、もし間違っておりましたら後で担当のほうで訂正させていただきますが。というシミュレーションが出されましたので、20センチというのは、これは誤差の範囲であろうと。それと、やはり当初、開発の河川事務所のリエゾンの方々からいただいたシミュレーションの中では、当初、ピークに達するのが4時、5時という判断でありました、議会前の時点では。議事を昼に終わって帰ってきた時点で、それが非常にスピードが速いということで、早目早目ということで避難準備、避難勧告、そして避難指示という指示を出させていただいたわけです。だから、やはり持っている情報の中で早目早目に、先ほど言いましたように、生命と財産を守るために何ができるかということ判断してまいりたいと答えました。

これは、専門家の方もそうですけれども、今回、雪解け水と合わさって、委員は豊富な経験をお持ちですので、先ほどそういった考え方を披露されておりますけれども、河川事務所のリエゾンの方たちも、この雪の解け方と増水のスピードについては、当初それほど速いものという見通しはしていなかった。だんだんだんだん時間の経過とともに、降った量だけではなくて、解ける水がふえてきているという中でシミュレーションをどんどん訂正をしていって、最終的に私どもの避難勧告、避難指示ということにつながったということですので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

だから、町として何ができるかといえば、やっぱりそういった情報をできるだけ正確なもの取得して、早目早目な対応をしていく、その一言に尽きるのではないのかなと思いますけれども。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 確かに、今回の融雪災については異常だったというふうに思います。なぜかという、しばれがまだ残っているというところに雪があって、その雪と氷の間が水が流れてきたということで、この間も雪泥流だとかということで、何か栗山のほうで人が亡くなったということで、一気に出てきたということなので。

ただ、それと町長は自然はコントロールできないといつも言いますが、水については、ある程度はコントロールできるのですよ。というのは、水は流れてきても右や左にやれば動くことはできるのですよ。空の上の話ではなくて、通常おりる、降る水については、そういうある程度コントロールができるということで。というのは、私が申し上げたいのは、今、標茶にはないですけれども、水門が、この釧路川上流までは42基あるのです。今回、多和のあたりから水門を全部閉めてしまったということが原因でこのような状況が起きてきたということなので、私もそのときに考えついたのは、排水機場というのを知っていますか。石狩川には26あるのですよ。北海道では35もあるのですよ。ということは、ああいう水門というのは、ただ扉を上げたり下げたりするだけでなく、この排水機場というの、ポンプになっていて、1秒間に5トン程度の水を吐き出すという、そういう建物なのです。そういうものしか、私はあそこにはつけるものがないのだろうというふうに思っているのですよ。

というのは、特に今の富士樋門については、もう老朽化が激しくて、河川の課長とも私、前に話したことがあるのですけれども、あれ排水機場をつけたらどうなのと言ったら、あれも相当古いで、それは要望したほうがいいのではないかというような話があったのですよ。オモチャリ川については、それが一番最適ではないかと私は思うのですけれども、恐らく10億円かかるか、そのぐらいはかかるというような話も聞いていますけれども、私も直接そういうところへ行ったことはないのだからわからないのですけれども、そういう排水機場というのがあるのですよ、実際は。だから、そういうことであれば、今後それを国に要求していくというような形しかないのではないのかなと私は思うのですよね。私の長年の経験からいって、まず言いたいことは、その排水機場を何とか要求していくということが原則なのですけれども、私も開発局に42年もいた関係でこの川にばかり携わっていたので、ひとつ皆さん方よりは知っているつもりなので、例えばこういう災害において町民からいろいろ聞かれた場合に、わけがわからないというようなことでなくて、私の経験話というか、釧路川の概略をちょっとお話しさせてもらっていいですか。

というのは、まず屈斜路湖がありますよね、頭に入れておいてください。海があるわけですよ。そこに釧路川が流れてきているわけですよ。弟子屈のところ、当別川というのがあるわけですよ。そして、標茶には多和川とスガワラ川とポン多和川と、これらが入っ

ている。下についてはオソベツ川が入っているわけですよ。

ところが、なぜ標茶にこういうような水害が起きてくるかということは、海から標茶までは20メートルぐらいの落差しかないのですよ、正直なところ。五十石の駅裏というのは13メートルぐらいしかないのですよ。あそこに、下に岩保木水門というのが釧路にあるのですけれども、そこでは3メートル50ぐらいしかないのですよ。結果的には、湿原なものですから水がだぶついてくると、そういうことを考えて岩保木水門の下に横堤というのがあるのですよ。結局、水が流れるところに堤防がこういうふうについているのです。一定の量しか流れないようになっているのです、だから釧路は水害にならないのですよ。その上に、昔、岩保木水門という水門あるのですけれども、それは人の手でぐるぐる回すやつなのですけれども、私も1回上げたことあるのですけれども、あれが釧路が昔、水害になったときに、大正6年にあれができ上がって、そして釧路が水害になると幣舞橋のほうに水が行っているからということで、釧路・新釧路川橋ということで鳥取橋のほうに真っすぐ水をつけ、水路をつくった、そこにできたのが岩保木水門ということなのです。それをなぜあけないかということは、漁業関係、シシャモだとかアキアジが水量が足りないから上ってこないからだめだということで、あそこは閉まったままになっている。だから、幣舞橋には水は行っていないのですよ、今の段階ではね。そういうような状況にあるのですよ。

先ほど言いましたように、標茶までは20メートルぐらいしか落差がないと、だから標茶から来ると、だんだんだんだん湿原になって水が緩やかになる。標茶から弟子屈までの間は80メートルの落差があるのですよ。だから急流になるのですよ。そして、その上を、屈斜路湖まで行くと眺湖橋という橋があるのですけれども、そこからは20メートルぐらいの落差しかない、こういうような状況で、まず概略をよく知ってもらわないと、こういうことが起きると。だから、弟子屈から標茶に出てくるときには相当な勢いで水が出てきてだぶついてしまうと。今度、最終的にこの水がどんどんどん流れて行って釧路湿原に入って、その横堤の前までがたまってくる、遠矢のあたりから全部逆流してくるわけだ、たまってくるから。そうするとシラルトル湖だとか塘路湖に水が入ってきて、3日も4日もたってからこっちのほうに、道路のほうに冠水してくると。だから、これが完全になくなるまでというのはしばらくかかるのですよ。きのうの段階かな、まだ釧路湿原の雪裡樋門というところがあるのですけれども、その水位はまだ、今ようやくと下がり出したかなというような状況が起きていたわけですよ。だから、そういうことを頭にイメージしながら考えていくというのも、一つの手だろうと思います。

それと、結果的には横堤のところはダム役割をしているわけです。上流は上流として、

屈斜路は屈斜路でダム役割をしていると。1級河川においては、こういうダムがない川というのは珍しいそうです。そんなようなところに我々が住んでいるわけですから。

それで、先ほど言ったように、町民の方に納得してもらおう、私は大丈夫だ、こんな水なら全然何ともないと今まではよく聞きます。橋の上から見ると当然、築堤の高さ、あの高さは25メートルあるはずですよ。そうすると、まだまだ高水敷、ソフトボールやなんかやるところは高水敷というのですけれども、あそこに70センチぐらいの水がたまると、もう富士樋門は閉めなければならぬと。そうすると、それ以上雨が降ったやつは全部オモチャリ川に入って、桜、旭のほうへ全部行ってしまうという、そういうことなのです。ただ、素人を見ると、あんなに堤防が高いのだから心配ないと思っていると後ろから水が襲ってくると、こういう状況が起きるわけですよ。

それと、一番危険なのは、水門を閉めた堤防の上にいろんな亀裂が入っているわけですよ。そこに水が入っていると、だんだん長く雨が降ると、それがふやけてしまって、どぼっといってしまう確率があるわけですよ。ということは、釧路川下流に向かって右が右岸、左側が左岸ということいろいろあるわけですが、堤防の上にLの46だとか、Rの46だとか書いてあるやつ、あれはキロポストといって釧路の河口から何ほありますよという、上から見てもわかる状況になっているわけですが、そういうことで橋については橋脚がありますから、開運橋があることによって、橋脚があるということは水がそこで勢いつくわけですよ。ということは、狭められるから、そうするとあそこの、去年おとしかけた堤防のところに向かっていくと。ということは、水が大した桜町のほうでなくても、どんと1回にあれが崩れてしまうと大変なことになるのだよということをやはり町民に知らせなければならぬと思うのですよ。それが行ってしまっただけではもう遅いわけですから。だから、確実にそういう長雨が降ったときにはその堤防がふやけてしまうと、そうすると1回にいってしまうのだよということを、危険をやっぱり知らせなければならぬと。

今回、もう一つ、開運橋の一つの上流の水門の管理人に聞いたら、あそこを閉めないでくれと言った人がいたというのですよ。閉めなかったらどうなるかということ、自分のことしか考えていない、閉めなかったら、結果的に川の水が開発センターのほうに全部入ってくるわけですよ。そうすると全部水浸しになってしまうと。ということは、あの辺において一番高いところというのは駅なのです。私が昔いたときに、洪水のマップを見たら、駅のところが何ほか高いのですよ。そうすると、排水機場というのを富士樋門に新しく要望してつけることによって一気に水を出してしまうと、そうすると大体左岸というか、駅のほうに向かってはちょうどいいところにオモチャリ川があるということなので、そうす

ると集水して、それから上がっていくということ、そういうことができるので、ぜひともそういうのを早急に要望していただければと。

また、ことしだってこの8月に来ないとも限らないわけですから、だから、そういうことも含めて、1級河川ですから早急に国なりに要望してもらいたいなど、それしか私は標茶の町の財産と人を守る方法はないのではないかなというふうに思っていますので。私、排水機場のパソコンから出したやつは持ってはいるのですけれども、そういうことで頭に入れておいていただきたいなというふうに思っていますけれども、どうですか、町長、今話を聞いて。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 貴重なご意見だと思いますけれども、私、ふと思ったのですけれども、なぜそれが今まで実現されなかったのでしょうかね。何でそんなことがわかっていて、今まで実現されなかったのでしょうかね。それを非常に私疑問に思うのですけれども。

（「わかっているのではないの」の声あり）

○町長（池田裕二君） いや、だからその排水機場を整備すればこういう問題がなくなると今おっしゃいましたよね。

（「はい」の声あり）

○町長（池田裕二君） そうすると、今まで何でそのことが実現されなかったのか、私、今初めて情報として聞きましたので、これは河川管理者含めてこれから提案してまいりたいと思っていますけれども、今、不思議に思ったのはそういうことですよ。専門家の皆さん方が、そのように認識をされていたわけですよ。そういうことですよね、お話を伺いましたら。そこら辺がちよっとあれですけれども、これは、それが、その排水機場の整備がたとえ、このコストの問題というのは、これは国全体で考える話ですからあれですけれども、それがあれば今回のようなことが防げるということであれば、それは河川管理者に対してこれからは要請という形になるかわかりませんが、実は町内でこういうお話がありましたということをお伝えして、ご意見も承りながら進めてまいりたい。

いずれにいたしましても、いわゆる町がどのくらいできるのか、それは国、道が、河川管理は国の責任でありますから、国が何ができるかは別にしても、私どもの声をやっぱり伝えていくということが大事だと思っておりますので、貴重なご提言だというぐあいに受けとめさせていただきます。

○委員長（菊地誠道君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 今まで不思議だというけれども、今までそういう、標茶にはそれだけの洪水がなかったから、あの水門でもっていたということなのでしょう。

ただ、2回にわたってこういうことが起きた以上は、これは大変だということで、そういうものをつけないければならないだろうということなのですよ。いいですか。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） だから、私ずっと申し上げているように、自然はコントロールできないわけで、今、委員がおっしゃった排水機場を整備してどれだけのリスク分散になるのかというのは、私はちょっと今わかりませんので、これはやっぱり専門家の皆さん方のご意見を伺って、どれだけの想定に対して対応するのか、これはハード・ソフト面含めてやっぱり専門家の皆さん方のご意見を伺って、今の雨の降りようであればこれで大丈夫だ、でもこの雨の降りようがずっとということは、これはわからないわけですから、将来的にどうなるのか。だから、そういった場合にどこまでを想定してやるのか等々については、これはやっぱり全体の中で考えていかなければいけないのではないのかなというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） だから、町長、水はコントロールそうやってできるのだよということも1つと、今までなぜそれをつけなかったかと、必要なから、そこまでなかったからつけなかった、つけられなかったわけですよ、金額も高いし。

町長がいつも言っているように、エルニーニョがどうのこうのということで、いろいろ出てくるわけだから、これからだってそういう問題が当然起きるわけですよ。だったらやっぱりそういうことをやって、町民を守るためにそれしか私はないと思います、正直言って。だから、町長は、これから水害に対してどうするかといったら生命と財産しか守れない、そう言ったって、あの川はどうするのだということが出てこないわけですよ。そうすると、やはり開発局に言って、そういうものがあるけれども、何とかしてくれないかというような要望をするしかないわけですよ。ポンプ車が2台、3台あったって、あんなのはどうにもならない、正直言って何ぼも。まして、正直なところ、私はポンプ車が入ったときから知っていますけれども、やっぱり足りないのですよ、それは。消防のホースからすると、1本につき10本分ぐらいの値はありますよ。だけれども、あれだけの雨が降ってくると間に合わないのです、正直なところ。

それと、せっかくですから話ししますけれども、今回の水害について皆さん方も相当忙しい目に遭ったのは、わかりますよ。ところが、聞いた話によると、あそこの水門のところに水がたまってきたと、車が動けなくなってきたときにポンプ車が来て水を吸い込むまでに40分もかかったと、なぜかと。開運橋の橋のところと、それから富士樋門のところにも、役場の人が1人しかいなかったの、車が次から次から通って、放水をすることが

できなかった、そのために40分もかかったという話を聞いたのですよ。ということから考えると、やり方としては、これから、例えばこういう災害のときにはどうするかということは、まず役場の職員は、これだけ広い町内ですからいろいろと回って歩かなければならない、大変だと思います。そうすると、交通指導員だとか、例えば開運町だとか、常盤町だとか、麻生のところにいる、役場の退職した人にでも頼んで、こういうときには即出てくれないかということで交通整理をしてもらうとか、そういう方法だって考えられるわけですよ。ですから、今後の災害に向けて、そういうようなことも含めて、またいろいろとそういう問題がたくさん経験として出てくると思うのですよ。それをやはり真摯に受けとめて、そういうことを対応していただければなというふうに思っていますので。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

後段の部分について、今回の対応が十分でなかったということは、私どもも十分そう言ったことはあり得るだろうと思っておりますし、一昨年のおきにも申し上げましたけれども、なかなかやっぱり机上で考えている部分と実際は違々と、いろいろな意味で私どもはそれを一つ一つ教訓としながら、住民の皆さんが安心して暮らせる地域のためにこれからも取り組んでまいりたいということは申し上げてきたと思いますし、反省すべき点は謙虚に反省をし、対応できる点があれば対応しなければいけない。

ただ、今回のように、一昨年の8月と今回がスピードが全然違ったということが、それでやっぱり避難所の開設準備、それから受け入れ態勢、それから町内でのほかのいわゆる被害の対策等々で、限られた職員の中でどうやって回していくかという中で、それが十分でなかった点はあるかと思えます。

ただ、今回、非常に私どもとしては感謝を申し上げたいのは、桜と開運の町内会の皆さん方が避難指示をした後の安否人の確認等々において非常に積極的に取り組んでくれたと。それを踏まえすと、やはりこういった災害の場合に地域の住民が中心となってやっていただくということが、限られた職員だけでは対応できませんので、そういったことで非常に私としては感謝を申し上げますし、こういった取り組み等々についてやっぱり強化をしていくために、これからも町内会、地域会の皆さん方と協力をしながらより安全に暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） そういうことで、ひとつよろしく願いいたします。

次に、今回、町長の執行方針の中で、執行方針というか、当初予算については出てこな

かったのですけれども、昨年10月16日から循環バスの運行ということでやっていたけれども、ことしについては、町長の執行方針の中では「循環バスの試験運行を検証し、利用者などの意見要望の整理と、より利用しやすい交通手段を検討してまいります」ということで書いてあったのですけれども、これについて予算も上がっていないのでどういうふうになるのかなと正直思っているのですけれども、今後の循環バスの対応についてどのように考えているのか、聞かせていただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

昨年度実施しました循環バスによる試験運行の結果につきましては、12月定例会でも一部報告させていただいておりますが、最終的な数値が12月15日の終了をもちまして出ております。

お伝えいたしますが、延べ人員でいきますと300名の利用となっております。運行日数につきましては43日間で、午前中に限り2便運行で運行を行ったのですが、1便当たりの平均乗車数が3.5人、1日当たり7人ということで結果が出ております。また、ここも一部お答えしたのですが、利用されている場所と申しますか、目的地でいきますと、やはり商店が多いということで、農協さん、フクハラさん、サツドラさん等の大型店舗のほうに圧倒的な数、95名ということでなっておりますが、そのほか、病院が54名、金融機関が12名というような実績で出ております。また、300人で割り返した1人当たりの運行単価が1,674円ということで、結果として捉えております。

その中で、利用者からの意見等が多々ありまして、運行したことに対する感謝の気持ちはあったのですが、実際に利用された中で、車両の使いづらさ、また時間がかかり過ぎる、それと運行便の少なさ、平日限定で運行したのですが、土曜日の運行の希望等々がございまして、それらの整理を考えていきますと、当初予算からのスタートというふうにはならなかったもので、そのことも十分検討した中で今後対応していきたいなということで今現在考えておるところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今、細かい数字を出していただいたのですけれども、確かにこの標茶は地形的にいても大変だと思うのです。白糠だとか、厚岸だとかというところはある程度本線を通ればバスというのは来るものだと思いますけれども、標茶の人たちはまだそういうのには疎いのかなということで、また、あちこち入る場所が、道路がたくさんあるから、うちの前まで来てもらうということになってしまうと、初めに乗った人は何分も乗っていただければならないという状況が起きるわけですよ。それとまた、こんな近い

のに何でお年寄りにはシートベルトをしなければならないのだ、面倒くさいなとかという言い方も出てきました。ただ、シートベルトをしないで走るというバスとなれば、大通りを走る相当高いバスになってくとも思います。そういうことになってくると非常に大変だなというふうに正直思っています。それと、運転手の確保というものも、非常に今、人員不足ということで大変だなと思っています。ということは、前にそちらのほうから出ていたデマンド方式という形の中で、予約をしてタクシーに乗ってもらおうと、そういうようなことが一つの案ではないかということですね。

ついこの間、天塩町ですが、ライドシェアというやつがテレビできのう、おとといかな、ちょっと出ていたのですが、それも役場が中心になって、同じ走るにしても乗り合い的に乗せてあるいて、2人、3人乗せてあるいて同じ方向に走るというような細かいやり方もやっているようにも見えましたけれども、そんなようなことも含めて、何とかこの標茶の町を循環バスが走れるようにするのか、デマンド方式でやるのかということですね。

それと、いろんな問題があると思います。身障者の人たちが乗るときに介護をする人はどうなのかという問題、細かく言うと、そういう問題も当然出てくると思うのですがけれども、ただ、デマンド方式にすると、町で出している重度心身障害者等タクシー運賃助成金ということで、これ100円券が年間1万2,000円分ということで渡っていますけれども、今の段階では聞くところによると二十二、三人しか使っていないということなのなのですが、ということは、これから免許証を返納する人も出てくるだろうし、どんどん高齢化が進んでいくということになると、こういう方式もいいのかなというふうに思っています。例えば皆さんにこのチケットを渡したところ、使う人は使う、使わない人は使わないわけですから、そうすると何千万円も金を出して、莫大な運転手の賃金も払ってということをしていろいろ考えていくと、そのほうがよほど安い方法になるのかなと正直言って思うのですが、その辺も含めて、できるだけ町の中の住民が安心してどこへでも行けるような状況というものをつくっていただければなと思っていますので、どうですか。

○委員長（菊地誠道君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

いろいろなご提案もいただきましたし、私どももいろいろな課題があるということは十分認識をしております。実際に高齢化が進んで、やっぱり高齢者の皆さん方の免許返納等々も踏まえてどう考えていくのか等々については、現時点においては確かに運転手の確保ということが現実問題一番大きいわけですが、ただ、これも世の中の情報でいくと、自動運転という技術が非常に進んでおりまして、これがやっぱり現実的な話になってくるとかなり変わってくるのではないかなと思っています。

こういった世の中のイノベーション等々も踏まえながら、いずれにしても地域に暮らす、町内に暮らす人たちにとってどういった方法がいいのか等々については、今後についても、先ほど課長のほうから申し上げましたけれども、現時点においては課題が多くて予算化していないですけれども、ある程度のめどがついた時点では、いろんな試験も含めて取り組んでまいりたい、そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） ぜひ、今言ったことを頭に置いていただきながら検討していただきたいなと思います。

以上で終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君）（発言席） せっかくの機会ですので、若干質問をさせていただきます。ちょっとその前にお水を。

きのう説明を受けてなかなか理解できない部分もありますので、それを含めて少しばかり質問させていただきたいと思います。

まず1点目は、教育委員会のほうになると思うのですが、行政報告の中でコミュニティ・スクールですか、これを導入していくということでございますが、年内のどの時点ごろにこれを導入していくのか、また、これは学童保育とはまた違うと思いますが、その内容とか、開催の頻度だとか、その中身をお知らせ願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

今、コミュニティ・スクールの関係で、昨年からコミュニティ・スクールについて検討するという方針で進めております。教育関係で、今、子供たちをどう育てるか、どういう学校のあり方という部分を含めて、地域参加の学校経営にかかわってのシステムであります。実際には、その内容について釧路市を含め、管内で実際にやっている自治体もありますし、指定している学校も現在進めております。

本町はまだ検討段階でありますけれども、基本的には本町が今まで進めてきている学校運営にあっては、地域とともに進めてきているというのが実態であります。子供たちを育てる中で、地域のそれぞれ大人がかかわっての学校づくりを進めてきているというのが正直な話だと思っています。それに携わっているいろんな形でそのシステムが、実際には規定とかを設ける形にはなりますけれども、文科省で進めている努力義務のコミュニティ・スクールという制度をどのように進めるかということで、うちは現在検討し、進めようとして

いる段階であります。実際に町が、教育委員会が指定した学校について、そういう地域参加の学校のあり方みたいなのを制度の中で進めていくという流れになっております。実際に今年度、北海道では来年、30年末までに一定程度コミュニティ・スクールを進めていただきたいという方針を掲げております。その中で、うちも、その部分を含めてどこまでできるかというか、どの学校を指定するかは別にしても、その内容を検討していくという方向でおります。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） ありがとうございます。

要するに標茶の、これは小中ではなくて、小学校ということで考えていいのですか。小中ということで考えていいのですか。その中で、標茶の中で何校かを、教育委員会を初め指定していくということでいいのですか。

○委員長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） 指定の仕方はいろいろあるかと思いますが、小学校単独のコミュニティ・スクールの指定あるいは虹別地域小中あわせてのコミュニティ・スクールの指定、そういった部分でのあり方はいろいろ地域によってあるかと思います。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） わかりました。

次に、30年度予算にも盛り込まれておりますが、これは総合計画に沿って進められてきていると思いますが、合併処理浄化槽、これも本年21基を予定しているということでございますが、ことしで3年目ぐらいになりますか、実施を始めてから。町内全域でかなりの対象戸数があると思うのですが、28、29年度の実績ではどのくらいの世帯というか、実施してきているのか、本年も21件分の予算を計上されていますが、これは年内に全部やるということで予定しているのでしょうか、年内に全部実施するという考えで進めていると考えていいのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 今までの合併処理浄化槽の実施戸数、26年度から実施しております、26年度につきましては22基、27年度につきましては25基、28年につきましては16基、そして29年が19基という実績になっておりまして、現在、例年これにつきましては町内の指定店が施工するということが基本になっておりまして、大体施工店のほうから来年度どのくらいの要望があるということをお聞きすると、それと、これは循環型交付金の対象となっております、それにつきましては当初、初年度35基、その後25基を4年間、その後20基、ですからそういう計画に基づいて、その計画に沿った、おおよそその計画に

沿った中で交付金を受けられるかどうか調整しまして決定しておりまして、今回につきましては、当初21基ということで、例年その状況によりましては、ここ2年ぐらいは補正対応とかもさせていただいておりますけれども、それにつきましては実施される希望等によって今後も変更していきたいと考えております。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） これは私も一般質問でも何回か取り上げてきた経緯もありますし、住環境の本当の快適さというか、そういう環境整備ということでも、本当に26年度から取り組んでおられて、大変これは町民にとってもいいことだなと思っております。本年は21基ということで承りました。

それでは次に、予算書にも出ていますが、建設課で車両を購入するということですが、これはダンプなのでしょうか。車種についてちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

車両購入費5,877万6,000円計上しておりますが、その内容でありますけれども、これは交付金事業によりまして除雪用車両の更新を行うものでございます。現在使用しております除雪ダンプでありますけれども、平成3年に購入しておりまして、既に購入から27年経過し、経年劣化によります故障も多く、また、故障した場合につきましても交換部品等がなかなか手配できず時間がかかる、そのために作業中断などの支障を来している車両、除雪ダンプを、今回につきましては除雪専用車へ更新する、そのための費用でございます。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 除雪専用ということは、除雪するために押すほうなのか積む専用なのか、雪を押ししていくほうなのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 今回購入します車両につきましては、除雪、雪を押ししていくものと、あと路面整正といいますか、下の氷も一緒に削る、また、サイドの拡幅も同時に行える車両購入を考えております。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） わかりました。金額が結構高いものですからちょっと気になって、どんなようなものかなという形でお聞きしたのですけれども。

金額については、これより安くということにはならないだろうと思うけれども、大体相場がこのぐらいするということで、特別仕様車なのかどうか分からないのですが、この辺の価格についての考え方はいかがでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 今回、ダンプトラックから除雪の専用車に更新ということで、ダンプから比べますと約1,000万円ほど附属品の関係で高くなります。

変える理由といたしましては、現在、ダンプトラックを3台所有しております。除雪用で使っております。その機械につきましては、夏場においては、冬期間以外は除雪装置を外しまして、砂利運搬などのダンプトラックとして使用しているものでございますが、現在、直営の作業員が3名で作業してまして、3台フルに稼働するというのが少なくなってきましたので、今回更新する除雪専用車につきましては、そのダンプトラックの使用を考えずに、除雪専用として、そのような装置を多くして一連で効率的な作業が可能になる機械への更新ということで検討しています。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） わかりました。ありがとうございます。

次に、これも過疎対策の中で、災害対応の消防ポンプ自動車と、特殊水槽つきということになっているのですが、余り今まで聞いたことのない特殊水槽というのはどういうものなのか。これは災害対応ということでありますので、例えば断水したようなときに水を供給することもできるような装備というのかな、そういうふうに考えていいのですか。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） 消防の予算、総務課を通して協議しておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今回計画しております消防自動車につきましては、特殊水槽という書き方をしておりますけれども、ステンレス製の5トンの水槽を装備したものであります。

現在あるものについては、昭和62年度に購入して、既に30年経過して、各部分、故障あるいは腐食等が起きていて更新をしなければいけないという、そういうことで要望があったものであります。あくまでも補助金、それから起債を活用しながら導入を図るという、そういうことで予算計上をしているところでありますけれども、その補助金の名目が災害対応ということ意識した補助金なものですから、冠のところに災害対応というふうに書いております。実際のところは、その災害対応のところで全国的あるいは道内、招集があったときにこうできるように緊急消防援助隊の消化部隊としての位置づけをされる車両だというふうに伺っているところであります。災害対応の特殊的な装備としては、450ワットのLED照明が2基あるとか、そういうところがあります。

委員ご指摘の給水車両としての活用については、通常のタンク車と変わりありませんので、そういう活用も運用的には可能であるというふうに聞いております。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） わかりました。ありがとうございます。

それでは最後に、観光の振興ということで、昨日も平川委員もかなりいいところを言っていましたけれども、標茶町も観光施設がないとは言えないし、あるとも言えない、中途半端というか、そんなような状況の中で、乗馬だとか、それから7月にオープンする博物館、それから憩の家も、今、鋭意動いておりますし、あとは展望台なり塘路湖、それから虹別のほうに向かっていくと多和平、もっと奥へ行くと、民間でやられていると思うけれども、オオカミもいると。いろいろ観光といえば、観光の起爆剤というか、そういうものはあると思うのですね、探せば。磯分内方面にも、道路縁に、道路のそばでかなりおいしいものも売っているようでありまして、かなり有名な牛肉も売っているようでもありますしね。

4月1日からになると思うのですが、一つの観光振興に向けて取り組まれると思いますが、そういう観点から、通年を通して、やっぱり春夏バージョンとか、秋バージョンとか、冬バージョンとかという形で、今までない発想、取り組みを、周遊券というか、ある程度、例えば1万円かかるのであれば、これはあくまでも憩の家に宿泊して食事してもらおうということを条件に、その前に博物館で観覧してもらおうとか、それから乗馬もしてもらおうとか、冬にはワカサギを体験で釣ってもらおうとか、また、カヌーの好きな人はカヌーに乗ってもらおうとか、いろんなバリエーションが考えられると思うのです。そういうことで、秋バージョンとか、冬バージョンとか、春夏バージョンとか、そういう形でぜひ、潜在的にまだそんなにメジャーでない、そういうところもあるようでありまして、その辺を観光のルートに盛り込んで、また交渉しながら進めていっていただきたいなと思いますけれども、その辺の考えについて伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

地域起こし協力隊を活用した乗馬事業ですとか、また、観光振興対策については新年度から取り組む予定でございますし、博物館のオープン、また、かや沼についてもハード・ソフト部門でも少してこ入れをしながら活用していきたいと考えております。また、展望台についても道のほうに要請してございまして、もうじき答えがいただけることとなっておりますので、その朗報を待っている状況でございます。また、多和平や虹別のオートキャンプ場、また、山小屋等については、町有施設の中で年次的に、計画的に整備をさせていただいております。

さまざまご提言やご要望や、苦情も一部ありましたが、実現できるものは精いっぱい

対応させていただいておりますし、30年度に当たりまして、また新たな体制の中で、観光協会や審議会等のご意見もいただきながら、よりよい方向で標茶らしい観光を進めてまいりたいと思っております。

○委員（川村多美男君） よろしく申し上げます。

終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 討論ないものと認めます。

これより議案第29号から議案第36号まで議題8案一括して採決いたします。

議題8案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号は、いずれも原案可決すべきものと決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（菊地誠道君） 以上で平成30年度標茶町各会計予算審査特別委員会に付託された議題8案の審査は終了いたしました。

これをもって平成30年度標茶町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 2時53分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長 菊 地 誠 道